

奈良市第4次総合計画後期基本計画(案)

答申

平成27年5月
奈良市総合計画審議会

目 次

奈良市第4次総合計画後期基本計画 総論

第1章	後期基本計画策定に当たって	2
1.	後期基本計画の位置付け	2
2.	後期基本計画の概要	9
3.	計画フレーム	10
第2章	重点戦略	15
第3章	計画の実現に向けて	17

奈良市第4次総合計画後期基本計画 各論

	体系図	20
第1章	市民生活	23
第2章	教育・歴史・文化	31
第3章	保健福祉	49
第4章	生活環境	67
第5章	都市基盤	81
第6章	経済	103
第7章	基本構想の推進	119

総論

第1章 後期基本計画策定に当たって

1. 後期基本計画の位置付け

(1) 後期基本計画の目的

後期基本計画は、基本構想に示した「環境」、「活力」、「協働」の3つの視点と基本方向に基づき、都市の将来像である「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」の実現に向けて、前期基本計画の達成状況及び前期基本計画期間中の社会経済環境の変化や中長期的な展望を踏まえ、本市が特に重点的に推進すべき取組や、分野ごとの課題を踏まえた施策の内容を明らかにすることを目的として策定します。

(2) 社会情勢の変化

① 人口減少・少子化の進行

わが国の総人口は、2008年（平成20年）をピークに減少に転じ、以降減少傾向が続いています。また、合計特殊出生率[※]も低い水準で推移していることから、少子化が進行し、人口の年齢構成も大きく変化しつつあります。さらに、2040年（平成52年）には、地方部を中心に、多くの市町村で、出産が多い世代である20～39歳の女性人口が5割以上減少することが見込まれており、少子化の進行が更に加速することが懸念されています。

特に、経済活動の担い手である生産年齢人口（15～64歳の人口）の減少は、労働力不足や消費の縮小など、地域経済の活性化にマイナスの影響を与えるほか、医療や福祉等の社会保障制度の面でも、制度の担い手となる若い世代への負担の増大など、大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このような状況の中、政府は、あらゆる分野の制度やシステムを、若者や子ども世代のためになるよう見直し、人口の急減や超高齢化の流れを変えることで、50年後にも1億人程度の安定的な人口を保持することを目指していますが、最近では、総人口の減少のみならず、地方からの人口流出により、人口が都心部に集中し、地方の維持が困難になることが指摘されており、大きな課題となっています。特に、地方においては、雇用の受け皿が限られることから、若者が就職時に地元を離れる傾向が顕著であり、雇用の創出が喫緊の課題となっています。

本市においても、既に人口の減少が始まっており、特に20～39歳の女性人口は、2005年（平成17年）から2014年（平成26年）の9年間で約20%も減少しています。そのため、人口減少問題を緊急かつ最大のテーマと捉えて、取組を進めていく必要があります。

② グローバル化への対応

経済のグローバル化に伴い、日本企業の海外進出や、海外からの日本への投資など、国・地域の枠組みを越えた経済活動の動きも活発になるとともに、世界経済の動きが地域経済にも大きな影響を与えるようになっていきます。

※ 合計特殊出生率:1人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示すときに使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値

訪日外国人旅行者は、アジア諸国の経済成長やビザの発給要件緩和、円安などの条件が重なったことで増加傾向にあり、2013年（平成25年）には初めて1,000万人を突破しました。2020年（平成32年）にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることから、訪日外国人旅行者は今後ますます増加することが見込まれています。

世界遺産をはじめとする歴史資源や自然資源に恵まれ、観光業が重要な産業の一つである本市では、今後より多くの外国人観光客が訪れることが見込まれます。そのため、外国人観光客が旅行しやすい環境の整備を進めることで、より多くの外国人観光客を受け入れ、地域経済の活性化につなげることが求められます。

さらに、近年では、日本の企業で働く外国人や、日本に留学する外国人も増加傾向にあることから、地域社会においても、国籍や言語、文化の違い等、人々の多様性（ダイバーシティ）を尊重し合う「多文化共生」の考え方が重要になっています。本市においても、外国人住民との交流の中で、互いの文化を理解し、尊重する意識を醸成することが大切です。

③ 安全・安心への意識の高まり

2011年（平成23年）の東日本大震災の発生や、今後発生するとされる南海トラフ地震への懸念により、防災に対する人々の関心が高まり、地震のみならず、水害や土砂災害等の様々な災害を想定した、住民参画による地域防災への取組が各地で進んでいます。また、地域の防犯についても、自治会等をはじめとする地域団体による防犯パトロールなど、住民自らが地域の安全・安心を守るための取組が各地で実施されています。

社会基盤関連では、各地で高度成長期に建設が進められた道路や橋梁、公共施設等が、老朽化による更新時期を一斉に迎えており、耐震化をはじめとする補修や更新による安全・安心の確保が求められています。

本市でも、大規模災害や山間部における土砂災害の発生などを想定し、地域における防災力の向上に努める必要があるほか、社会基盤の老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。

④ 健康長寿社会の実現

わが国では高齢化率の上昇傾向が続いており、2010年（平成22年）に23.0%であった高齢化率は、2030年（平成42年）には30.3%になる見込みです。

このような状況の中、健康づくりや社会参加の促進により、高齢者ができるだけ長い期間、健康でいきいきと暮らせるような「健康長寿社会」の実現が重要とされています。また、国では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」構築のための取組が進められています。

本市の2010年（平成22年）の高齢化率は23.3%で、全国とほぼ同様の水準ですが、2030年（平成42年）には35.0%と、全国を上回るペースで上昇することが見込まれています。本市においても、市内の各地域で高齢化の傾向が異なるため、地域特性に基づいた課題の抽出や対応の検討を行い、今後の更なる高齢化の進行を見据え、「地域包括ケアシステム」構築に向けた取組を着実に進める必要があります。

⑤ 重要性を増す環境保全の取組

世界的な人口の増加や、新興国における工業化の進展及び生活様式の変化等に伴い、エネルギー消費量や廃棄物が増加し、また開発行為による環境破壊が進行するなど、環境問題は更に深刻さを増しています。

近年では、化石燃料の枯渇が懸念されていることから、世界各国で太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの開発・導入が推進され、発電した電力の固定価格買取制度が創設されるなど、環境負荷低減のための新しい取組が進んでいます。

本市でも、省エネルギーの促進や電気自動車用充電ステーションの設置による温室効果ガス削減のための取組のほか、循環型社会構築のための啓発活動等を継続的に展開しており、今後も、市民や事業者との協働による環境保全活動を推進していくことが重要と考えています。

⑥ 社会をたくましく生き抜く力をつける教育の重要性

グローバル化の進展やテクノロジーの急速かつ継続的な革新など社会情勢が大きく変化する中、自立した人間として多様な他者と積極的に関わりながら生きていくために、教育の中で、主体的・能動的に社会を生き抜く力を育むことや、変化や新たな価値を主導・創造し、国際社会を牽引するような人材を育成することが求められています。そのためには、コミュニケーション能力や豊かな語学力を身につけ、自国の文化を深く理解するとともに、異なる文化に生きる人々と互いを理解し、認め合うことが大切です。

具体的には、早い段階からの国際交流を通して多様な文化を理解しながら自分の想いを発信する力の育成や、英語やICT^{※1}をツールとして活用する力の育成が必要です。そのためには、教員の意識を改革するとともに、これまでの“知識注入型授業”から“活用型授業”へ教授法の転換が必要です。加えて、リーダーシップや決断力をもつ人材の育成も重視され、起業家精神を身につけるための教育も必要とされています。

⑦ 地方分権の進展と更なる協働の推進

2000年（平成12年）に地方分権一括法が施行されて以来、国からの権限移譲や国の法令による義務付け等の見直しなどの地方分権改革が進展したことにより、地方自治体における行政運営の自主性・自立性が拡大しました。また、まちづくりに対する住民の意識も醸成され、多様な行政課題や住民ニーズに対応する「新しい公共^{※2}」の担い手として、地域の住民団体やNPO等が活発に活動し、行政との協働も進んでいます。

また、地域住民との協働によるまちづくり活動については、小中学校等の校区単位で住民や事業者等による団体を組織し、その活動を行政が支援しつつ、地域での子育て支援や高齢者の見守り等、行政が対応しきれないきめ細かなニーズに対応する取組も、各地で行われています。

行政と住民やNPO、事業者等の活動主体との協働を更に促進するためには、情報を共有し、課題や取組アイデア等についての意見交換を重ねながら、活動につなげていくことが重要です。そのため、最近では、誰もが公共データを活用して、必要な公共サービスについて検討できるよう、行政が保有するデータを公開する「オープンデータ」の取組が進みつつあります。

※1 ICT (information and communication technology): 情報通信技術

※2 新しい公共: 支え合いと活気のある社会をつくるための「市民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「行政」等の協働の場

本市においても、市民や事業者等との協働を更に推進し、地域にある固有課題の解決やニーズ等への対応など、地域特性を踏まえたよりよいまちづくりに取り組んでいくことが重要になります。また、自分たちのまちは自分でつくるという住民自治の原点に立ち、自治会や自治連合会と、地域にある様々な団体が一緒になって力を合わせ、地域課題を解決する新しい仕組みづくりをともに推進していく必要があります。

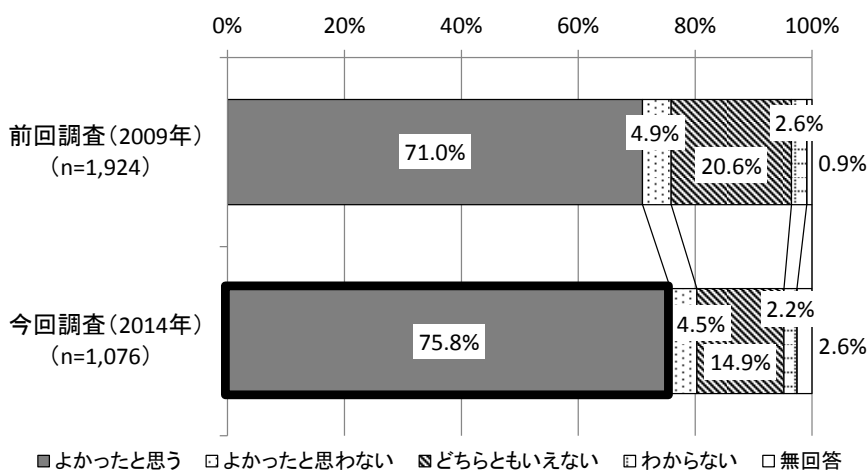
(3) 5 年間で市民意識の変化

本市では、2014 年（平成 26 年）8 月から 9 月にかけて、18 歳以上の市民 3,000 人を対象に、まちづくりに関するアンケートを実施しました（以下「今回調査」）。このうち、基本構想において「まちづくりの指標」として位置付けている 4 つの指標について、前回調査（2009 年（平成 21 年）実施）の結果と比較しました。

① 住みよさの指標

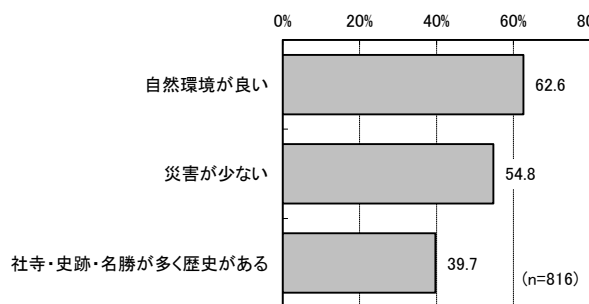
今回調査における「奈良市に住んでよかったと思う」市民の割合は 76%です。「まちづくりの指標」では、「奈良市に住んでよかったと思う」市民の割合が 80%以上となることを目標としており、この目標にはまだ届かないものの、前回調査の 71%よりも、やや回答比率が上昇しています。

「奈良市に住んでよかったと思う」市民の割合

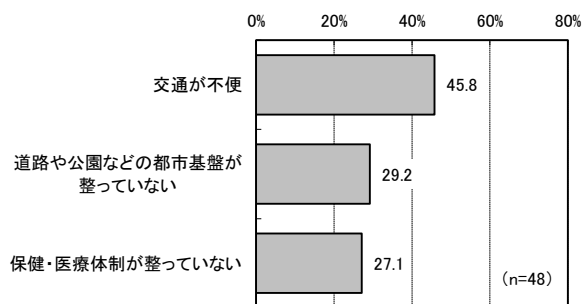


アンケートの回答では、住んでよかったと思う理由として「自然環境がよい」、「災害が少ない」などが多くなっていますが、一方、住んでよかったと思わない理由として「交通が不便」、「道路や公園などの都市基盤が整っていない」、「保健・医療体制が整っていない」などが多くなっています。

住んでよかったと思う理由



住んでよかったと思わない理由

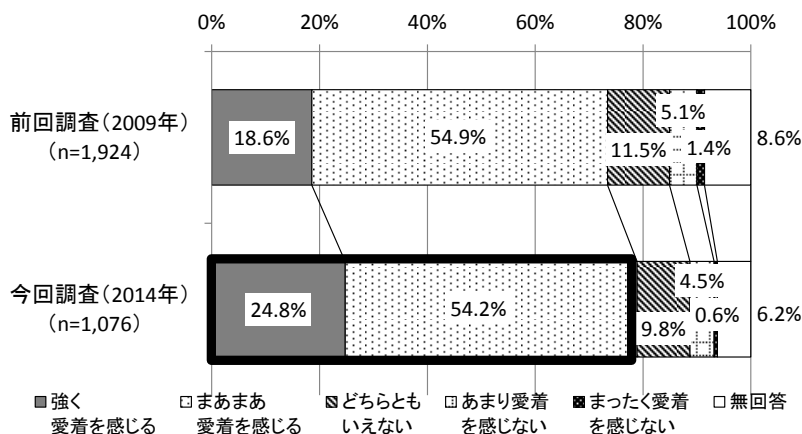


(注)いずれも上位3項目。

② まちへの愛着の指標

今回調査における「奈良市に愛着を感じている」（「強く愛着を感じる」と「まあまあ愛着を感じる」の合計）市民の割合は 79%です。「まちづくりの指標」では、「奈良市に愛着を感じている」市民の割合が 80%以上となることを目標としており、今回調査では、前回調査の 74%から回答比率がやや上昇しています。

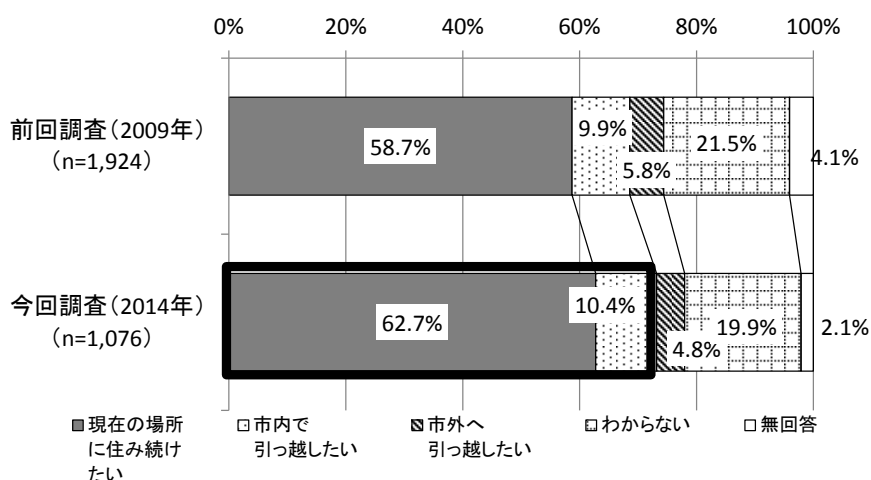
「奈良市に愛着を感じている」市民の割合



③ 定住志向の指標

「奈良市に住み続けたい」（「現在の場所に住み続けたい」と「市内で引っ越したい」の合計）市民の割合は 73%です。「まちづくりの指標」では、「奈良市に住み続けたい」と思う市民の割合が 80%以上となることを目標としており、この目標にはまだ届かないものの、前回調査の 69%から回答比率はやや上昇しています。

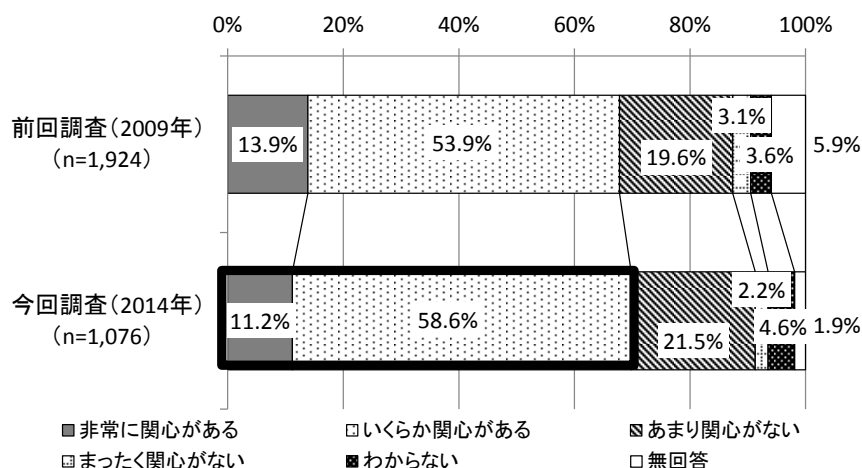
「奈良市に住み続けたい」市民の割合



④ 市政への関心の指標

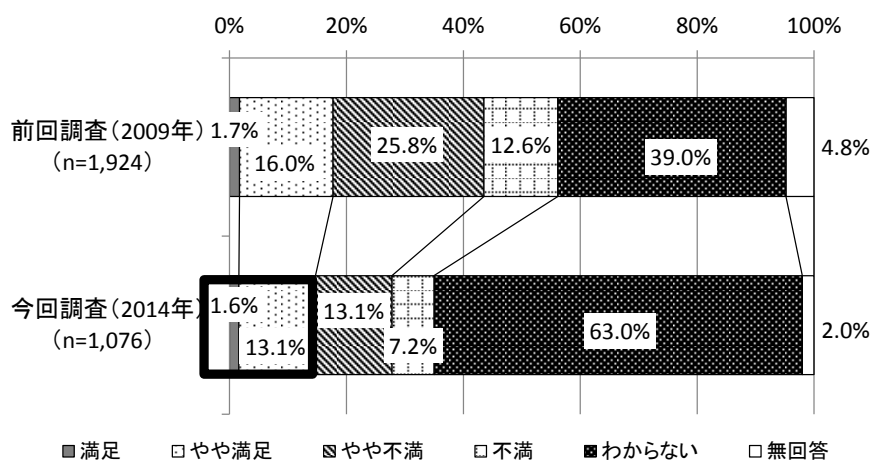
「市政に関心がある」（「非常に関心がある」と「いくらか関心がある」の合計）市民の割合は70%です。「まちづくりの指標」では、「市政に関心がある」市民の割合が75%以上となることを目標としています。今回の調査結果は前回調査（68%）と同様の水準の回答比率にとどまっています。

「市政に関心がある」市民の割合



「市民と協働する市政の推進」に関する取組への満足度（「満足」と「やや満足」の合計）は15%です。「まちづくりの指標」では、「市民と協働する市政の推進」の市民満足度が50%以上となることを目標としています。今回調査の結果は、前回調査（18%）をやや下回る水準となっています。

「市民と協働する市政の推進」に関する取組への満足度



2. 後期基本計画の概要

(1) 重点戦略

前期基本計画期間中の社会経済状況や市民ニーズの変化、今後の中長期的な社会動向の見通しを踏まえて、本市では、以下に挙げる3つの分野の取組を「重点戦略」として後期基本計画に位置付け、全庁を挙げて推進していきます。

- 重点戦略1：子どもの夢・未来戦略
- 重点戦略2：安心・健康長寿戦略
- 重点戦略3：観光力アップ戦略

(2) 計画の構成

「奈良市第4次総合計画」は、基本構想（計画期間10年）、基本計画（計画期間5年）及び実施計画（計画期間3年、毎年度見直し）で構成しています。

5年間の前期基本計画の計画期間が2015年度（平成27年度）で終了するため、それに続く5年間の計画として、後期基本計画を策定します。

① 基本構想

基本構想は、2020年度（平成32年度）を目標年度として、奈良市の都市の将来像を設定し、その実現に向けた市政運営の基本方針を定めています。

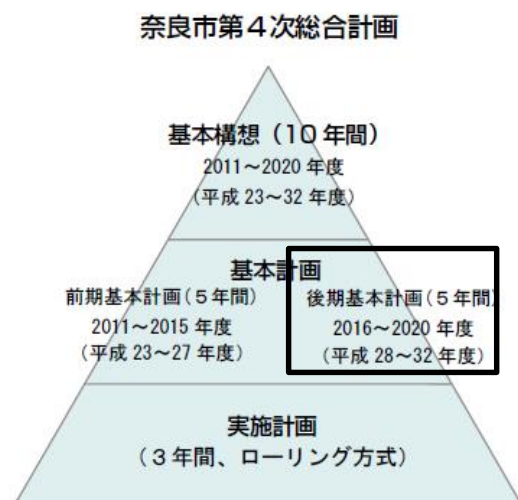
② 基本計画

基本計画は、都市の将来像の実現に向けて取り組むべき施策を体系的に示し、施策目標と展開方向を明らかにします。

計画期間は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）を前期、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）を後期とします。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策に基づいた具体的な事業の実施内容を示します。2011年度（平成23年度）を初年度に毎年度、向こう3年間の計画として見直しを行います。



(3) 期間・目標年度

後期基本計画の計画期間は5年間とし、目標年度は2020年度（平成32年度）とします。

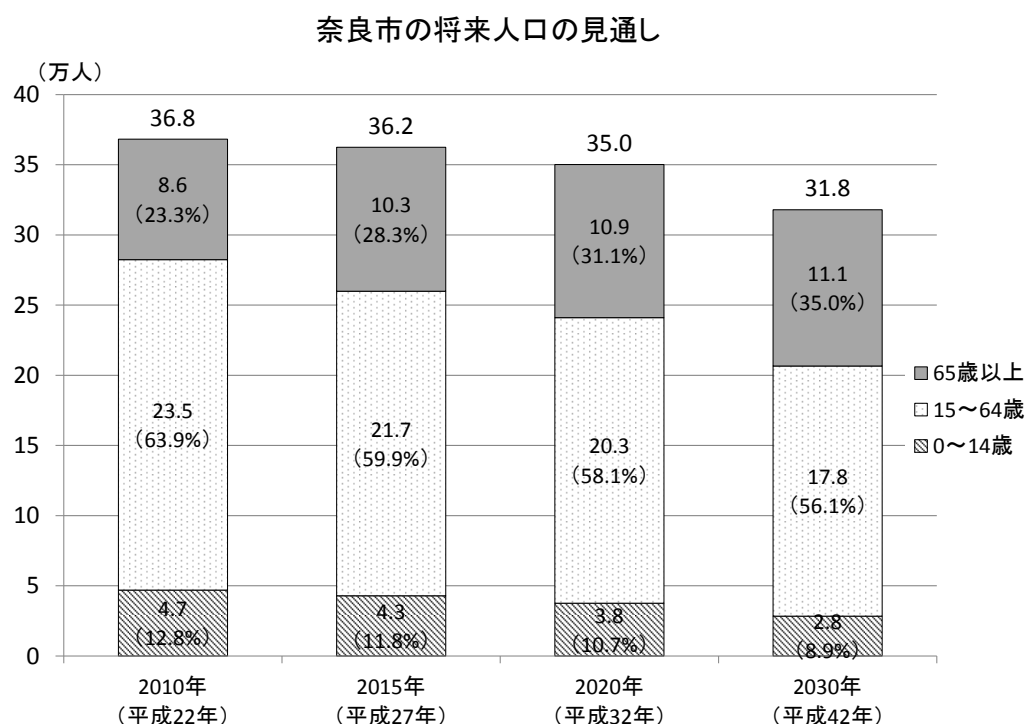
3. 計画フレーム

(1) 人口の見通し

① 総人口・年齢別人口

2010年（平成22年）に36万8,296人であった奈良市の総人口は、2020年（平成32年）には35万人まで減少し、2030年（平成42年）には31万7,800人程度となることが見込まれます。

年齢別の人口は、0～14歳、15～64歳が大きく減少する中で、65歳以上人口が大きく増加し、高齢化率は2010年（平成22年）の23.3%が2020年（平成32年）には31.1%、2030年（平成42年）には35.0%にまで上昇する見通しです。



(注1) ()内は、総数に対する構成比。

(注2) 小数点以下は四捨五入しているため、年齢別の値の合計が総数と一致しない場合や、構成比の合計が100%にならない場合がある。

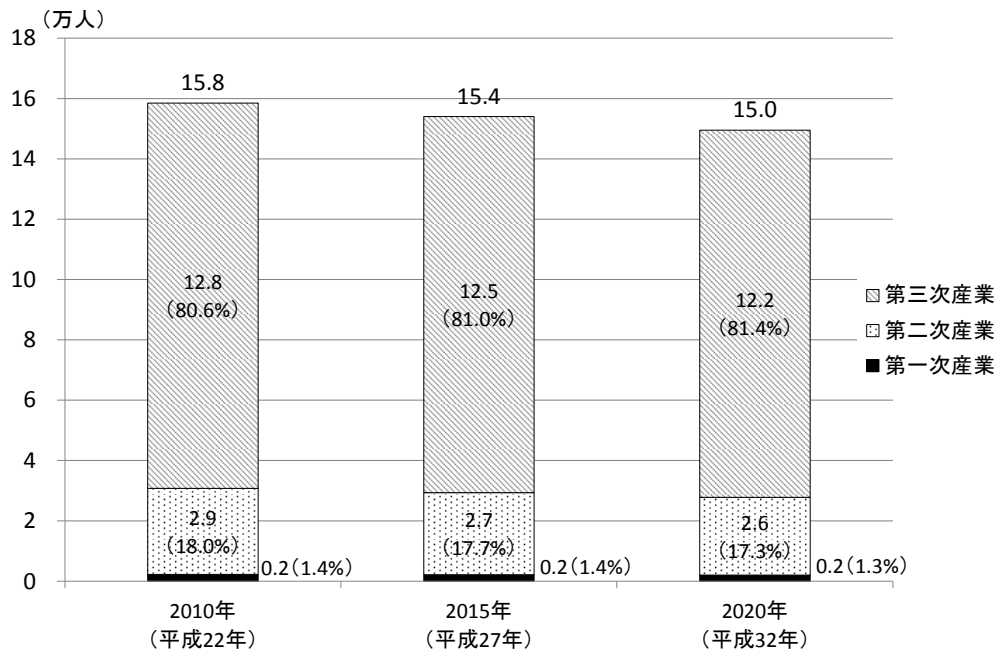
(資料) 奈良市「住民基本台帳」

② 就業人口

2010年（平成22年）に15万8,444人であった奈良市の就業人口の総数は、2020年（平成32年）には14万9,500人まで減少することが見込まれます。

第一次、第二次、第三次産業のいずれの産業においても就業人口は減少しますが、第三次産業の減少が他の産業に比べて緩やかであるため、就業人口の総数に占める第三次産業の比率がやや高まることになります。

奈良市の就業人口の見通し



(注1) ()内は、総数に対する構成比。

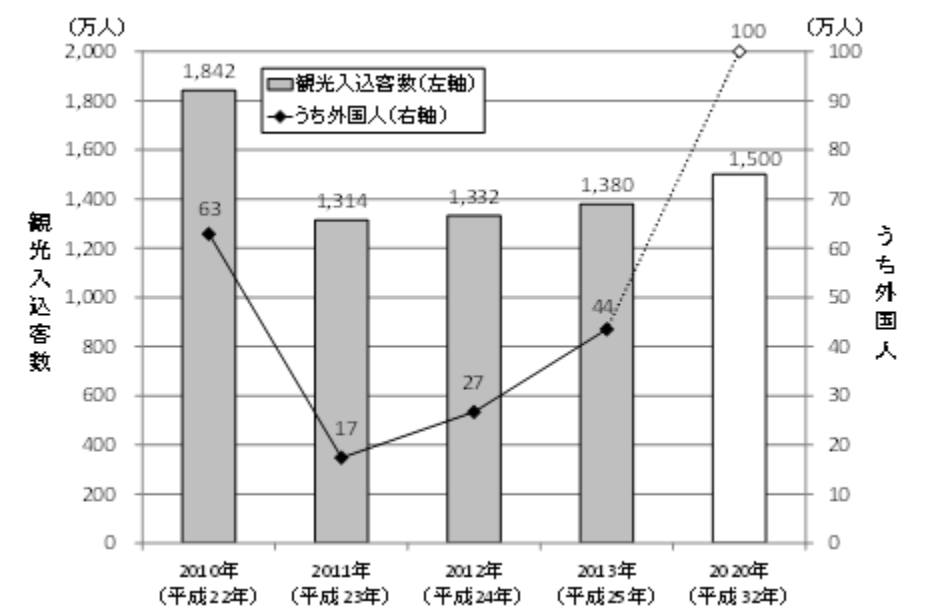
(注2) 小数点以下は四捨五入しているため、産業別の値の合計が総数と一致しない場合や、構成比の合計が100%にならない場合がある。

(資料) 奈良市「住民基本台帳」

③ 交流人口

本市の観光交流人口（観光入込客数）は、1,300 万人から 1,400 万人で推移していますが、「平城遷都 1300 年祭」が開催された 2010 年（平成 22 年）には、1,842 万人と大きく増加しました。2013 年（平成 25 年）は 1,380 万人となり、そのうち外国人観光客は 44 万人です。今後、国際的な観光地として魅力あるまちづくりを一層進めることにより、2020 年（平成 32 年）には観光交流人口 1,500 万人を目指します。

奈良市の交流人口の実績と目標



(資料) 奈良市「奈良市観光入込客数調査報告」

(2) 土地利用の方向性

① 基本方針

本市が目指す都市の将来像の実現に向けて、これまでの土地利用の考え方を踏まえつつ、以下の基本方針に基づき、長期的な視野の下に限られた資源である土地を有効活用し、時勢に合致した計画的な土地利用を図ります。

1) 自然環境・歴史的景観の保全と活用

本市では、世界遺産「古都奈良の文化財」をはじめとする歴史的な文化遺産が、今も生活の中に息づいています。また、大和青垣国定公園や奈良公園、月瀬梅林をはじめとした緑豊かな自然環境にも恵まれています。

本市の大きな魅力である豊かな自然環境や文化遺産を保全するとともに、市民はもちろん、奈良を訪れる多くの人々がその魅力を実感できるように活用し、まちづくりやものづくり、人づくりにつなげることで、奈良らしい都市の活力を創出します。

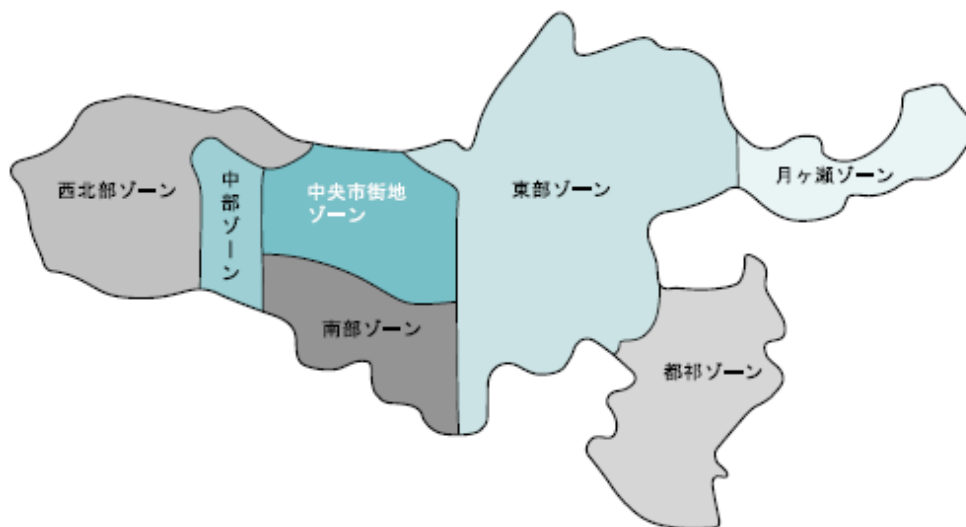
2) 利便性の高い暮らしの実現と住環境の向上

本市は、これまで大阪近郊の良好な住宅地として着実に発展を遂げてきました。しかし、今後の土地利用にあっては、地域特性やライフスタイルの変化、ニーズの多様化に配慮し、都市拠点や地域拠点の適正配置や交通利便性の向上、施設の有効活用と維持管理等に努めるとともに、公共交通機関、建築物、歩行空間等のバリアフリー化を進め、快適で利便性の高い暮らしを実現します。

また、新たな住宅地を開発するだけでなく、これまでに形成されてきた住環境の維持・保全を図るとともに、自然環境や歴史的環境と調和した住環境の向上を図ることで、個性ある生活文化の形成を目指します。

② 地域別土地利用

これまでの地域別土地利用の方向性を継承し、以下の7つのゾーン区分により、市域としての一体性に配慮しつつ、地域間の機能分担と連携の下で、各地域の多様な特性を生かした、地域ごとの魅力ある土地利用を進めます。



1) 中央市街地ゾーン

2010 年（平成 22 年）における人口は 102,324 人（市全体の 27.9%）で、減少傾向にあります。このゾーンは、本市だけでなく奈良県の中心として、行政サービス機能や商業・業務機能、医療・福祉機能などの都市機能が集積しています。

一方で、世界遺産をはじめとする歴史的な文化遺産が数多く存在するため、歴史的環境に調和した市街地環境を実現していきます。

景観、自然環境の保全に努め、「奈良町都市景観形成地区」を核として伝統的町並みの保全整備を推進し、新しい文化の創造、観光振興と地域産業の活性化に積極的に取り組みます。

J R 奈良駅や近鉄奈良駅周辺では、複合利用など土地の有効活用を図るほか国際文化観光都市・奈良の玄関口にふさわしい都市機能の集積や魅力ある市街地整備を進めます。

京奈和自動車道（仮称）奈良インターチェンジ周辺は、交流の玄関口として、J R 関西本線の新駅設置を促進し、交通結節点として観光交流機能の強化に努めます。

また、安全で快適な交通体系を形成するため、道路体系の整備、歩行者優先の快適な道路環境の整備、パークアンドバスライド・サイクルライドシステムの実施、駐車施設の整備を進めます。

2) 中部ゾーン

2010 年（平成 22 年）における人口は 25,161 人（市全体の 6.9%）で、奈良市の総人口が減少しているのに対し、増加傾向にあります。

世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺、平城宮跡をはじめとする歴史的な文化遺産や自然環境に恵まれたこのゾーンは、歴史的景観・自然環境を保存していくことを基本とし、特に平城宮跡では、市民や奈良を訪れる多くの人々が集う場所としていくため、「国営平城宮跡歴史公園」の魅力ある整備を促進します。

また、近鉄西ノ京駅周辺地区では、道路や駅前広場等の整備を推進します。

3) 西北部ゾーン

2010 年（平成 22 年）における人口は 196,635 人（市全体の 53.6%）で、減少傾向にあります。

大阪近郊の良好な住宅地として発展してきたこのゾーンでは、成熟した郊外住宅地として、居住環境の保全を図るとともに、文化、福祉、スポーツなど活動の充実を進めます。

近鉄大和西大寺駅周辺を地域拠点として位置付け、広域を対象とした都市機能の集積を図るとともに、歴史観光の玄関口にふさわしい環境の整備を進めます。

また、新県立奈良病院の整備促進や医療福祉機能の充実、緊急搬送に配慮した交通アクセスの確保などにより、暮らしの安らぎを創出します。

4) 南部ゾーン

2010 年（平成 22 年）における人口は 29,210 人（市全体の 8.0%）で、減少傾向にあります。

自然環境に富み、住宅地、農地、工業用地等で形成されるこのゾーンでは、用途の無秩序な混在を規制するとともに、市街化調整区域内の農地を保全することを基本とし、都市近郊農業の振興や集落周辺の生活環境の整備、優れた集落景観の保全と活用を進めます。

また、西九条町周辺を工業・流通業務施設等が集積・充実する拠点と位置付け、必要に応じた基盤整備や優良企業の誘致を検討し、産業の活性化を図るとともに、用途の混在に配慮しながら生活環境との調和を進めます。

さらに、大和青垣国定公園や山の辺の道といった豊富な自然環境や歴史資源の観光への活用を進めます。

5) 東部ゾーン

2010 年（平成 22 年）における人口は 5,678 人（市全体の 1.5%）で、減少傾向にあります。このゾーンは緑や水辺など豊かな自然に恵まれ、大和青垣国定公園が指定されているほか、農林業が主産業となっています。

森林地域と農業地域が大部分を占め、豊かな自然と歴史に育まれたこのゾーンでは、水資源のかん養や豊かな緑の保全に努め、その特性を損なうことなく地域社会の生活環境の基盤整備を進めるとともに、レクリエーション機能の強化など、これらを活用した地域づくりを進めていきます。

また、人口の減少・高齢化が進んでいることから、交通ネットワークの充実を図るとともに、快適で利便性のある暮らしを目指し、公益施設周辺を生活拠点と位置付け、行政サービス等の生活関連機能の集積を検討します。

6) 月ヶ瀬ゾーン

2010 年（平成 22 年）における人口は 1,607 人（市全体の 0.4%）で、減少傾向にあります。

このゾーンでは、名勝「月瀬梅林」や梅の郷月ヶ瀬温泉一帯を「梅の郷」と位置付け、梅林を保全・育成するとともに、農林産物のブランド化を推進するなど、農業を核とした活力ある土地利用を推進します。

7) 都祁ゾーン

2010 年（平成 22 年）における人口は 5,976 人（市全体の 1.6%）で、減少傾向にあります。

阪神地区と東海地区を結ぶ名阪国道と、人・物・情報が交流する拠点である針テラスを備えるこのゾーンでは、交通上の利便性を生かし、インターチェンジ周辺を産業促進の中心として位置付け、雇用の創出と産業の発展を進めます。

第2章 重点戦略

人口減少と少子高齢化は全国的に進行しており、本市においても避けて通れない課題となっています。少子高齢化が加速することで、年齢ごとの人口バランスが大きく変化し、経済活動の縮小や社会保障負担の増大、まちづくり活動の担い手の減少など、様々な面で地域の活力低下につながるものが懸念されています。

このような状況の中では、若い世代が安心して子どもを持てる社会、生まれた子どもたちが豊かな心と生きる力を身につけながら健やかに育つ社会、また、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができる社会を目指すことが重要になります。

また、人々が豊かで安定した暮らしを送るためには、地域経済の活性化が欠かせません。特に近年、新興国の経済成長に伴う外国人観光客の増加により、本市においても重要な産業の一つである観光が、成長分野として注目されています。

さらに、東日本大震災の発生以降、防災や減災への関心が高まり、様々な取組が行われています。また、高度成長期に整備された道路や橋梁、公共施設等の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えていることも全国的な課題となっており、社会基盤は今後、従来のような新規整備よりも、既存の基盤の安全性を確保するための改修や長寿命化に重点が置かれることとなります。

前期基本計画では、「少子化対策」「環境」「観光」の3つを重点戦略としていましたが、自然や景観、歴史的文化遺産の保護には今後も長い時間をかけて継続的に取り組んでいくことが求められる一方で、少子高齢化や生活の安全・安心の確保、地域経済の活性化は、重点的かつ早急な対応が求められる大きな課題となっています。

そのため、後期基本計画では、以下に挙げる3つの分野を「重点戦略」とし、特に力を入れて施策を推進することとします。

1. 重点戦略1:子どもの夢・未来戦略

少子化に歯止めをかけるには、若い世代が安心して子どもを育て、また、子どもたちが夢や未来への希望をもてるような社会をつくることが重要です。

そのため、出産・子育てに関しては、経済的、精神的な不安が解消され、子どもを持ちたいと希望する人が安心して安全に出産できる環境をつくるとともに、医療の充実や保育を支える体制を整備し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、教育の分野では、本市独自の教育カリキュラムに基づき、幼小連携・小中一貫教育の中で質の高い公教育の実現を目指し、グローバル人材を育成、自らが生まれ育った地域を誇りに思い、夢を実現する力をもつ子どもを育てます。

さらに、子どもたちが大人になった時には、本市で好きな仕事に就き、夢とやりがいをもっていきいきと働き続けることができるよう、雇用や就労に関する環境を整えます。

(主力となる基本施策)

学校教育【基本施策 2-01】	青少年の健全育成【基本施策 2-02】	
子育て【基本施策 3-02】	医療【基本施策 3-05】	保健【基本施策 3-06】
勤労者対策（労働環境）【基本施策 6-05】		

2. 重点戦略2:安心・健康長寿戦略

高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けられるよう、健康寿命を延伸するための取組に努めるとともに、必要な住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を見据えて、分野横断的な施策を展開します。

また、防災については、国土強靱化の観点を踏まえ、今後発生しうる大規模災害に備え、地域の安全・安心を確保するため、市民や事業者、市民団体やNPOとの連携を強化しつつ、地域による主体的な防災や減災への取組を支援していきます。

さらに、道路や橋梁、公共施設等については、必要に応じて計画的に耐震化や改修を進めていきます。

これらの取組を通じて、全ての市民が安全・安心に暮らせる社会を構築します。

(主力となる基本施策)

高齢者福祉【基本施策 3-04】	医療【基本施策 3-05】	保健【基本施策 3-06】
危機管理と地域の安全・安心（防災・消防・防犯・交通安全）		【基本施策 4-01】
道路【基本施策 5-04】	居住環境【基本施策 5-07】	

3. 重点戦略3:観光力アップ戦略

新興国の経済成長に伴い、特にアジア地域から日本を訪れる観光客が増加しています。また、今後オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることで、外国人観光客の更なる増加が見込まれます。

世界遺産をはじめとする観光資源を多く擁する本市において、観光客の増加は、飲食業、宿泊業、小売業をはじめとする地域産業に大きな波及効果を及ぼすことが予想されるため、より多くの観光客が本市を訪れ、快適に旅行を楽しめるよう、受入環境の整備に早急に取り組んでいきます。

また、地域の観光関連事業者による取組を支援するなど、事業者との協働を図り、地域を挙げての観光まちづくりを促進し、観光が地域経済の発展に寄与するような仕組みづくりを推進します。

(主力となる基本施策)

文化遺産の保護と継承	【基本施策 2-04】	交通体系【基本施策 5-03】
観光	【基本施策 6-01】	商工・サービス業【基本施策 6-04】

第3章 計画の実現に向けて

協働を推進し、基本計画に示す重点戦略や施策を、着実かつ効率的に推進します。

1. 計画推進体制

① 庁内における計画推進体制

複数の分野を横断する重点戦略を効果的に推進するため、庁内での情報の共有を強化し、取組をより強力に推進します。また、基本計画に掲げる施策を効率的、効果的に推進するため、必要に応じて組織の再編や整理を行います。

② 市民等との協働による計画推進体制

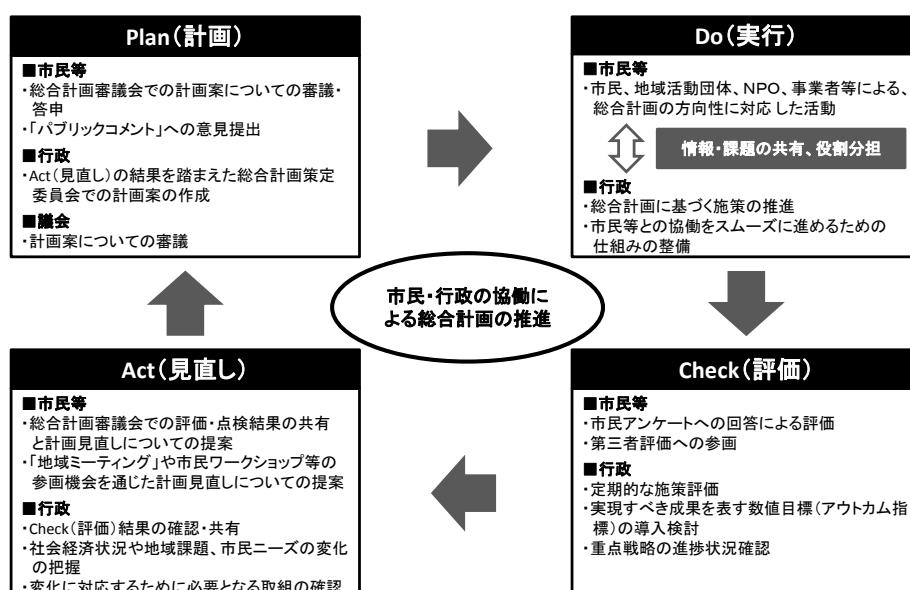
総合計画の推進に当たっては、自治会をはじめとする地域活動団体や、NPO、ボランティア、事業者等との協働による取組を一層推進することにより、地域の課題によりきめ細かに対応できる体制を整えるとともに、担い手の育成に努めます。また、よりスムーズな協働を推進するための仕組みを整備します。

2. 進捗管理の仕組み

計画の進捗管理は、「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Act) を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方に基づいて実施します。

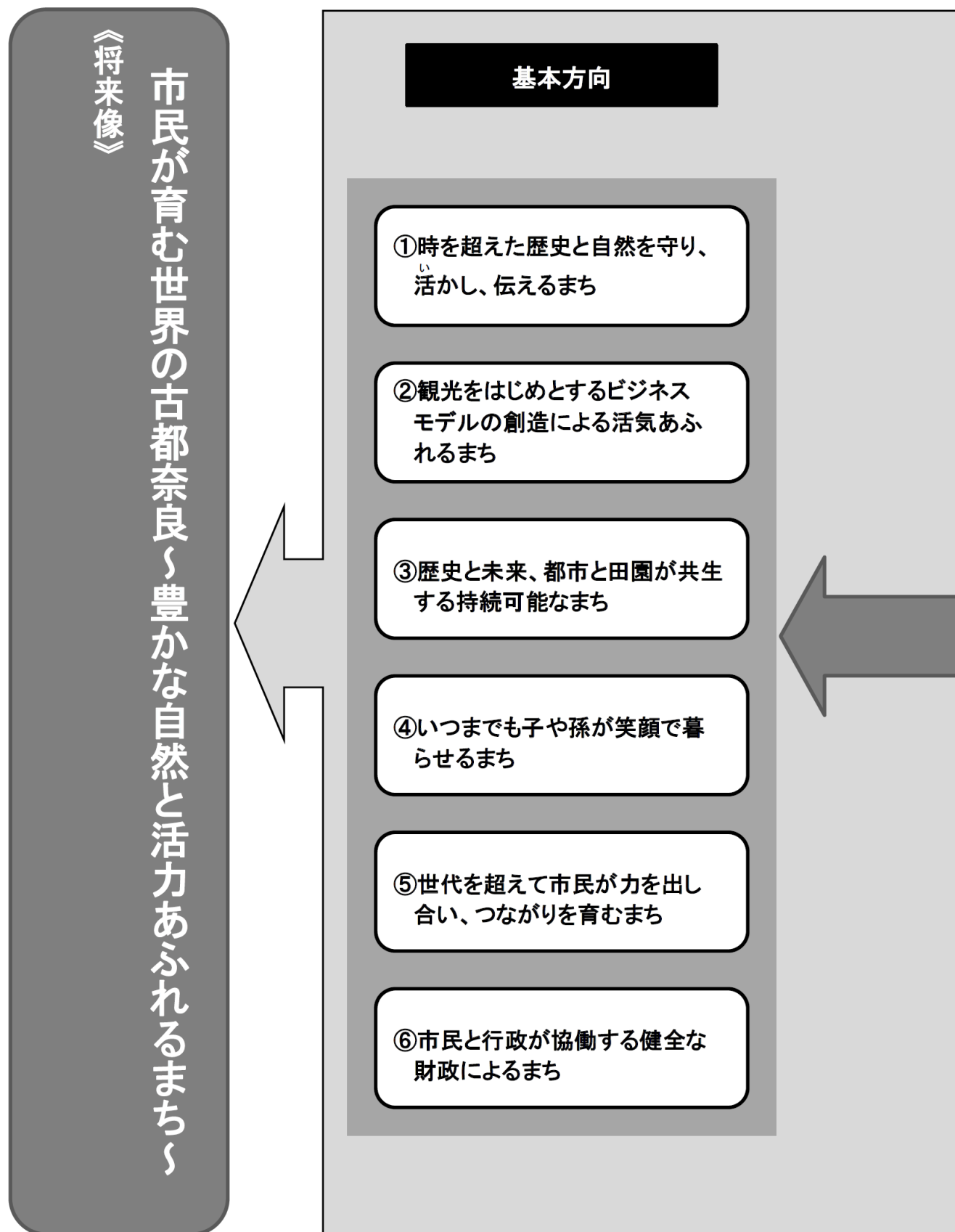
施策ごとに目標の達成度を評価するための指標を設定して、毎年、進捗の確認と要因分析を行い、その結果を実施計画の見直し等につなげるとともに、今後は、取組の効果を把握するため、実現すべき成果を表す数値目標（アウトカム指標）の積極的な導入を検討します。また、評価に当たっては、行政が単独で行うのではなく、市民の意識や満足度を定期的に把握するとともに、学識経験者や市民などによる第三者評価を取り入れます。

さらに、実施計画に基づく事業の実施に当たっては、本市がこれまで取り組んできた行財政改革の成果を踏まえて、「ヒト・モノ・カネ・情報」といった経営資源を有効に活用することで、事業の効率と質の向上を目指すものとします。



各 論

《 体 系 図 》



(注)「将来像」「基本方向」は、奈良市第4次総合計画基本構想より。

基本施策

第1章 市民生活	1-01 地域コミュニティ、交流(地域間交流)	P. 24
	1-02 男女共同参画	P. 27
	1-03 人権・平和	P. 29
第2章 教育・歴史・文化	2-01 学校教育	P. 32
	2-02 青少年の健全育成	P. 38
	2-03 生涯学習	P. 40
	2-04 文化遺産の保護と継承	P. 43
	2-05 文化振興	P. 45
	2-06 スポーツ振興	P. 47
第3章 保健福祉	3-01 地域福祉	P. 50
	3-02 子育て	P. 53
	3-03 障がい者・児福祉	P. 57
	3-04 高齢者福祉	P. 59
	3-05 医療	P. 62
	3-06 保健	P. 64
第4章 生活環境	4-01 危機管理と地域の安全・安心(防災・消防・防犯・交通安全)	P. 68
	4-02 環境保全	P. 73
	4-03 生活・環境衛生	P. 75
	4-04 廃棄物処理	P. 78
第5章 都市基盤	5-01 土地利用	P. 82
	5-02 景観	P. 84
	5-03 交通体系	P. 86
	5-04 道路	P. 88
	5-05 市街地整備	P. 90
	5-06 公園・緑地	P. 92
	5-07 居住環境	P. 94
	5-08 上水道	P. 96
	5-09 下水道	P. 99
	5-10 河川・水路	P. 101
第6章 経済	6-01 観光	P. 104
	6-02 交流(国際交流)	P. 107
	6-03 農林業	P. 109
	6-04 商工・サービス業	P. 112
	6-05 勤労者対策(労働環境)	P. 114
	6-06 消費生活	P. 116
第7章 基本構想の推進	7-01 市政情報の発信・共有	P. 120
	7-02 市民参画・協働	P. 122
	7-03 情報化	P. 124
	7-04 行財政運営	P. 126

《重点戦略1》
子どもの夢
・
未来戦略

《重点戦略2》
安心・
健康長寿
戦略

《重点戦略3》
観光力
アップ
戦略

■各論「目標の達成度を評価する指標」欄の見方について

- ☐ 「指標」欄の指標名称の後に付いている番号（①、②等）は、「施策の展開方向」の番号に対応している。
- ☐ 指標の目標年度（年）は全て 2020 年度（年）であるため、「目標値」欄には年度（年）を記載していない。

第 1 章 市民生活

1-01 地域コミュニティ、交流(地域間交流)

1-02 男女共同参画

1-03 人権・平和

地域コミュニティ、 交流 (地域間交流)

- ・地域コミュニティの活性化
- ・市民交流の活性化

(施策1-01-01)

(施策1-01-02)

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 少子高齢化の進行、生活のグローバル化と個別化、ライフスタイルの多様化等により、自治会加入率は年々低下し、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が進んでいます。
- 現状の行政サービスや住民のつながりが弱い地域コミュニティでは、様々な課題・ニーズに対応できなくなってきました。
- 市民公益活動^{※1}団体は、地域において福祉、子どもの健全育成、学術・文化・芸術など、多岐にわたる分野で活動を行っています。しかし、各団体の構成員の高齢化が進むとともに、新しい人材の確保が困難になっていることから、活動が難しくなっている団体が増えてきています。
- 国内の友好・姉妹都市及び連携都市との交流は、伝統行事への相互参加、物産展の開催等を通じた行政関係者による交流が中心となっています。

【課題】

- 「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治の意識を高めるために、自治会活動などの地域のコミュニティ活動^{※2}を促進する必要があります。
- 地域の様々な課題、ニーズに対応するために、地域にある多様な主体が協働・連携して、より効果的な地域づくりを進めるための新たな仕組みづくりの推進が必要です。
- 学生、勤労者、団塊世代をはじめとする退職者などに対する市民公益活動への参加を促す取組や、市民公益活動団体への支援の方法についても引き続き検討していく必要があります。
- 国内の友好・姉妹都市及び連携都市との市民レベルでの交流を促進することが必要です。

※1 市民公益活動:市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。市民公益活動を行う団体には、自治会などの地域自治組織、NPO法人、ボランティア団体などがあります。

※2 地域のコミュニティ活動:同一地域内に居住する人々の交流のための行事やイベント、地域の課題の解決に向けた活動や取組など

地域コミュニティの活性化

施策の目標

市民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の進行など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、近年多発する災害への対応や子どもの安全確保など、様々な地域課題に的確に対応するために、地域の連帯感や助け合いの意識を高め、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、適切な役割分担の下、市民が主役となったまちづくりの推進を目指し、地域コミュニティの活性化を図ります。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
自治会加入率(4月1日現在)・・①	%	79.1(2014年度)	80.0
地区自治連合会加入率(4月1日現在)・・①	%	67.6(2014年度)	70.0

施策の展開方向

①地域活動の推進

- 地域住民に対し、奈良市自治連合会と協働して、防災防犯、高齢者支援、子どもの見守りといった様々な地域コミュニティ活動への参加を促し、住民の地域コミュニティへの帰属意識向上に努めます。
- 地域コミュニティ活動の活性化を進める中で、拠点となる施設（地域ふれあい会館等）の整備に努め、市民とともに既存施設の有効活用を図ります。
- 地縁組織（自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA等）、NPO、ボランティア団体等は、それぞれが地域で課題の解決に取り組み、成果を挙げていますが、単独での課題解決には限界があることから、効果的に解決ができるように、各主体が協力連携できる新しい仕組みとして、地域自治組織設立に向けての支援を行い、自主的な地域自治を推進します。

市民交流の活性化

施策の目標

あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく暮らすことのできるまちを目指します。また、国内の友好・姉妹都市及び連携都市と、互いの資源を生かしながら文化、教育、産業など多方面にわたる交流を推進するとともに、市民レベルでの交流を促進し、市の活力を創出します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
市民公益活動入門講座、ボランティア入門講座への参加者数 ・・①	人	148(2013 年度)	300
奈良市ボランティアセンター利用者数 ・・①	人	21,069(2013 年度)	22,500
奈良市ボランティアインフォメーションセンター※ ¹ の登録団体数 ・・①	団体	189(2013 年度)	300
国内の友好・姉妹都市及び連携都市との交流事業数 ・・②	事業	8(2014 年度)	12

施策の展開方向

①ボランティア・NPO活動の活性化

- 協働によるまちづくりを推進するために、市民やボランティア・NPO、自治会などの市民公益活動団体と行政との役割分担を構築し、市民相互の活動を支援します。
- 市民公益活動団体へ積極的に情報を提供するとともに、活動の主体となる人材の育成を図ります。
- 市民・市民公益活動団体・事業者・学校・行政が一体となり、協働型社会に向けた意識づくりや環境づくりに取り組みます。
- ボランティア活動の拠点施設として、市民の活動を支援するための奈良市ボランティアセンターの充実を図るとともに、奈良市ボランティアインフォメーションセンターにおいて、より幅広い公益活動に関するきっかけづくりを推進します。
- 奈良市ボランティアポイント事業※²を活用し、ボランティア活動へのきっかけづくりと推進を図ります。

②都市間・地域間交流の推進

- 市民レベルでの友好・姉妹都市及び連携都市との交流を促進します。
- 文化、教育、産業など幅広い分野での友好・姉妹都市及び連携都市との交流を推進します。
- 誰もが訪れたくなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現するため、「もてなしのまちづくり推進行動計画」を推進します。

※1 奈良市ボランティアインフォメーションセンター:ボランティアなどの市民公益活動に関する情報の収集や発信と、相談・コーディネート業務を行うとともに、地域におけるリーダーやコーディネーターなどの人材育成を行う施設

※2 奈良市ボランティアポイント事業:市が指定するボランティア活動等に参加した市民に、本市の特産品やバスのチャージ券との交換、加盟店での割引に使用できるポイントを付与する事業

男女共同参画

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 本市では、男女共同参社会を実現するため様々な取組を行ってきました。その一つである、あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画は徐々に進みつつあるものの、分野によって格差があるなど、いまだに十分とはいえません。
- 本市は県外への就業率が高く、帰宅時間が遅く家庭生活や地域生活に充てる時間が持ちにくい環境にあります。また、女性は就業継続を希望しても、妊娠や出産で退職を余儀なくされている状況がみられます。

【課題】

- あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画推進と、それを進めるための女性の人材育成が必要です。
- 男女が家庭と仕事、地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といったライフステージに応じた多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランス※の推進が必要です。
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれずに男女が多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画に関する意識啓発が必要です。
- 施策の実施に当たっては、国及び県と連携するとともに、市民や事業者等と協働することが必要です。

※ ワーク・ライフ・バランス: やりがいいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現可能な調和の取れた状態

男女共同参画社会の実現

施策の目標

男女が社会のパートナーとして、共に責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

また、地域や家庭・職場などあらゆる分野で女性がいきいきと活躍できる社会を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
審議会・委員会などの女性委員の登用率・・①	%	31.1(2013 年度)	35.0
市役所の女性管理職比率(市長部局)・・①④	%	17.2(2014 年度)	30.0
市役所の男性職員の育児休業取得率(市長部局)・・②③④	%	3.2(2013 年度)	13.0
男女共同参画センター「あすなら」主催の啓発セミナーの参加率・・②③	%	61(2013 年度)	100

施策の展開方向

①あらゆる分野の政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画の推進

- 政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画の視点を持ち、あらゆる分野で活躍できる女性の人材の育成と活用に努めます。
- 家庭・地域・社会活動等への男女共同参画を推進し、確立を目指します。
- 伝統文化、国際交流への男女共同参画を促進します。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女共同参画社会を目指す環境を整備します。
- 女性の自立・就業継続促進のための条件を整備します。
- 雇用における男女平等の確保に努めます。
- 女性の職業能力の開発と職業教育の充実を推進します。
- ワーク・ライフ・バランス実現に向けた意識啓発の推進を図ります。

③人権の尊重と男女共同参画への意識改革

- 男女共同参画を目指す教育・学習を促進します。
- 男女の人権の尊重と女性に対するあらゆる暴力の廃絶を推進します。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の視点からの女性の健康の増進と福祉の向上を図ります。
- 男女共同参画を目指す意識改革の促進・浸透を図ります。

④男女共同参画施策推進のための環境の整備・充実

- 男女共同参画施策推進のため、地域における環境整備に努め、庁内でも一層積極的に取り組めるよう、推進体制を整備・充実します。

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利):生涯を通じて自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のこと。子どもを生む、生まない、いつ何人生むかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには、思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としています。

人権・平和

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 年齢や性別、障がいの有無、民族等の違いによる偏見・差別があります。また、インターネット利用者による悪質な書き込みなど、人権問題は多様化してきています。生活・住環境の面で格差の解消は進んでいますが、同和地区に対する差別意識は今なお存在します。
- 戦争体験、被爆体験者も少なくなっていく中で、唯一の被爆国として、核兵器廃絶と戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代に引き継いでいく必要性が高まっています。

【課題】

- 人権に関わる学習が知的理解にとどまらず、豊かな人権感覚や実践的態度が培われる内容となるよう、指導方法の工夫・改善を図っていく必要があります。
- 差別のない明るくふれあいのある奈良市の実現のため、「奈良市人権文化のまちづくり条例」及び「奈良市人権文化推進計画」に基づき、啓発活動を進めていく必要があります。
- 平和な社会の実現のため「日本非核宣言自治体協議会」、「平和首長会議」に加盟していますが、これらの団体への加盟自治体が連携しながら、市民参画による取組を進めていく必要があります。

人権と平和の尊重

施策の目標

市民一人ひとりが、あらゆる機会やあらゆる場において人権に対する正しい知識を習得し、豊かな人権感覚を育み、人権を守り、差別を許さないという意識を養い、行動できるように取り組んでいきます。

また、世界から核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を願う社会の実現に取り組んでいきます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
人権教育地区別研修会参加人数・・①	人	1,342(2013年度)	1,600

施策の展開方向

①人権教育の推進

- 指導者としての資質と実践的な指導力の向上を図るため、計画的で体系的な人権教育研修を実施します。
- 情操豊かな本市の子どもたちを育成するために人権学習教材の作成と活用を通して、人権意識の高揚を図っていきます。
- 地域における人権教育の推進を図るため、奈良市人権教育推進協議会と協働・連携します。そして、地域活動としての人権学習を通して人権問題への認識を深めることにより、全市レベルでの市民意識向上に努めます。

②人権啓発活動の推進

- 市民一人ひとりが、様々な人権問題を自分自身の課題とし、その解決に向けて努力できるよう、あらゆる機会やあらゆる場において啓発活動を推進します。
- 人権文化センターについては、市全体の施設のあり方を考える中で、関連施設と併せて、機能と指定管理者制度導入を視野に入れた運営形態や施設数について検討します。

③人権問題解決のための協働・連携

- 高齢者・児童・障がい者等への虐待やいじめ、DV※、性同一性障害等の性的少数者に対する差別・偏見といった、あらゆる人権侵害をなくすため、法務局（人権擁護委員）、なら犯罪被害者支援センターなどの関係機関と協働・連携を進めることにより、差別のないまちづくりを推進します。
- 社会問題となっているヘイトスピーチは、特定の集団に悪意をもって誹謗・中傷する許しがたい人権侵害行為であり、国・県・各種団体と協働し、根絶に向けて幅広く啓発活動を行います。

④非核・平和の推進

- 世界から核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を願う「非核平和都市宣言」の精神に基づき、宣言の趣旨の普及や啓発により、平和意識の高揚を図ります。

※ DV(ドメスティックバイオレンス):夫婦や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力などもあります。

第2章 教育・歴史・文化

2-01 学校教育

2-02 青少年の健全育成

2-03 生涯学習

2-04 文化遺産の保護と継承

2-05 文化振興

2-06 スポーツ振興

学校教育

■基本施策に含まれる施策

- ・特色のある教育の推進 (施策2-01-01)
- ・幼児教育の充実 (施策2-01-02)
- ・義務教育の充実 (施策2-01-03)
- ・市立一条高等学校の教育の充実 (施策2-01-04)

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 今までの教育改革の成果を振り返り、グローバル社会を切り拓き、たくましく生き抜いていく子どもを育むために、教育ビジョン「後期計画」を策定しています。
- 時代の変化に適応し、様々な教育課題に対応できる専門知識や指導力を備え、人間性豊かな教職員の育成が求められています。
- 全国学力・学習状況調査等の調査結果から、学力は全国及び県の平均を上回っているものの、学習意欲や体力、規範意識に課題があることが明らかになりました。
- 教育現場でのICTの活用により、教育の質やその効果の向上が期待されています。
- 特別な支援が必要な児童生徒が年々増加し、特別支援教育支援員の拡充が求められています。
- 幼稚園では保育ニーズの多様化に対応する保育・子育て支援の充実が求められています。
- 園児・児童・生徒数が減少傾向にある中、学校規模に差が生じています。
- 学校施設の老朽化が進んでいます。
- 学校への支援体制の充実のため、部活動に専門的指導者の充足が求められています。
- 学校保健検診器具等の老朽化が進んでいます。
- 保護者からのニーズが高まっており、市内全中学校での完全給食の実施が求められています。

【課題】

- 教育センターを中核的な施設として、教職員の資質能力を向上させる研修を実施するとともに、教職員一人ひとりの支援体制を確立して教育課題の解決を図り、子どもたちの豊かな学びを保障する必要があります。
- ICTの活用による学力向上や全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析による課題の克服と併せ、学習習慣・生活状況の改善を図る必要があります。
- 不登校などの不適応を抱える子どもたちへの適応指導、特別な支援を必要とする子どもたちの個々の状況に応じた適切な対応を更に充実させる必要があります。
- 保護者の就労の有無にかかわらず幼児教育を受けられる、より柔軟な施設が必要です。
- 計画的な学校の統合再編や施設の長寿命化を図るための改修が必要です。
- 学校、家庭、地域及び行政がその機能や役割分担に基づいた信頼と協力関係に結ばれ、持続可能な地域教育の体制づくりを推進し、学校への支援体制の充実を図る必要があります。
- 学校保健検診器具等の整備を行い、充実、安定した定期健康診断の実施が必要です。
- 児童生徒の健康の保持増進と体位の向上を図るために、市内全中学校の給食実施が必要です。

特色のある教育の推進

施策の目標

情報化が加速し、ますますグローバル化する 21 世紀の社会の中で、自分を失わず、多様な価値観、異なる文化に生きる人たちと互いに分かり合い、協働して未来を切り拓いていくことができる子どもを育みます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
小中一貫教育による学習指導・生徒指導上の効果がみられる中学校区数・・②	校区	2015 年度から 実施予定	19
中学校給食の実施校数・・⑤	校	12(2014 年度)	21

施策の展開方向

①教育内容の充実

- 地域教育協議会^{※1}の強みを生かし、地域と連携した教育活動支援を推進します。
- 異文化を理解・尊重するとともに、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。
- 豊かな心を育む道德教育・人権教育を推進します。
- 教育における I C T の活用を充実させ、アウトプット型授業^{※2}を推進します。
- 高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造するなど、21 世紀の社会を切り拓いていくためのキャリア教育・起業家教育を推進します。

②きめ細かな教育の推進

- 幼小連携・小中一貫教育を推進します。
- 大学との協働でスクールサポート事業を実施するとともに、専門性を有する外部指導者による中学校の部活動支援を推進します。
- 学校規模適正化及び幼保再編の推進により過小規模校・園の解消を図り、より良い教育環境を整えます。また、少人数学級編制を効果的に運用するとともに、指導方法の継続的な研究と成果の共有化を図り、これまで以上に個に応じたきめ細かな教育を推進します。

③教職員の研修の充実

- 教職員の資質・能力向上を目指した研修を充実するとともに、教職員一人ひとりに応じた支援体制を確立します。
- 教育センターにおいて職務研修や管理職研修を実施するとともに、中学校区ごとの研修を充実します。

④国際化社会を担う人材の育成

- 奈良のアイデンティティを育み、誇りをもって世界で活躍できる子どもの育成を目指し、世界遺産学習を推進します。

※1 地域教育協議会:学校の教育活動の支援と地域コミュニティの活性化を目的として、全ての中学校区で設置している組織

※2 アウトプット型授業:従来のような受け身型の一斉指導の授業から、子どもたちが課題の解決に向けて主体的・協働的に学び、具体的な事例についてグループで討論したり課題について発表したりする授業

- ALT（外国語指導助手）を活用して英語教育を充実するとともに、小学校1年生からの英語教育を実施します。

⑤健康・体力づくりの推進

- 体力の向上と健康教育の推進を図ります。
- 中学校の運動部活動の活性化を図るため、支援を充実します。
- 定期健康診断の充実を図り、疾病の早期発見と予防を推進します。
- 学校給食を基盤とした、小学校低学年から継続した食育指導を推進します。
- 中学校給食未実施校への実施方法を検討し、地元産食材を積極的に活用した給食の導入を推進します。

幼児教育の充実

施策の目標

市立こども園^{※1}の設置を進めるとともに、民間の幼保施設や異校種との連携及び家庭・地域との連携した取組を深め、幼児教育の一層の充実を図り、人間形成の基礎となる豊かな社会性の育成を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
市立こども園の設置数・・①	園	7(2015年度)	35

施策の展開方向

①幼児期の学校教育の充実と施設整備

- 認定こども園^{※2}の設置を推進し、小学校との連携を強化することで、幼児教育、保育の充実や幼保施設の適正化、円滑な就学を目指します。
- 新たに策定した「市立こども園カリキュラム」に基づき、質の高い幼児期の学校教育や保育を目指します。
- 保育内容の改善と教育効果の向上を図るために、保育教諭等の研修と実践的な研究を行います。
- 市立幼稚園の認定こども園への移行に合わせた施設の長寿命化などの教育環境の整備や教育内容の充実を図ります。
- 私立幼稚園の全園を、運営費補助金の助成対象とします。

②信頼される園づくりの推進

- 園評価アンケートや評価指標による園の自己評価及び園評議員による園関係者評価を実施し、教育活動・園運営の改善に生かします。
- ホームページの充実を図り、保護者に必要な情報を積極的に提供します。

③特別支援教育の充実

- 特別支援教育支援員の適正な配置を図ります。

④就園支援

- 私立幼稚園への支援により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 入園を希望する3～5歳児に対し、幼児教育を受けられる機会を拡充します。

※1 市立こども園：市立幼稚園と市立保育所の両方の役割を果たす、本市が設置する幼保連携型認定こども園

※2 認定こども園：従来の幼稚園と保育所の両方の機能を併せもち、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる施設

義務教育の充実

施策の目標

国際文化観光都市、世界遺産のあるまちの中で、子どもたち一人ひとりの個性と創造力を大きく伸ばし、人間尊重と社会連帯の精神を基本として、たくましく生きる力を育成します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
特別支援教育相談件数・・②	件	1,117(2013年度)	1,200
特別支援教育支援員の複数人数の配置校数・・②	校	5(2014年度)	35
規模の適正化を必要とする小・中学校数・・⑤	校	7(2014年度)	0

施策の展開方向

①教育相談の充実と整備

- 就学前等教育相談員を配置します。
- 教育センターを核とした教育相談を充実します（特別な支援を必要とする子どもたちの相談指導・発達検査等）。
- 教育センターにおける教育相談を中心とした相談支援活動の充実と適応指導教室※を継続して実施します。
- スクールカウンセラーの小学校への配置と増員を図ります。

②特別支援教育の充実

- 教育センターを核とした通級指導教室をつなぐ特別支援体制を構築します。
- 特別支援教育連携会議における医療、福祉、労働などの他分野との連携を推進します。
- 通級指導教室の機能拡充と充実を図ります。
- 支援が必要な状況を把握し、個別の支援対応を行うため、特別支援教育支援員の配置時間、配置人数の見直しを含め、効果的な配置を行います。
- 特別支援学級に就学する保護者負担の軽減のため、特別支援教育就学奨励費を支給します。

③信頼される学校づくりの推進

- 学校評価アンケートや評価指標による学校の自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、教育活動・学校運営の改善に生かします。

④就学支援

- 経済的理由により就学困難と認められる保護者負担軽減のため、就学援助費を支給します。

⑤施設配置の適正化及び施設の長寿命化の検討

- 小学校・中学校の規模適正化を実施します。
- 学校施設の老朽化が年々進行している中、学校規模適正化が検討され今後も存続していく学校において、児童・生徒の学校環境改善のために施設の長寿命化改善を検討します。

※ 適応指導教室：不登校の児童・生徒の学校復帰に向けた相談及び支援並びに保護者に対してのカウンセリングを実施する施設

市立一条高等学校の教育の充実

施策の目標

時代の進運に即して豊かな知性と情操とを身に付け、健康で気力にあふれ、人間尊重の精神を基盤として積極的に努力する新時代の人間を育成します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
「一条高校に来てよかったと思う」生徒の割合(満足度アンケート)・・①②	%	89.5(2013 年度)	95.0
「子どもを一条高校に行かせてよかったと思う」保護者の割合(保護者の評価アンケート)・・①②	%	95.8(2013 年度)	99.5
高等学校の耐震化進捗率(1 校 11 棟中)・・③	%	63.6(2014 年度)	100.0

施策の展開方向

①高等学校教育内容の充実

- 国際交流や大学・企業・国際機関との連携を通してグローバル社会で活躍できる視野の広い人材を育成します。
- 合理的に思考し、着実な実践に努め、人権を尊重して民主的な社会を創造する人間を育成します。
- 自主的に行動できるとともに、自分の行動に責任をもつ誠実な人間を育成します。
- 規律・秩序・礼儀を重んじ、社会性と、品位のある人間を育成します。
- たくましい体力と旺盛な気力を備え、信念をもってねばり強く努力する人間を育成します。
- 高校、大学、専門機関等との連携により、教員の資質向上を図ります。
- 様々な教育現場の経験を積むことにより教員の資質向上を図るため、県立高等学校との人事交流を継続するとともに、私立高等学校や国立大学法人附属高等学校との人事交流についても調整を行います。
- 生徒の学校生活をより充実させるため、全国大会等への出場を目指すなど部活動の活性化を進めます。

②信頼される学校づくりの推進

- 学校評価アンケートや評価指標による学校の自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、教育活動・学校運営の改善に生かします。

③高等学校施設の整備

- 耐震補強や老朽化した校舎の計画的な改修を行います。
- 特色のある教育の創造のための設備や機器の充実を図ります。

青少年の健全育成

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 地域における人と人とのつながりを取り戻そうという動きはあるものの、孤立する家庭の親子の育ちを支える環境は不十分です。
- 少子化や核家族化が進む中、子どもたちが生きていく上での基礎的な習慣や能力を身につける学びや社会参画の場が少ない状況です。
- 児童生徒の暴力行為やいじめなどの問題行動は依然として存在します。

【課題】

- 保護者としての自覚の向上や、家庭におけるコミュニケーションのあり方、保護者の子育てに関する学びの機会を充実し、保護者の子育て不安を軽減又は解決するための支援が必要です。
- 子どもたちの社会性を育て、健全な成長を促していくためには、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域ぐるみで子どもたちを育てる必要があります。
- 子どもたちが異年齢集団の中で自尊感情や社会性、人との付き合い方などを学ぶ機会を提供するとともに、青少年の健全育成に関わるボランティア活動などへの参加を更に支援する必要があります。
- 学校支援コーディネーターと指導主事による学校訪問を充実し、暴力行為やいじめなどの問題行動の未然防止に向けたチェック機能を高め、早期対応を図ることが必要です。

青少年の健全育成

施策の目標

子どもたちが、生きるための基礎的な生活習慣や能力を培い、地域社会の中で心身ともに健やかにたくましく成長できるよう、家庭の教育力の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって自らの役割や責任を自覚し、連携・協力して子どもたちの健全育成を目指します。

また、地域全体で子どもを育てる教育環境の整った地域コミュニティの活性化を目指し、地域の教育力の充実を図ります。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
放課後子ども教室の年間実施日数・・②	日/校	30(2013年度)	35
各中学校区少年指導協議会の巡回指導活動回数・・②③	回	1,077(2013年度)	1,200
市営青少年野外体験施設の利用者数・・③	人	11,857(2013年度)	12,200

施策の展開方向

①家庭の教育力の充実

●子どもや家庭を取り巻く諸問題の解決、これからの家庭教育のあり方及び親の役割について考えるため、公民館における家庭教育の講座や家庭教育講演会等を開催し、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

②地域の教育力の充実

●中学校区単位で、中学校を拠点に、校区の小学校・幼稚園・認定こども園と連携し、地域住民の積極的な学校支援活動を通して、地域全体で学校を支援する体制づくりを進めます。

●各小学校区においても、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりを進めます。

③青少年健全育成活動の推進

●青少年が健やかに成長できる体験の場所や機会を提供します。

●青少年の健やかな成長を支援する青少年団体の自主的活動の支援とその指導助言を行います。

●青少年の抱えるいろいろな問題について、相談体制の充実に努めます。

●「社会を明るくする運動」等の活動を通して児童・生徒や市民に青少年健全育成の啓発を行います。

●青少年の活力を広く地域活動に生かせるよう、学校・家庭・地域との連携に努めます。

生涯学習

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 市民の学習ニーズが多様化・高度化している中、学習ニーズに対応した学習機会の提供と、奈良しみんだよりやホームページ等様々な媒体を活用して情報を発信しています。
- 少子高齢化や都市化・核家族化の進行により、地域のつながりの希薄化が進む中で、公民館等で家庭や地域の教育力向上を目指した取組を進めています。
- 図書館は、子ども読書活動推進の中心的役割を果たしています。

【課題】

- 生涯学習に関する情報収集や調査研究を行い、市民に対して学習機会の提供や学習相談の充実に努める必要があります。
- 生涯学習活動を通じて市民がもつ豊富な知識や経験を生かし、地域づくり・まちづくりにつなげる仕組みが必要です。
- 公民館や図書館等が地域社会の持続的な発展を図るための学習拠点となる必要があります。
- 公民館は、地域の避難所となっているため、耐震改修等の施設整備を行っていく必要があります。

生涯学習の推進

施策の目標

いつでも、どこでも、だれでも学べる学習環境の醸成と整備を促進するとともに、学びの成果が活力ある地域づくりにつながる生涯学習活動を推進します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
公民館施設の利用者数 ・・①	人	613,804(2013 年度)	650,000
公民館の自主グループ登録数 ・・①	件	1,722(2014 年度)	1,800

施策の展開方向

①生涯学習活動の推進

- 地域の課題解決に向けた学習活動を含め、市民の多様な学習に対応できる幅広い内容や人材の確保、機会の充実に努めます。
- 公民館自主グループの組織化を促進し、生涯学習指導者やボランティアの育成に努めます。
- 生涯学習に関する情報収集や調査研究に努め、地域の課題や潜在的なニーズを把握しながら学習情報の提供や学習相談に応じ、学習活動の支援に努めます。
- 地域コミュニティの活性化につながるような市民の学びや地域資源を生かせる場所や機会を提供します。
- 地域の教育力を高めるとともに、新しい公共の担い手として、市民がその力を地域で発揮できるよう公民館等での取組の充実に努めます。
- 生涯学習に係る様々な取組の充実に努めるため、事業間の連携やネットワーク化を促進します。

②生涯学習施設の整備・活性化

- 既存施設の有効活用を図り、利用者が公民館を快適に利用できるよう改修等の施設整備を行います。
- 利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震改修を行います。

図書館の充実

施策の目標

市民の情報センターとして、多様化する情報、変化するニーズに対応し、幅広い資料の収集、保存、提供に努めます。また、子ども読書活動の推進拠点として機能を充実し、全ての子どもたちが本を読む喜びを味わい、人間性豊かに育つ読書環境を創ることを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
図書資料人口一人当たり貸出冊数・・①②③④	冊	3.38(2013年度)	3.88
児童書児童一人当たり貸出冊数・・②④	冊	13.23(2013年度)	15.20
図書資料貸出者数・・①②③④	人	381,237(2013年度)	400,000
図書資料貸出児童数(上記の内数)・・②④	人	66,452(2013年度)	70,000
図書館入館者数・・①	人	約 530,000(2014年度)	570,000

施策の展開方向

①図書館の充実

- 資料費の確保及び多角的な資料の収集を図ります。
- 専門的な職員の養成による図書館サービスの充実に努めます。
- あらゆる市民の知的要求の満足を図ります。
- 市民の課題解決の支援を強化します。
- 地域、ボランティア、学校、園との連携・協力・協働による図書館活動の活性化を図ります。
- 電子書籍やウェブ図書館※の導入について調査研究を進めます。
- 市民ニーズに対応した図書と設備の充実及び休館日等運営体制の見直しを進めることにより、図書館利用者の拡大を図ります。

②子ども読書活動の推進

- 家庭・学校・地域等のあらゆる機会と場所において、子ども読書活動の推進に積極的に取り組みます。
- 子どもの読書活動に関わる環境の整備・充実に努めます。
- 子どもの読書活動に関する理解と啓発を図ります。
- 読書ボランティアを養成し、地域の活力を生かします。

③自動車文庫(移動図書館)の充実

- 市内の様々な地域での読書活動の推進を図ります。
- あらゆる市民が居住環境にかかわらず読書機会を得られるよう努めます。

④貸出文庫の充実

- 地域の子どもの文庫、学校・園等の文庫活動の充実に努めます。

※ ウェブ図書館:電子書籍をインターネットを経由して貸し出し、自宅のパソコン等で一定の期間本が読めるサービス

文化遺産の保護と 継承

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 現在、本市には国・県・市の指定文化財、登録文化財などが 1,219 件あります。その中にはユネスコの世界遺産「古都奈良の文化財」、無形文化遺産「題目立」も含まれ、質・量ともに全国有数の文化財を保有しています。
- 失われる可能性のある価値の高い文化財を保護するために、文化財指定を進めています。
- 指定文化財を適切に保存するために、所有者などが行う修理や管理、伝統行事や技能・技術を継承する後継者育成の事業に対して支援をしています。
- 史跡の保存整備など、市の所有・管理する文化財の保存・活用のための事業を行っています。
- 本市には数多くの遺跡が残っているため、開発に際しては発掘調査などを行い、保護を図っています。
- 市民の間における理解や意識を高めるため、文化財を保存・活用する施設を整備し、講座開催など学習の場を提供しています。

【課題】

- 市内には、未指定の文化財が多くあるため、文化財調査を行い、実態把握に努めるとともに、市指定文化財に指定するなど、一層の保護を図る必要があります。
- 貴重な文化財を適切に保存し、有効に活用し、次世代に伝えていくためには、指定文化財保存のための補助、史跡の適切な管理活用、後継者育成の支援など、継続的な取組を充実する必要があります。
- 市民に、豊かな奈良の文化財の価値と保護の重要性について理解を深めてもらえるよう、学習の機会となる普及啓発事業の充実を図る必要があります。
- 歴史的景観と一体となった奈良の文化遺産のすばらしさを世界にアピールし、遺産の保護継承と周辺緩衝地帯の保全に努めることで、世界遺産をもつ歴史都市としての責任を果たす必要があります。
- 埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす開発などに際しては、発掘調査を行い、調査成果について公開活用を図る必要があります。

文化遺産の保存と活用

施策の目標

文化財の適切な保存を図ることにより、本市の貴重な文化遺産を次世代に継承します。また、文化財を積極的に活用することにより、市民文化の向上に寄与します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
指定文化財・登録文化財の件数(3月31日現在)・・①	件	1,219(2013年度)	1,250
市民考古サポーター※の活動人員・・①	人	1,635(2013年度)	2,000
史跡の保存整備事業の進捗率(公有化率)・・②	%	59(2013年度)	70
埋蔵文化財発掘調査達成率・・②	%	114(2013年度)	100

施策の展開方向

①文化財の保護・啓発

- 奈良市指定文化財への指定など文化財の指定や登録を促進し、失われる可能性のある価値の高い文化財の保護を図ります。
- 文化財修理・管理・後継者育成事業の充実を図ります。
- 市民が奈良の歴史文化を知る機会となる文化財活用普及事業の充実を図ります。
- 関係機関との連携により、文化財資料のデジタル化など情報発信の充実を図ります。
- 文化財保護に携わるボランティア・市民活動などとの連携を促進します。
- 市民に発掘調査の成果を還元するため、現地説明会や公開展示を実施するなど、学習活用を図ります。

②発掘調査と史跡の保存整備

- 質の高い効率的な発掘調査を実施して、開発で破壊されかねない埋蔵文化財の保護を図ります。
- 史跡・名勝（大安寺旧境内・平城京左京三条二坊宮跡庭園・朱雀大路）の公有地化と保存整備を促進し、整備後の適切な管理と活用を行います。

③文化財保存・展示施設の整備

- 史料保存館など文化財保存公開施設の充実を図ります。
- 出土文化財の適切な保護のため収納保管施設の充実を図ります。

④世界遺産など文化遺産の保護・啓発

- 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターなどが行う文化遺産保護事業を支援します。
- 世界遺産・無形文化遺産の認知度を高め、保護と継承につなげるため、市民全てが親しむことができる普及活用事業の充実を図ります。

※ 市民考古サポーター:本市が主催する市民考古学講座の修了者で、文化財保護を目的とした出土文化財整理や公開展示、講演会などの活動に協力しています。

文化振興

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 国際化、情報化、科学技術の発達をはじめとする急激な社会構造の変化により、市民の価値観やライフスタイルがますます多様化しています。また、少子高齢化社会の進展は、地域文化の実践を担う成人の高齢化とそれを受け継ぐ子どもたちの減少など、地域文化の継承と創造に支障が生じることが心配されています。
- 施設整備を中心とした文化行政から、地域への誇りと愛着を育む「まちづくりの核」としての文化行政を推進する地方自治体が増えてきています。
- 2007年度（平成19年度）に「奈良市文化振興条例」を施行し、2009年度（平成21年度）には「奈良市文化振興計画」を策定しました。2014年度（平成26年度）に、市民文化の振興・都市文化の振興双方の視点に立った計画の改訂を行い、文化振興に取り組んでいます。
- 本市は2013年（平成25年）に創造都市ネットワーク日本^{※1}に加盟し、また、2016年（平成28年）の文化庁の「東アジア文化都市^{※2}2016」国内候補都市に選定されています。

【課題】

- 文化によるまちづくりを強力に推進するため、「東アジア文化都市」をはじめ、本市の文化振興や地域振興を図る施策を進める必要があります。
- 本市には、奈良時代から様々な変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた文化の蓄積があります。これらを守り、後世に伝えていくことは私たちの使命であり、先人の培ってきた文化の礎の上に新たな文化を育み、交流し、発信していく必要があります。
- 文化の担い手は市民であり、市民と行政が手を携えて文化によるまちづくりを進めていくために、両者が協働でまちづくりに取り組み、積極的な連携を図る必要があります。

※1 創造都市ネットワーク日本:創造都市の取組を推進する地方自治体等を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するためのプラットフォームとして、創造都市の普及・発展を図ることを目的として設立した団体

※2 東アジア文化都市:日本・中国・韓国の3か国において、文化・芸術イベントをはじめとした創造的な取組により、相互理解と連帯感の形成を促進し、東アジアにおける多様な文化の国際発信力を高めるための文化庁との共催事業

文化の振興

施策の目標

奈良時代から受け継がれ培ってきた文化の礎の上に新たな文化を創造し、発信することによって、本市への誇りと愛着を育むとともに、文化でまちを豊かにする施策を推進します。また、国際文化観光都市としてふさわしい魅力あるまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
市立文化施設の利用者数 ・・①	人	789,865(2013 年度)	865,000
市立文化施設での自主事業参加者数 ・・②	人	160,436(2013 年度)	182,000

施策の展開方向

①文化の発信と交流

- 市民参画と協働により、計画的・積極的に文化行政を推進します。
- 市民の文化活動・芸術活動の場の提供や、市民が文化に接する機会の拡充に努めるとともに、市民との交流・連携を図り、文化政策を推進します。
- 幅広い文化情報の発信と交流ができるシステムの構築と運用を行います。

②市民文化の創造

- 市民の自主的で創造的な文化活動を支援します。
- 文化施策の評価制度を構築します。
- 文化活動に功績のあった人を顕彰するための仕組みづくりに取り組みます。
- 文化を担う若手芸術家やその活動を支えるスタッフ・ボランティア等の文化に関わる人材を育成します。

③伝統文化の普及と継承

- 伝統文化の普及のために、市民が伝統文化に触れる機会を提供する等の支援を行います。
- 伝統文化の継承のために、後継者の育成に努めます。

④「東アジア文化都市」事業趣旨に基づく施策の実践

- 文化庁との共催事業である「東アジア文化都市」事業をはじめ、文化でまちを豊かにする施策を推進します。

スポーツ振興

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 高齢化社会の進展、生活習慣病の増加などから市民のスポーツや健康に対する関心が高まっていますが、日常のライフスタイルに運動習慣が取り入れられていないのが現状です。
- 市民がいつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができるようスポーツ行事を開催していますが、指導者の育成、選手の発掘・育成といった社会体育を支援する仕組みが確立されていません。
- 鴻ノ池運動公園内にある施設は、全国規模の競技会を開催できる施設として市民に高いレベルの競技スポーツに接する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心や競技力の向上に努めていますが、施設や設備が時代のニーズに十分対応できていないのが現状です。
- スポーツ環境づくりとして施設整備と学校体育施設の開放を促進してきましたが、スポーツ団体の増加により、施設の確保が困難な状況です。

【課題】

- 体力・健康づくりといった生涯スポーツに関する情報や競技スポーツに関する情報の提供と、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体やスポーツ推進委員との協働事業の推進や、市民がいつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる環境の整備が必要です。
- 施設や設備が老朽化しており、時代のニーズに合わせた計画的な改修を行うとともに、既存の施設の有効活用や統廃合の検討を進める必要があります。
- スポーツの振興に不可欠な指導者の人材不足解消のためには、指導者の育成やジュニア選手の発掘・育成が重要な課題となっています。
- 子どもの体力向上を目指した社会体育事業の推進が必要です。

スポーツの振興

施策の目標

年齢や性差、障がいの有無にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、個人のライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整えるとともに、スポーツの多面にわたる役割を踏まえ、スポーツとまちづくりとの好循環を構築します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
市営スポーツ施設等利用者数 ・・①	人	1,366,224(2013 年度)	1,390,000
市主催スポーツ大会参加者数 ・・②	人	20,490(2013 年度)	25,000
奈良市スポーツ賞受賞者数 ・・③	人	30(2013 年度)	50
市体育施設で開催されるトップスポーツ※の観戦者数 ・・④	人	11,487(2013 年度)	30,000

施策の展開方向

①スポーツ環境の充実

- 既存のスポーツ施設において、時代のニーズに合わせた改修を計画的に進めるとともに、有効活用や統廃合の検討を進めます。
- 鴻ノ池運動公園をスポーツの拠点とし、スポーツの情報の発信と市民の健康づくりや憩いの場として、より快適に利用できるように整備します。

②生涯スポーツの推進

- スポーツ体験フェスティバルなどのスポーツイベントや多種目にわたるスポーツ教室を多数開設し、市民に運動・スポーツへの動機付けを行い、市民の運動習慣の定着化と生涯スポーツの推進に努めます。
- 県や体育協会をはじめとするスポーツ団体やスポーツ推進委員と協働・連携を図りながら地域に密着した、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる「場」づくりに努めます。
- 青少年の健全育成と子どもの体力の向上など、社会体育活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。

③競技スポーツの向上

- 全国的規模の大会の優勝者、又は国際大会に出場する選手・団体を支援します。
- 国、競技団体等で開講される各種スポーツ指導者養成講習会の情報提供を行い、優れた指導者の発掘と育成に努めます。

④スポーツ産業の振興

- 市内を本拠地とするトップスポーツのチームの活動を支援し、スポーツを通して地域経済の活性化に取り組み、スポーツを支える環境を整えます。
- トップレベルの大会の開催、誘致を推進し、より高いレベルのスポーツに触れる機会を充実させ、まちの集客力を高めます。

※ トップスポーツ：市内を拠点とするプロスポーツ、又は全国トップリーグやそれに準ずるレベルで活躍しているチーム。2014 年（平成 26 年）に「バンビシャス奈良」・「奈良クラブ」・「シエルヴォ奈良」の 3 チームを「奈良市ホームタウンスポーツ推進パートナー（Top Sports City 奈良）」として認定しています。

第3章 保健福祉

3-01 地域福祉

3-02 子育て

3-03 障がい者・児福祉

3-04 高齢者福祉

3-05 医療

3-06 保健

地域福祉

・地域福祉の推進

(施策3-01-01)

・社会保障

(施策3-01-02)

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 地域においては、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い、相互扶助機能が低下しています。
- 保険給付費^{※1}が増加傾向にあります。
- 国民健康保険料の収納率は、漸増傾向ですがいまだ低位にあります。
- 厳しい雇用環境による貧富の格差の広がりや高齢化などにより、生活の保障を必要とする人が増加しています。

【課題】

- 地域福祉活動への住民の参加を柱とする地域福祉計画を新たに策定し、地域の新たな生活課題に対応する必要があります。
- 福祉のまちづくりを進めていくために、福祉、医療、保健の連携を強化するとともに、住民の福祉活動への自発的な参加によって、地域が共に支えあう地域福祉の推進が求められています。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる社会を実現するために、地域住民と行政との協働が必要とされています。
- 高齢者、障がい者等が自立した社会生活を営むことができるよう、地域住民や行政、事業者等が一体となってまちのバリアフリー^{※2}化を進める必要があります。
- 適正受診の推進を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進など広報活動の充実が求められています。
- 国民健康保険料の口座振替の促進など収納率の向上を図る必要があります。
- 生活保護制度の適正な運用を図るために、適切な実施体制の確立と自立を支援するためのケースワーカーの充足が必要です。

※1 保険給付費:国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して行う必要な給付費用

※2 まちのバリアフリー:高齢者や障がい者だけでなく、全ての人のため日常生活の中で存在するあらゆる障壁をなくし、安全で安心した生活が送れる環境を整えること。

地域福祉の推進

施策の目標

総合的な福祉のまちづくりを進めていくために、福祉・医療・保健・教育・就労支援等との連携を強化するとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域が共に支え合う地域福祉を築くことを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
地域福祉活動計画※の策定地区数・・①② (全市 46 地区の策定率)	地区 (%)	19(2014 年度) (41.3)	46 (100.0)
生活困窮者を対象とした相談の利用者数・・①	人	2015 年度から 事業開始予定	350

施策の展開方向

①奈良市地域福祉計画の推進

- 小地域ネットワーク活動等を支援することで、住民の地域福祉活動への参加を促進します。
- 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の活用により、相談支援体制の充実を図り、保健福祉サービスを利用しやすくします。
- 公民協働により地域で生活を支え合う仕組みづくりを推進することで、保健福祉サービスの質を高めます。
- バリアフリー等の推進により、生活基盤の整備と社会参加を促進します。
- 住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる仕組みづくりを行います。
- 避難行動要支援者や生活困窮者の支援体制の確立など、新たな地域課題に対応できる仕組みづくりを行います。
- 2015 年(平成 27 年)4 月 1 日施行の「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための、自立に向けた相談支援や、就労に向けての意欲喚起、また、就労に必要な知識や技能習得のための訓練、相談者の状況に応じた雇用先開拓などの支援を行うことで就労につなげ、自立促進を図ります。併せて居場所をつくるなどの日常生活自立・社会的自立を図ることが必要とされていることから、地域や関係機関とのネットワークづくりを行い、再び困窮に陥ることのないよう、孤立しない社会づくりを目指します。

②地域福祉活動の推進

- 地域ごとに作成する地域福祉活動計画の策定を奈良市社会福祉協議会と協働して推進します。
- 奈良市社会福祉協議会と協働し、社会的孤立・排除を防ぐ地域づくりを推進します。
- 地域福祉の担い手の発掘や人材育成のための研修を実施するなどの支援を行います。

③地域福祉推進体制の充実

- 地区社会福祉協議会を中心とした地域の活動を推進するため、奈良市社会福祉協議会との連携を図ります。
- 地域福祉推進に係る各種団体との連携を充実します。

※ 地域福祉活動計画:公的な福祉制度のみに頼らず、住民参加による地域の支え合いを実現していくために、民間レベルの施設・福祉保健関連団体・住民などが協力し合っていく方策をまとめたもの

社会保障

施策の目標

国民健康保険制度の安定的な運営を図り、安心して医療を受けられる医療保険制度の維持・充実を目指します。また、生活に困窮している世帯の実情を的確に把握し、関係機関と連携を図り、温かい配慮の下に生きた保護行政を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
特定健康診査※の受診率 ・・①	%	28.6(2013 年度)	35.0

施策の展開方向

①国民健康保険事業の健全運営

- 安心して医療サービスを受けられるよう、レセプト点検の充実、医療費通知、ジェネリック差額通知、重複・頻回受診の防止などを図り、適正な保険給付費の支出に努めます。
- 特定健康診査及び特定保健指導の受診率等の向上のため保健事業を推進します。
- 国民健康保険料の適正な賦課と徴収を行います。
- 国民健康保険における財政運営の責任を担う主体を都道府県とし、市町村と都道府県が適切に役割分担しつつ、双方が保険者機能を発揮する仕組みの構築を図ります。

②低所得者等の自立支援

- 被保護者の実情を客観的に把握し、生活保護事業の適正な実施に努めるとともに、自立助長を支援するためきめ細かなケアに努めます。

③国民年金事務の執行

- 的確な事務対応に努めるとともに、国民年金制度についての啓発、年金相談に対する窓口対応を実施していきます。

※ 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることを目的とした検査

子育て

■基本施策に含まれる施策

- | | |
|--------------|-------------|
| ・子育て支援の推進 | (施策3-02-01) |
| ・ひとり親家庭の支援 | (施策3-02-02) |
| ・子育てと仕事の両立支援 | (施策3-02-03) |

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 本市の合計特殊出生率は、国・県を下回り、低位で推移しています。
- 少子化や核家族化の進行に伴い、地域の子育て支援機能が低下し、子育て中の親の孤立感や育児不安の増大を招いています。
- ひとり親家庭の親は、「子育て」と「生計の担い手」という二重の役割を果たさなければならず、日常生活面で様々な困難に直面しています。
- 女性の就労率の向上や核家族化等により、家庭を取り巻く社会状況が変化し、保育ニーズが多様化しています。
- 現在、保育所の需要が高く、保育所に入れない待機児童が存在します。

【課題】

- 少子化対策を進め、本市の合計特殊出生率を向上させる必要があります。
- 社会全体で子どもを育てていくまちづくりを進め、子育て中の親の育児不安や負担感を軽減する必要があります。
- 母子家庭のみならず、父子家庭を含めたひとり親家庭に対して、支援の充実を図る必要があります。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実等の対策を講じる必要があります。
- 待機児童の解消や児童健全育成のため保育所及び認定こども園等の施設整備の充実が必要となります。
- 保育所等において、子育てに関する情報提供や子育て相談の充実を図る必要があります。

子育て支援の推進

施策の目標

安心して子どもを生み、育てられ、子育てに喜びを感じることができる環境整備を行うことを目的として、地域住民との協働により、社会全体で親育ち・子育て・子育てを支援するまちづくりを目指します。

また、児童虐待を誰にでも起こりうる身近な問題と捉え、地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進し、虐待が起こらないまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)・・②	人	125,056(2013 年度)	190,000
奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」のページビュー数・・②	件	100,537(2013 年度)	150,000
ファミリー・サポート・センター※の相互援助活動件数・・③	件	6,307(2013 年度)	7,000

施策の展開方向

①子育て家庭の経済的支援

- 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、今後も各種手当等により経済的な負担の軽減を図ります。
- 子どもに対する医療費の一部助成により、経済的な負担の軽減を図ることで、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健やかな成長につなげます。

②子育て中の親子の居場所づくり

- 子育て親子の交流の促進や育児相談等ができる地域子育て支援拠点で、地域支援活動の取組を積極的に行い、事業の充実を図ります。
- 今後も、公民協働の考え方を念頭に、民間の先進性や独自性に重点を置き、その活力を活用することにより、事業の展開を図っていきます。
- 子育てに関する情報について広く周知し、子育て世代が奈良市に住みたい、住み続けたいと感じるまちづくりを目指します。

③子どもの預かり

- 多様化する家庭環境に対応するため、保護者が一時的に子どもの養育が困難になった場合、安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実を図ります。

④子育ての仲間づくり

- 子育てサークル、子育て支援団体等を支援するとともに、子育て中の親子同士の交流や親睦を深めていきます。

⑤子育ての相談窓口

- 子育て親子にとって身近な場所で、子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、子育て支援の機能強化を図ります。
- 児童虐待の未然防止や早期発見に向けて、「被虐待児童対策地域協議会」を中心として、一層関係機関とのネットワークの連携強化を図っていきます。

※ ファミリー・サポート・センター：育児の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり助け合う、子育ての相互援助活動を目的とした会員制の組織

ひとり親家庭の支援

施策の目標

全ての家庭で子どもが健やかに育つよう、様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実を図ります。特に、ひとり親家庭の自立と就業に主眼を置いた総合的な支援施策を展開し、子どもの健全育成と生活の安定を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
母子家庭等自立支援プログラム策定※件数 ・・②	件	50(2013 年度)	70
母子家庭等自立支援給付金事業利用者 ・・②	人	50(2013 年度)	80

施策の展開方向

①経済的支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、今後も各種手当等により経済的な負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭等に対する医療費の一部助成により、経済的な負担の軽減を図ることで、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進につなげます。
- 生活の安定、経済的自立の助長と児童の福祉を増進するため、福祉資金等貸付金の利用を促進します。

②就業支援

- ひとり親家庭の親の自立と就業に主眼を置いた総合的な支援施策を展開します。
- 就労、技能習得等の自立支援対策を促進します。

③生活支援

- ひとり親家庭に対して、子育てと仕事の両立、生活の支援の充実を図ります。

④相談・情報提供

- ひとり親家庭の生活全般についての相談に応じる母子・父子自立支援員の相談体制の充実を図ります。

※ 母子家庭等自立支援プログラム策定:児童扶養手当の受給者を対象に、プログラム策定員が個々の状況や要望に応じて、就職までの自立支援プログラムを策定します。

子育てと仕事の両立支援

施策の目標

保育所等が子育てに関する地域の中心的施設として情報提供や子育て相談の機能を担い、適正規模による適正配置や保育サービスの充実を図ることにより、子育てと仕事の両立支援を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
認可保育所定員(短時間利用児除く・4月1日現在)・・①	人	6,373(2014年度)	6,503
延長保育実施園数(4月1日現在)・・①	園	31(2014年度)	45
放課後児童健全育成事業利用児童数(5月1日現在)・・②	人	2,859(2014年度)	3,250

施策の展開方向

①保育環境の充実

- 多様化する保育ニーズに応えるため、病児保育等の保育サービスの充実を図ります。
- 市立幼保施設の認定こども園への移行をスピード感をもって進めるとともに、民間活力を最大限に活用することで、待機児童の解消や子育てと仕事の両立支援を図ります。
- 地域の子育て支援として保育所等における情報提供や子育て相談の充実を図ります。
- 保育サービスの充実を図るため、保育士等の資質向上を目的とした研修を計画的に行います。
- 乳幼児の健全育成のため、市立保育所の認定こども園への移行に合わせた施設の長寿命化などの保育環境の整備や保育内容の充実を図ります。
- 子育て支援や子どもの家庭環境に配慮等が必要な児童が増加しているため、その支援に努めます。

②児童の健全育成と子育ての支援

- 老朽化・狭あい化したバンビーホーム※を計画的に整備します。
- 子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応できるように保育内容を充実します。
- 安全・安心な学童保育を実施するため、指導員、学校等との連携の強化を図ります。
- 児童館においては、児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点として事業を展開し、貸館や児童館の自主事業の広報を充実することにより利活用の促進に努めます。

※ バンビーホーム:学童保育施設(放課後児童クラブ)

障がい者・児福祉

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 本市の障がい者数は、年々増加しており、高齢化が著しく進んでいます。
- 社会情勢の変化のみならず、障がいの多様化や障がい種別によって異なる課題等により、障がい者の福祉ニーズの多様化が進んでいます。
- 障がい者が安心して生活できる環境を整えるため、障害福祉サービス等により支援を行うとともに、障がい者に対する理解を深めるための啓発や交流等の取組も続けています。
- 「障害者自立支援法」に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が 2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行されています。また、共生社会の実現を目指し、2013 年（平成 25 年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016 年（平成 28 年）4 月から施行されることになっています。

【課題】

- 障がい者の多様化しているニーズに応えていくには、相談支援の強化を図るとともに、障害福祉サービス等をより充実させていく必要があります。
- 障がい者が安心して生活できるまちづくりをより推進していくには、更なる社会全体の理解と協力が不可欠です。
- 「障害者自立支援法」に代わり施行された、障害者総合支援法に対応した福祉施策を今後も推進していく必要があります。また、2016 年（平成 28 年）4 月から施行される障害者差別解消法に対応した取組も行っていく必要があります。

障がい者・児福祉の充実

施策の目標

障がい者福祉サービスの充実を図り、障がい者の社会参加と自立支援を推進します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
障害福祉サービス(介護給付費関係)月間利用者数(3月末時点)・・①	人	2,539(2013年度)	3,200
相談支援年間利用件数・・①	件	26,617(2013年度)	28,000
障害福祉サービス(訓練等給付費)月間利用者数(3月末時点)・・②	人	614(2013年度)	1,000
市民啓発事業(フォーラム等)の参加人数・・②	人	127(2013年度)	500

施策の展開方向

①障がい者福祉サービスの充実

- 障がい者が地域で自立した生活を営めるように、「奈良市障害者福祉基本計画」及び「奈良市障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の支援の充実を図ります。
- 障がい者それぞれのニーズ把握や支援対応のため、相談支援の更なる充実を図り、各支援サービスの充実へとつなげます。
- 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の対象者に医療費の一部を助成し、健康の保持及び福祉の増進を図ります。
- 障がい者に関わる福祉の課題の解決に向け、市地域自立支援協議会と連携を密にし、あらゆる分野との協力体制の一層の強化を図ります。
- 発達の遅れや障がいのある子どもと保護者に対し、相談や療育を行うため、子ども発達センターの事業の充実を図るとともに、医療機関や教育機関などと協力して支援の充実に努めます。

②障がい者の社会参加と自立支援

- 障がい者が地域で安心した生活が営めるよう、障がい理由とする差別の解消に向けて、市民・団体との協働により、啓発、広報等の充実を一層図り、合理的配慮^{*}を踏まえた福祉のまちづくりを推進します。
- 障がい者の自立のため、就労につながる訓練や福祉的就労の場の提供、地域で居住する場の確保、コミュニケーションの保障等の支援を行います。
- 障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした啓発、広報等の充実を図るとともに、スポーツ・文化活動の振興を図ります。

※ 合理的配慮:障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、日常や社会生活上の障壁を取り除くために必要で合理的な配慮

高齢者福祉

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 70 歳以上の高齢者（70,507 人、2014 年（平成 26 年）10 月 1 日現在）の積極的な社会参加を支援するとともに、健康の維持増進と生きがいのある生活を送ることができるよう、ななまるカード優遇措置事業を実施しています。
- 老人福祉センターなどの講座内容の充実を図るとともに、各種相談や健康の増進・介護予防の推進、生きがいづくりと社会参加の促進を支援しています。
- 65 歳以上の高齢者、75 歳以上の後期高齢者は急速に増加し、要介護（要支援）認定者数も増加し続けています。
- 特別養護老人ホーム等の施設整備については、2014 年度（平成 26 年度）では特別養護老人ホーム 24 施設、軽費老人ホーム（ケアハウス※）13 施設が整備されています。

【課題】

- 高齢者の増加とともに、寝たきりや認知症高齢者等の要援護者の増加が予測され、介護予防サービスが必要な人を早期に把握し支援するとともに、認知症高齢者についても早期発見・早期対応できるように取組を進め、また、介護予防・認知症予防に関する働きかけを行いながら、住み慣れた地域で安心して介護を受けながら住み続けられる基盤整備なども含めた高齢者施策の拡充を推進する必要があります。
- 世帯構成の変化や一人暮らし高齢者の増加などにより家庭での介護力が低下し、介護が老後の不安要因となっています。高齢者の安心を支える制度として定着させるよう、介護保険制度の普及啓発に努める必要があります。
- 公平、公正な要介護認定を行うことや、介護保険財政の健全な運営を図ることが必要であり、老人福祉計画、介護保険事業計画それぞれが連携し、調和を保ったものとして、「介護保険法」の規定に基づき 3 年ごとの周期で「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、計画を検証のうえ遂行していく必要があります。
- 高齢者の一人暮らし・孤独死・所在不明などが社会的に顕在化してきており、これらの実態把握をはじめ相談支援体制の充実を図るため、地域社会と協働することが求められています。

※ ケアハウス:「老人福祉法」に基づく居住施設で、身体機能の低下などのため独立した生活が困難で、かつ、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上の高齢者が自立して生活できるように配慮された施設

高齢者福祉の充実

施策の目標

少子高齢化社会をはじめとした社会構造等の変化に対応した高齢者福祉施策を展開し、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を市民・地域・行政等が協働し、構築することが重要であり、1994年（平成6年）9月「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言の趣旨を踏まえ、「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービス施策の充実、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう基盤整備を進め、介護保険制度の円滑な推進を図ります。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
介護予防事業(二次予防事業)参加率・・②	%	19.4(2013年度)	35.0
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)・・②	人	5,998(2013年度)	17,000
老人福祉センターの利用者数・・③	人	176,557(2013年度)	200,000

施策の展開方向

①地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を全庁的に進めます。
- 地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催を積み上げていきます。さらに、地域包括ケアシステムの構築の核となる地域包括支援センターの機能強化にも取り組み、地域包括支援センターを中心とした住民組織や各種事業所等の地域資源とのネットワークの構築を進めます。

②高齢者福祉サービスの充実

- 市内路線バスの優待乗車や社寺・文化施設等の無料・割引入場に利用できる、ななまるカードを交付し、高齢者の積極的な社会参加を支援します。
- 高齢者の外出の機会を増やし、高齢者がいきいきと健康的な生活を送れるよう、長寿健康ポイント事業*を実施し、健康寿命の延伸を図ります。
- 予防重視型システムへの転換を図り、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防事業をはじめとする「地域支援事業」の充実を図ります。
- 認知症の人も介護者も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターと連携を図り、地域全体で認知症の人とその家族を支えるネットワークを構築し、総合的かつ継続的な支援を推進します。
- 要援護高齢者の状況把握と生活支援に努めるため、民生委員及び地区自主防災・防犯会などと連携します。

③高齢者福祉施設の整備

- 老人福祉センターにおける高齢者の各種相談、健康の増進・介護予防の推進、生きがいづくりと社会参加を推進します。

※ 長寿健康ポイント事業:70歳以上の高齢者が市の実施する健康づくりや介護予防に関する事業に参加した際に、本市の特産品やバスのチャージ券との交換、加盟店での割引に使用できるポイントを付与する事業

- 在宅生活が困難な高齢者のための老人デイサービスセンターや老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護施設等は、介護保険事業計画に見合った整備が必要であり、これらの施設整備については、民間の理念や地域貢献など、適性を十分判断し、民間活力を積極的に活用します。

④介護保険制度の円滑な推進

- 介護保険制度を円滑に推進するために、介護保険事業計画に定めた各サービスの種類ごとの必要量と供給量の把握を行いながら、サービスを必要とする高齢者が安心してサービスを受けられる体制づくりに取り組んでいきます。
- 介護保険料の適正・公平な賦課と収納率の向上に努め、介護保険の健全で安定的な財政運営を図ります。

医療

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 2014年度（平成26年度）に市立奈良病院は建替え工事が完了し、休日夜間応急診療所、休日歯科応急診療所は移転し、それぞれ新しい施設で診療を行っています。
- 休日夜間応急診療所において、毎日夜間、休日、土曜日の午後に内科と小児科の診療を実施しています。また、休日歯科応急診療所において、休日に歯科診療を実施しています。
- 市立奈良病院においては、医師・看護師等を確保し、医療機能の充実と救急医療体制の強化を図っています。また、2013年（平成25年）4月に市立看護専門学校を開校し、看護師の確保に取り組んでいます。
- 田原・柳生・月ヶ瀬・都祁診療所を設置し、東部・月ヶ瀬・都祁ゾーンの地域医療の確保に努めています。
- 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年（平成37年）には、75歳以上人口が2,000万人を超え、在宅での医療・介護を必要とする人が増加します。

【課題】

- 休日夜間応急診療所の空白時間帯の解消、平日夜間の小児科医の確保が必要です。また、北和地域で連携し、広域的に小児救急患者を受け入れる体制を構築することが求められます。
- 市立奈良病院が公立病院としての役割を担い、市民の多様な医療ニーズに対応するには、医療体制の充実が必要であり、特に、看護師の養成及び確保に努める必要があります。一方、効率的かつ効果的な病院運営が求められています。
- 地域医療体制充実のため、病診連携^{※1}、病病連携^{※2}、診診連携^{※3}等の地域連携の推進が必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、在宅医療を推進するとともに介護との連携を強化することが求められています。

※1 病診連携：地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携

※2 病病連携：病院同士でそれぞれの特徴を生かした役割分担をして行う医療連携

※3 診診連携：複数の診療所が専門性や機能性を生かし、協力して患者に関わる医療連携

医療の充実

施策の目標

市民の安全・安心を支え、多様な医療ニーズに対応するために、医師や看護師等を確保し、病診連携、病病連携などを通じて、地域医療体制や救急医療体制の充実に努めます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
市立奈良病院の病診・病病連携率(紹介率 ^{※1}) ・・ ①	%	26.3(2013 年度)	35.0
市立奈良病院の病診・病病連携率(逆紹介率 ^{※2}) ・・ ①②	%	20.5(2013 年度)	30.0
奈良市内における在宅療養支援病院・診療所の 届出施設数 ・・①	箇所	31(2013 年)	40
市立奈良病院の救急車受入不能率 ・・②	%	7.9(2013 年度)	10%以内 維持

施策の展開方向

①地域医療体制の充実

- 健全な病院運営を確保しつつ、市立奈良病院の各診療科の診療機能を高め、医療サービスの向上に努めます。特に、公立病院としての役割を担うため、救急医療・小児科・産婦人科・がん医療・地域連携等の一層の充実に図ります。
- 市立奈良病院における医師等の医療従事者の確保に努め、医療体制の充実を目指します。また、市立看護専門学校において教育の充実に図り、市内医療機関の看護師の確保に努めます。
- 東部・月ヶ瀬・都祁ゾーンの医療ニーズを把握するとともに、地域医療の確保のために各診療所の充実や在宅医療の充実に努めます。
- 地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進のため、在宅療養支援病院・診療所の増加に努めるとともに、関係機関と協力し多職種の連携を支援します。また、医療と介護が連携する拠点について検討を進めます。
- 健康長寿社会を目指し、国民健康保険や後期高齢者医療保険のレセプトデータ等を活用した医療費分析を行い、医療費適正化や健康の保持増進事業等の計画提案を行います。

②救急医療体制の充実

- 休日夜間応急診療所の空白時間帯の解消及び北和地域で連携して平日夜間の小児科医の確保を図ります。
- 市立奈良病院の救急医療体制を整備し、他の医療機関との連携を進め、市内の救急医療体制の充実に努めます。

※1 紹介率:市立奈良病院へ他の医療機関から紹介状により紹介された患者の割合

※2 逆紹介率:市立奈良病院から他の病院又は診療所に紹介した患者の割合

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 各種予防接種を実施していますが、新たな感染症の発生に伴い、予防接種の要望が高まっています。
- 妊婦の健康や出産後の子どもの発達・発育に悩みを抱える保護者に対する支援が求められています。
- 運動不足やアンバランスな食生活、飲酒、喫煙など生活習慣に起因した疾病が増加しています。
- がんの早期発見、早期治療に結びつけるため、各種がん検診等を実施しています。
- 結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、エイズ等感染症や食中毒の発生や近年の新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生により、市民の生命や健康が脅かされ、健康危機に対する市民の不安が高まっており、行政へのニーズも多様化しています。
- 食品流通の広域化・国際化の中で、食の安全・安心に対する市民の意識が非常に高くなっています。
- 本市の自殺者数は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

【課題】

- 感染症対策の新たな取組として、今後、実施する予防接種について、円滑な推進が求められています。
- 思春期教育、妊娠中及び出産後の母子に対する支援の充実と、各種健診等による疾病の早期発見が必要です。
- ライフステージに応じた健康づくりの支援と、一人ひとりが生活習慣の改善を行うことが求められています。
- がん検診については、受診率の向上を目指した啓発や検診の精度管理の充実が必要です。
- 結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、エイズ等の感染症や食中毒の予防に関する正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、健康危機管理※の拠点として新たな感染症に対しても健康被害の発生予防はもとより、拡大防止のために関係機関との連携体制を強化する必要があります。
- 一般消費者と食品事業者が共に食の安全に対する意識を高めていくことができる啓発・指導活動を推し進める必要があります。
- 自殺の背景には様々な要因があることから、関係機関等との連携を確立し包括的な支援を強化する必要があります。

※ 健康危機管理：医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務

健康づくりの推進

施策の目標

ライフステージに応じた疾病予防と健康増進を図り、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
4か月児健康診査受診率 ・・①	%	97.3(2013 年度)	98.0
大腸がん検診受診率 ・・②	%	29.2(2013 年度)	50.0

施策の展開方向

①母子保健事業の推進

- 予防接種事業の一層の充実を図るとともに、新たな予防接種についても対応を強化し、感染症の予防に努めます。
- 思春期及び妊娠中からの母体と胎児の健康の保持増進や乳幼児の心身の安らかな発達の促進と保護者の育児不安の軽減を図るため、各種健診や健康教室・相談による切れ目のない支援体制の構築を目指します。

②成人保健事業の推進

- 運動習慣づくりや食生活改善、禁煙等生活習慣病発症の予防を目的とした健康教育・健康相談など身近な保健サービスを提供し、一人ひとりの健康づくりを支援するほか、市民・民間・行政が一体となって健康づくりに取り組む体制づくりを行います。
- がん検診等の受診率向上を目指し、個別検診化等の受診しやすい体制づくりや、がん予防の知識普及を行います。
- 禁煙を望む人が禁煙に成功できるような支援体制の整備や、受動喫煙防止のための無煙環境づくりの促進に努めます。
- 自殺対策の強化を図るため、福祉・教育・就労・保健など各分野の関係機関や団体との連携を強化することにより総合的な対策を推進するとともに、地域レベルの実践的な取組を進めます。

健康危機管理

施策の目標

保健所機能を強化することにより健康危機発生の未然防止に努めるとともに、有事に備えた健康危機管理体制を整備し、市民が健康で安心して暮らせるまちを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
結核新登録患者罹患率(人口 10 万対) ・・②	—	18.1(2013 年)	15.0
食品関係営業施設監視件数 ・・③	件	3,585(2013 年度)	4,000

施策の展開方向

①健康危機管理体制の充実

- 健康危機管理の拠点として、所内の健康危機管理体制の整備と、保健・医療・福祉における関係機関との連携強化を図ります。
- 医療機関、医薬品・医療機器等取扱店舗への立入検査等の指導業務を計画的に行います。
- 健康危機管理に関する衛生、環境に係る機器の整備を図るとともに、迅速かつ的確な検査体制の構築に努めます。

②疾病対策の充実

- 新型インフルエンザや新感染症^{※1}の発生に備えて、健康危機管理体制の整備を図ります。
- 結核、腸管出血性大腸菌感染症(O157)、エイズ等感染症の予防とまん延を防止するため、予防啓発に努めるとともに、人権に配慮した検査・相談体制の充実を図ります。
- 医療が必要な精神疾患患者を速やかに医療につなぐとともに、再発を防止するための活動を実施します。
- 難病をもつ人やその家族が安心して療養できるように、医療体制の充実・レスパイト入院^{※2}施設の確保等に努めます。

③食の安全確保

- 食生活を取り巻く環境の著しい変化に対応した食品衛生に関する監視指導を実施し、食品の安全性を確保します。
- 「奈良市食品衛生監視指導計画」を年度ごとに作成し、社会の情勢及び地域の実情に応じた監視指導を行います。
- 一般消費者及び食品事業者への食品衛生思想の普及啓発に努めます。

※1 新感染症：人から人に伝染する疾病で既知の感染症と明らかに異なるもので、症状の程度が重篤で、まん延により生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

※2 レスパイト入院：難病患者の在宅療養を支えるため、家族など介護者の介護の休憩及び冠婚葬祭等で介護ができない場合に、患者を一時的に入院させること。

第4章 生活環境

4-01 危機管理と地域の安全・安心(防災・消防・防犯・交通安全)

4-02 環境保全

4-03 生活・環境衛生

4-04 廃棄物処理

危機管理と地域の 安全・安心 (防災・消防・防犯・ 交通安全)

・総合的な危機管理	(施策4-01-01)
・消防・救急救助体制の充実	(施策4-01-02)
・交通安全の確保	(施策4-01-03)
・防犯力の充実	(施策4-01-04)

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 大規模な自然災害や武力攻撃事態等から市民の生命や財産を守るため、「奈良市地域防災計画」及び「奈良市国民保護計画」を見直し、情報収集・伝達システムの充実を図っています。
- 本市には、歴史的町並みを形成する木造建築物を含め耐震基準を満たしていない建築物が数多く残されています。
- 多様化する市民ニーズに対応するための機能強化及び大規模災害等に備えた危機管理能力の向上が求められています。
- 地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難な中、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化が求められています。
- 高齢化等により救急出場件数が増加しています。また、救急業務がより高度化しています。
- 交通事故は減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高まっています。
- 放置自転車対策を実施していますが、その効果が現れていない区域があります。
- 防犯意識の普及及び高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪を未然に防ぐため、自主防犯活動の実施により啓発を推進しています。
- 「地域の子どもは地域で守る」という子どもの安全・安心に取り組む防犯意識が高まっています。

【課題】

- 災害による被害を最小限にとどめるには、平時からの防災に対する備えや、防災意識の高揚が重要であり、自主防災組織の結成や支援を進める必要があります。
- 市民や建物所有者の自主的な耐震化への取組を行政が支援することを基本としていますが、耐震化に向けた取組をより推進していく必要があります。
- 「消防力の整備指針※」等に基づき消防職員の体制整備と資質の向上に努めるとともに、消防施設等の計画的な整備、充実を図る必要があります。
- 少子高齢化及び雇用形態の変化に伴う被用者の増加により、人員確保が困難になりつつある消防団を、事業所等の協力を得て充実強化する必要があります。
- 救急出場件数が増加する中、救急車の利用方法とともに、救急現場に居合わせた市民による応急手当の必要性などの普及啓発を継続して行う必要があります。
- 高齢者に対する交通安全思想を普及していく必要があります。
- 放置自転車対策の強化が必要です。
- 防犯に対する考えには個人差があり、意識改革や防犯活動の持続性が必要です。
- 子どもの安全や安心に取り組む大人の意識の向上と併せ、子どもの「自分の身を守る」という意識を育てていくことが必要です。

※ 消防力の整備指針:消防庁告示として、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示した指針

総合的な危機管理

施策の目標

東日本大震災の発生を受け、地震、風水害などの災害に強い都市基盤の整備、災害発生時の対策体制の整備・強化、市民の防災及び災害発生時対応等の意識や関心の高揚に努め、被害を最小限に抑制し迅速な復興を目指す、総合的な危機管理体制の整備促進を図ります。

地震による人的被害の減少に向け、住宅・特定既存耐震不適格建築物*や災害時の防災拠点となる市本庁舎の耐震性の強化を進め、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
住宅の耐震化率 ・・①	%	79.6(2014 年度)	95.0
特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 ・・①	%	87.6(2014 年度)	90.0
自主防災組織結成率 ・・②	%	97.9(2013 年度)	100.0

施策の展開方向

①災害に強い都市基盤の整備

- 既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修並びに特定既存耐震不適格建築物の耐震診断の普及を通じて市民意識の向上を図り、建築物の耐震化を促進します。
- 急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所において、崩落の兆候がある箇所や崩落が発生した箇所の対策については、関係機関と連携して取り組みます。

②防災意識の高揚

- 各種広報媒体を通じた広報・啓発活動や学校・地域・防災センター等の連携強化、防災講話・防災訓練の開催などにより、防災に関する知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の結成率向上、子育て世代の加入促進など組織強化への支援、防災士の育成支援等、組織体制の充実・活性化に努め、防災意識の高揚を図ります。
- 各地域における防災マップの作成や避難場所の周知、親子・家族で参加できる防災訓練等、学校・地域が一体となった自主防災活動への支援を行います。

③地域防災体制の充実

- 「奈良市地域防災計画」の充実を図るとともに、災害発生時の対応として、庁内災害対策組織を整備し、支援体制の強化を進めます。
- 同報系及び移動系防災行政無線等を活用し、迅速かつ的確な情報収集及び情報伝達に努めます。
- 迅速な救援・復旧活動を行うため、地域の避難行動要支援者状況の把握を支援するとともに、自主防災組織、NPO団体等との連携を強化し、即応性のある災害対策体制づくりを推進します。
- 食糧、毛布、簡易トイレなど備蓄物資の充実と適正な備蓄体制の整備を図るとともに、流通備蓄協定の促進や他都市との災害時応援協定などの連携強化を図ります。
- 災害時の防災拠点となる市庁舎に必要な機能や規模について検討し、「市庁舎のあるべき姿」についての基本構想や耐震化に向けての計画を策定します。

④国民保護体制の整備

- 武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を守るため、「奈良市国民保護計画」に基づき、啓発・支援体制の充実を図ります。

※ 特定既存耐震不適格建築物:病院、百貨店、ホテルその他多数の人が利用する階数3以上かつ 1,000 ㎡以上の建築物等

消防・救急救助体制の充実

施策の目標

複雑多様化する災害に適切に対応するため、災害に即応できる消防・救助体制、急速な高齢化などに対応できる救急体制その他テロ災害も含め、想定しうる災害に対応できる体制の整備をはじめ大規模災害発生時などにも対応可能な消防力の総合的な向上を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
年間出火率(人口1万人当たりの出火件数)・・①	件	3.3(2013年)	3.0
現場到着時間(救急自動車)・・①	分秒	9分18秒(2013年)	8分00秒
市の人口に占める市が行う応急手当普及講習の修了者※1の割合・・②	%	19.0(2013年度)	25.0
女性防災クラブ結成数(累計)・・②	クラブ	21(2014年度)	33

施策の展開方向

①消防体制の充実

- 適正な職員数の確保及び適材適所の配置により、指揮隊※2の運用体制の充実等消防体制の整備を図ります。
- 計画的な救急救命士の養成を図ります。
- 庁舎等の資産の有効活用を含め、消防施設の適正配置の検討を行うとともに、老朽化した消防施設の建替えを検討します。
- 生駒市と消防指令業務を共同で運用することで、業務の効率化及び施設維持管理費等の削減を図るとともに、大規模災害発生時における迅速な応援体制の強化を図ります。
- 119番通報から、救急車の現場到着までの時間を短縮します。
- 各種災害に対する資器材及び装備の充実を図ります。
- 現場活動上の安全管理の確保及び円滑、効果的な消防活動遂行のための体制づくりを図ります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時における緊急消防援助隊や国際緊急援助に即応できる体制維持を図ります。
- ドクターカー運用の充実を図るとともに、救急ワークステーション※3を設置します。

②防火、防災における市民等との協働の推進

- 行政や地域住民等と消防団が適切な役割分担をしながら相互に連携協力し、地域防災の基盤を確立するとともに、消防団が自主的に推進する事業の強化を図ります。
- 消防団協力事業所表示制度等を拡充し、消防団体制の充実を図ります。
- 市民を対象とした応急手当普及啓発活動を推進します。
- 女性防災クラブとの協働による一般家庭防火訪問(住宅用火災警報器の普及促進と出火防止対策)の実施等防火対策の推進と、自力避難困難者収容施設※4への査察※5の強化を図ります。

※1 応急手当普及講習の修了者:市民に対する普及講習の講習種別である普通救命講習(Ⅰ～Ⅲ)及び上級救命講習の修了者のこと。2006年度(平成18年度)からはAEDの取扱いが盛り込まれている。

※2 指揮隊:災害現場において、情報収集や消防隊の統制などの指揮活動を行う部隊

※3 救急ワークステーション:医療機関と消防機関が連携し、救命率向上を目的としたドクターカーの運用と、医師等の協力を得ながら、救急隊員の知識・技術の向上を目的とした教育等と様々な研修を行うための拠点施設

※4 自力避難困難者収容施設:病院又は養護老人ホーム、グループホーム等の社会福祉施設

※5 査察:施設等が消防法令の定める防火基準を守っているか調べること。

交通安全の確保

施策の目標

交通安全施設の整備、交通安全教育の推進、安全運転意識の向上など人命を大切にする交通安全対策の充実を図るとともに、駅前的美観や交通安全上の障害となる放置自転車対策に取り組み、道路利用者にとって安全で快適な交通環境の確保に努めることにより、交通事故のない安全で快適に暮らせるまちを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
交通安全教室参加者数・・①	人	11,333(2013 年度)	14,000
歩道の整備延長・・②	k m	27.14(2013 年度)	28.89

施策の展開方向

①交通安全意識の啓発

- 幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室を実施することにより、交通安全意識の向上、正しい交通ルールとマナーの習得・実践及び歩行者・自転車の交通事故抑止を図ります。
- 交通対策協議会と連携し、交通安全思想の普及と交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通安全指導員により、市民に対して交通安全思想の啓発及び正しい交通道德の確立を図ります。

②交通安全施設の整備

- 交通事故を未然に防ぐために、交通安全啓発標識の設置及び路面標示事業を推進します。
- 歩道、防護柵等を設置するなど安全施設の充実及び通園、通学路の整備を推進します。
- 交差点等危険な場所には、関係機関と調整して安全対策を講じます。

③放置自転車対策

- 自転車利用者の利便性を高め、道路交通の安全と円滑化を図るため、民間活力を利用し、駅周辺に自転車駐車を充実させます。
- 駅周辺の放置自転車の撤去を強化することにより、道路交通の安全と円滑化を図ります。

④街路灯の整備

- 街路灯の増設及び照度アップにより、道路利用者が安全に安心して通行できる環境づくりに努めます。

防犯力の充実

施策の目標

「奈良市安全安心まちづくり条例」により、安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにしています。「奈良市安全安心まちづくり基本計画」での「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域で守る」「見通しの確保といった環境の整備」の3つの柱を基に防犯意識の高揚を図ります。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
「子ども安全の日の集い」参加人数・・①②	人	260(2013年度)	300
奈良市防犯教室・・①③	回	11(2013年度)	20

施策の展開方向

①防犯意識の啓発

- 防犯意識を高揚させるため、防犯教室・防犯講演会を実施します。
- 「奈良市安全安心まちづくり基本計画」に基づき啓発を推進します。
- 学校・家庭・地域がそれぞれの特性を生かして連携します。
- 不審者情報や、警察からの犯罪発生情報を、メールで配信します。

②地域防犯活動の促進

- 市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯体制の充実を図るため、相談支援を実施します。
- 防犯パトロールを強化することにより、地域の安全安心まちづくりの推進を図ります。

③地域の防犯力の強化

- 防犯意識の普及及び防犯施策を推進することにより、犯罪や事故等のない明るく住みよい地域社会を推進します。
- 暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談及び不当な行為の防止並びに被害の救済を図ります。

環境保全

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 地球温暖化やオゾン層破壊などの環境問題が地球規模で広がりをみせており、将来世代へも影響を及ぼすことが懸念されています。
- 事業に伴う公害に加えて、日常生活に起因する悪臭や近隣騒音などの都市・生活型公害※が増加傾向にあります。

【課題】

- 一人ひとりが環境について学び、自ら考え、ライフスタイルを見直すことによって、環境に配慮した行動を実践することが求められます。
- 市民、事業者、行政等あらゆる主体が協働して、環境への負荷の少ない社会を構築することが必要です。
- 太陽光発電や小水力発電など地域内にある資源からエネルギーを生み出し、地域内で消費する「エネルギーの地産地消」の取組を進め、持続可能な社会を構築する必要があります。

※ 都市・生活型公害:工場等が原因者となる従来型の産業公害とは異なり、都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害のこと。

環境にやさしい社会の構築

施策の目標

一人ひとりが高い環境保全意識をもち、環境に配慮した行動を実践するとともに、あらゆる主体の協働により環境への負荷の少ない社会を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
市の事務・事業における温室効果ガス排出量・・・ ②	t・CO ₂	47,370(2013 年度)	44,200
市内の再生可能エネルギーの導入量・・・②	kW	25,600(2014 年度)	47,000
環境基準達成度・・・③	%	96(2013 年度)	100

施策の展開方向

①環境保全行動の推進

- 市民、事業者、観光客等への啓発を行うことにより、環境への意識を高め、環境保全行動の実践につながります。
- 子どもから大人までそれぞれの発達段階に応じた環境教育を推進することにより、一人ひとりが自発的に気付き、学び、行動する心を育成します。
- 環境に関する様々な情報を積極的に発信し、情報の共有化を図ります。

②地球温暖化対策の推進

- 市の事務・事業に関し、温室効果ガスの削減に向けた「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第3次）」及び「奈良市地球温暖化対策地域実行計画」に基づき取組を進め、事業者等との連携により市域全体の温室効果ガス排出抑制を図ります。
- 温室効果ガス削減のために、省エネルギーの促進、太陽光発電や小水力発電など地域内にある資源からエネルギーを生み出し、地域内で消費する「エネルギーの地産地消」の取組を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入促進について、家庭や事業所等への啓発活動を推進します。
- 電気自動車用充電設備等のインフラ整備を通じて低公害車の普及促進を図るとともに、アイドリング・ストップを推進し、自動車から排出される二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減を図ります。
- 奈良市地球温暖化対策地域協議会^{※1}等を通じ、市民、事業者、行政等あらゆる主体が協働し、環境教育、エコバッグの普及等3R^{※2}の推進や公共交通機関の利用促進及び省エネを実践できる仕組みづくりなど温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進に取り組めます。

③監視・調査体制の整備

- 大気、水質、騒音等環境の常時監視や事業場の立入り等により、公害の未然防止に努めます。
- 新たな環境基準の設定など監視・調査項目の増加に対応できるよう体制整備に努めます。
- 関係部署及び関係機関との連携強化を図ります。

※1 奈良市地球温暖化対策地域協議会：市民、事業者、行政等が、環境も経済も持続可能な社会を目指し、対等な立場で協議・活動する組織で、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、2008年(平成20年)10月26日に設立されました。

※2 3R：ごみの発生・排出を減らす3つの手法。Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(リサイクル)の3つの頭文字を取って3Rと呼びます。

生活・環境衛生

・環境美化の推進

(施策4-03-01)

・生活・環境衛生の向上と増進

(施策4-03-02)

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 市内各地でボランティアによる美化活動が行われています。
- 人が多く集まる駅前広場や大通りでは、空き缶やたばこの吸い殻などポイ捨てによる散乱ごみが見受けられ、まちの美化促進の妨げになっています。
- 不法投棄多発地域に警告センサーを設置したことにより、その場所での不法投棄は減少しています。
- 日常生活に密着する環境衛生関係施設*の適正な衛生水準の確保を望む市民の意識が高まっています。
- 昨今のペットブームの中、飼い主による無責任な飼い方や迷惑行為が多発しています。
- 現火葬場は、長期稼働に伴い火葬炉設備や施設の経年劣化が進んでおり、また火葬炉数も少なく、今後予想される高齢化に伴う火葬件数の増加に対して、十分な対応ができない状況です。
- 近年の高齢化等の要因により、年々火葬件数が増加しています。また、核家族化等により墓地の形態が多様化し、墓地需要が変化していくと見込まれます。

【課題】

- 団体との意見交換や団体間の情報交換を進め、ボランティアによる美化活動を更に活性化していく必要があります。
- ポイ捨てによるごみの散乱を防止し、国際文化観光都市にふさわしいまちの美観の維持増進に努める必要があります。
- まちの美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保するため、指定された場所以外での喫煙を防止し、マナーの遵守を周知徹底する必要があります。
- 不法投棄多発地域の把握及び周囲の条件を踏まえた警告センサーの設置場所の選択が必要です。
- 環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するための監視指導の充実を図るため、職員の適正配置や知識・経験の蓄積による職員の専門性向上が必要です。
- 動物の愛護及び飼い犬・飼いねこの正しい飼い方を普及啓発する必要があります。
- 新しい斎苑（火葬場）を早期に建設する必要があります。

※ 環境衛生関係施設:理容所、美容所、興行場、旅館業(ホテル、旅館等)、公衆浴場等

環境美化の推進

施策の目標

国際文化観光都市としてふさわしい、清潔で安心・快適な緑あふれる美しいまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
アダプトプログラム※推進事業 団体活動回数・・①	回	1,700(2013年度)	2,100
美化促進重点地域における路上のごみの回収量・・②	kg	2,921.4(2013年度)	2,170.0
不法投棄警告センサー設置箇所数・・③	箇所	21(2014年度)	27

施策の展開方向

①環境美化活動の推進

●アダプトプログラム推進事業を実施し、地域のボランティアによる道路、河川等の公共施設の美化活動を支援します。

②ポイ捨て・路上喫煙の防止

- 美化促進重点地域において市民団体や事業者等と協働して清掃・巡回・啓発を行い、市民、観光客等のポイ捨て防止意識の向上を図るとともに、ポイ捨てしにくい環境づくりを推進します。
- 路上喫煙禁止地域において巡回・指導を行うことにより、喫煙のマナーやモラル意識の向上を図ります。

③不法投棄の規制強化

- 不法投棄多発地域に警告センサーを設置します。
- 不法投棄防止のための啓発やパトロールによる監視体制を強化します。

※ アダプトプログラム：里親制度と訳され、地域の公共スペースを養子に見立て、市民が里親になって美化活動を行い、見守る制度

生活・環境衛生の向上と増進

施策の目標

日常生活に密接に関係のある理・美容所、旅館、公衆浴場等の環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するとともに、人と動物が共に暮らせるまちづくりの推進に努めます。また、市民に親しみのもてる周辺環境との調和にも配慮した斎苑（火葬場）、墓地等の施設整備に努めます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
環境衛生関係施設監視件数・・①	件	214(2013年度)	300
狂犬病予防注射数・・②	頭	10,300(2013年度)	11,000

施策の展開方向

①環境衛生関係施設の衛生確保

- 経済活動の進展による環境衛生施設の多様な変化に対応して、旅館、公衆浴場、理・美容所等の適正な衛生水準を確保します。

②人と動物が共に暮らせるまちづくりの推進

- 狂犬病に対する認識や動物愛護の意識の高揚に努めるとともに動物の正しい飼い方を啓発し、人と動物が良きパートナーとして共に暮らせるまちづくりを推進します。

③斎苑(火葬場)・墓地の整備

- 現火葬場に代わる新斎苑（火葬場）を、「新市建設計画※」に基づき整備します。整備に際しては、最新技術を備えた設備を導入し環境に配慮します。
- 墓地の形態が多様化する中で、将来的な市民のニーズに合った市営墓地のあり方について、新設も含めた整備方法を検討します。

※ 新市建設計画:本市と旧月ヶ瀬村・旧都祁村との合併に際して策定した、合併後の速やかな一体化を促進し、地域の発展を図るための具体的なまちづくりの方向を示すための計画

廃棄物処理

・一般廃棄物の処理

(施策4-04-01)

・産業廃棄物の処理

(施策4-04-02)

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 循環型社会を構築するために2R（Reduce：ごみを減らす、Reuse：繰り返し使う）に重点を置いて啓発活動を展開し、従来取り扱ってきた缶、びん、プラスチック製容器包装等の再生資源に加え、新たに使用済小型家電等のリサイクルを推進しています。
- 環境保全及び防災対策に配慮した処分場及び付帯設備の整備により、安定した一般廃棄物最終処分を行っています。
- 新しいクリーンセンターの整備に向け、奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会において、循環型社会形成を推進するための施設整備のあり方について、協議・検討を進めています。
- し尿処理施設の適正管理に努めるとともに、し尿処理工程から発生する汚泥と生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量化と堆肥へのリサイクルを推進しています。
- 産業廃棄物の発生量は、増加傾向にあります。
- 産業廃棄物の不適正処理件数は、横ばい傾向にあります。
- 建築物の解体工事における分別解体及び建設工事全般において、特定建設資材の再資源化の周知、指導を行います。

【課題】

- 多様化するごみ・再生資源の分別を徹底し、適正な処理体制を整備し、より一層のごみ減量とリサイクルを推進します。
- 安定して継続的に一般廃棄物最終処分場を確保するため、南部土地改良清美事業において、計画的な整備と埋立てを進めながらコスト削減に努める必要があります。
- クリーンセンターの建設に向けて、ごみ減量化の推進や将来人口の減少を踏まえた施設規模の精査に加え、建設後の運営管理等も含めたトータルコストの縮減を検討する必要があります。
- し尿等搬入量の減少による汚泥の減少が堆肥の安定した供給に影響を及ぼし、生ごみの資源化等の対策が必要となっています。
- ごみの発生抑制、再生利用等の推進を図る必要があります。
- 悪質化する不法投棄・不適正処理に対する監視強化が必要となっています。
- 建築物の解体工事以外の建設工事などにおける特定建設資材の再資源化について、指導の徹底を図る必要があります。

一般廃棄物の処理

施策の目標

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保される循環型社会の形成を推進するとともに、循環型社会に対応した施設整備を推進します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
家庭系ごみ排出量・・①	t	60,690(2013 年度)	53,700
事業系ごみ排出量・・①③	t	41,929(2013 年度)	37,300

施策の展開方向

①ごみ減量・リサイクルの促進

- ごみの2R施策に重点を置いた啓発活動として、各種市民団体等と連携・協働した広報及び啓発活動を展開し、家庭系ごみの減量を図ります。また、ごみの排出事業者等に対し、関係法令に則った指導・啓発を強化し、不適正なごみの搬入を抑制することにより、事業系ごみの減量を図ります。

②ごみの適正処理

- 環境に配慮し、循環型社会に対応した施設整備を推進します。
- 循環型社会形成を推進するため、環境にやさしく、安全で安心な施設として、また、エネルギーの回収と有効利用のための技術を積極的に導入した、新しいごみ焼却施設及びリサイクルセンター等の中間処理施設を整備します。
- 一般廃棄物の処理については、収集業務の効率化による市民サービスの向上と、中間処理施設（ごみ焼却施設等）や最終処分場（ごみ焼却灰の埋立地）における計画的かつ適正管理による処理コスト等の削減に努めます。

③し尿の適正処理

- 堆肥リサイクルを促進することにより、し尿汚泥及び生ごみの減量を図り、循環型社会の形成を推進します。

産業廃棄物の処理

施策の目標

産業廃棄物の発生抑制と適正な処理の推進を図るとともに、悪質化する不法投棄・不適正処理に対する監視パトロールを強化します。また、建設リサイクルに係る解体工事をはじめ、建設工事全般のパトロールの充実に努め、分別解体と特定建設資材の再資源化の周知・指導を行います。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
産業廃棄物の最終処分率 ^{※1} ・・①	%	0.6(2013年度)	0.5
不適正処理(不法投棄、野外焼却等)件数のパトロール総箇所数に対する割合・・②	%	2(2013年度)	2

施策の展開方向

①産業廃棄物の発生抑制

- 産業廃棄物の多量排出事業者に対して、処理計画の作成及び実施状況の報告を求め、産業廃棄物の減量化等を図ります。
- 建設リサイクルに係る解体工事をはじめ建設工事全般のパトロールを実施し、特定建設資材の再資源化を更に進めることにより、産業廃棄物の発生抑制に努めます。

②産業廃棄物の適正な処理

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度^{※2}及び委託処理の適正化指導を行います。
- 産業廃棄物の不法投棄や焼却等の不適正処理の未然防止や早期是正のため、パトロールを実施します。
- 産業廃棄物の排出事業所や中間処理施設への立入検査により、適正処理の周知徹底を図ります。
- 使用済自動車の再資源化の推進を図ります。
- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内完全処理に向けた適切な処理指導と未届事業者の洗い出しを行います。

※1 産業廃棄物の最終処分率:産業廃棄物多量排出事業者による産業廃棄物の埋立最終処分量の発生量に対する割合

※2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度:産業廃棄物の排出事業者が処理業者に委託した処理の流れを自ら把握し、不法投棄を防止する等の適正な処理を確保することを目的とした制度

第5章 都市基盤

5-01 土地利用

5-02 景觀

5-03 交通体系

5-04 道路

5-05 市街地整備

5-06 公園・緑地

5-07 居住環境

5-08 上水道

5-09 下水道

5-10 河川・水路

土地利用

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 本市のもつ歴史的風土や豊かな自然環境などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域、高度地区等の指定を行い、計画的な土地利用の誘導を図っています。また、良好な住宅地として環境を保全する地区等に地区計画制度を導入しています。
- 公図と現況の差異など、基本となる地籍が明確化されていない土地が多数あります。
- 住所及び町界町名の整備が必要な区域がまだ多く残っています。

【課題】

- 社会経済情勢やライフスタイル等の変化に対応した土地の有効利用を図る必要があります。
- 今後とも良好な住宅地としての環境を保全する地区等については、市民参画による地区計画制度の導入を推進するとともに、地区の特性に応じたまちづくりを図るため地区計画制度を活用していく必要があります。
- 低炭素・循環型社会を前提としたコンパクトシティ※への転換が求められています。
- 土地の利用や取引、公共事業の円滑化を図るためには、地籍の明確化は必要であり、地籍調査事業の早期完了が求められています。
- 住所に係る諸問題の解消により市民生活の向上を図るため、引き続き住居表示及び町界町名整備を実施していく必要があります。

※ コンパクトシティ:住まい、職場、学校、病院など様々な機能を都市の中心部にコンパクトに集約することにより、自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせる生活空間を実現するまち

計画的な土地利用の推進

施策の目標

歴史的風土や豊かな自然環境などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、土地利用に一定の秩序をもたせ、計画的な土地利用を図ることで、地域の実情に即した健全な都市の発展を目指します。

また、地籍の明確化により、適正な土地利用が促進され、地域の特性に応じた健全なまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
地区計画を定めている地区数・・①	地区	35(2013年度)	49
まちづくり支援の実施地区数・・①	地区	6(2013年度)	13
地籍調査事業の進捗率(都祁地域)・・②	%	57.4(2013年度)	87.0
住居表示実施町数・・③	町	231(2014年度)	235
町界町名整備実施町数・・③	町	135(2014年度)	137

施策の展開方向

①秩序ある土地利用の促進

- 低炭素・循環型の実現による持続可能な社会を目指して、計画的な土地利用を推進し、効率的でまとまりのある都市を形成するとともに、都市機能の充実、良好な都市環境の創出及び地域特性を生かしたまちづくりを推進するため、市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域、高度地区などの指定の見直しを検討します。
- 良好な住宅地としての環境を保全する地区等については、市民参画による地区計画制度の導入を推進します。市街化区域では、相当規模の宅地開発事業、土地区画整理事業等が行われる地区について、基盤施設の整備や生活環境を保全するため、また、市街化調整区域においては、無秩序な開発を防止するとともに、地域の活性化や市街化区域隣接地、幹線道路沿道及び鉄道駅周辺等における土地利用の整序を図るために、同制度を活用します。
- 市民がより良い地域づくりを目指し、自主的に進める身近なまちづくり活動に対して、まちづくり支援制度の活用を行い、市民参加のまちづくりを推進します。

②地籍調査の推進

- 地籍調査を現在継続中の都祁地域にあつては、早期事業完了を目指し、計画的に調査を実施します。
- 地籍調査を完了している月ヶ瀬地域にあつては、成果の利活用促進と適正な管理に努めます。
- 都市部（人口集中地区）にあつては、事業着手に向けた検討を進めます。

③住居表示及び町界町名の整備

- 住所の整備の必要性が高い区域において、地域住民及び地域関係機関の合意の取れた地域から順次住居表示及び町界町名整備を進めていきます。

景観

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- ライフスタイルの変化により伝統的様式の建造物等が減少し、歴史的な町並みの魅力が低下しています。
- 豊かな自然景観が多く残っていますが、町並みや風景に調和しない建築物、屋外広告物、電線類が阻害要因となっています。
- 都市化により自然景観の要素となる樹林地や田園風景が失われつつあります。
- 市民の景観に対する関心が高まりつつありますが、官民が連携した景観づくりのための組織づくりが遅れています。

【課題】

- 歴史的景観や文化的景観を大切に守り、町並みや建造物を保全する必要があります。
- 地域の個性を活用した魅力的なまちづくりの推進を図る必要があります。
- 1300年の時を超えた歴史的風土と自然景観を保全する必要があります。
- 景観に関する情報発信により、景観の価値観の共有を図るまちづくりを進める必要があります。

奈良らしい景観の形成

施策の目標

豊かな自然・歴史・文化を基盤に古都として風格ある景観が、形づくられ、守られてきました。それらの歴史的遺産等を後世に伝え、愛着と親しみと誇りのもてる、魅力ある奈良らしい景観づくりを市民と共に目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
奈良町(旧市街地)における伝統的建造物の保存整備事案件数(累計)・・①	件	15(2014年度)	100
景観まちづくりに関する参加団体 ^{※1} 数・・④	団体	29(2014年度)	70

施策の展開方向

①歴史と文化を活用したまちづくり

- 奈良町など歴史的な町並みや伝統的様式の建造物等を保全するとともに、魅力あるまちを創造します。
- 歴史、文化、伝統産業等を活用した未来への持続可能な景観づくりを進めます。
- 文化観光資源の保全と活用を図る取組を進め、国際文化観光都市として魅力の向上を図ります。

②地域の景観特性に即した景観づくり

- 「奈良市景観計画^{※2}」に基づき、良好な景観形成を図っていくとともに、優れた風景を後世に伝えるための方策を推進します。
- 周辺の景観と調和した屋外広告物等の規制誘導を図ります。
- 景観の阻害要因となる電線類については、無電柱化等を推進します。

③自然環境の保全育成

- 歴史的風土の保存、風致地区の保全育成など自然環境を保全します。
- 巨樹等の保存と緑化の推進を図るため、市民等への啓発に努めます。
- 都市と自然や田園風景が調和したまちづくりを進めます。

④協働による景観まちづくり

- 市民の景観意識を醸成するための施策を展開します。
- 景観まちづくり市民組織の結成、育成を支援するとともに、各組織のネットワーク化を図ります。
- 地域の貴重な景観資源を発掘し、それを市民一人ひとりが活用できる景観施策を推進します。

※1 景観まちづくりに関する参加団体:違反広告物を撤去するボランティア(古都奈良・美守り隊)等の景観に関する市民団体で、市に登録等された団体

※2 奈良市景観計画:「景観法」(2004年(平成16年)に制定された景観に関する総合的な法律)に基づき、奈良らしい景観を形成するため、総合的な景観づくりを進めていく方向性や景観施策等を示した計画

交通体系

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 観光シーズンの休日に県と連携し、市役所駐車場及び国道 24 号線高架下駐車場を利用してパークアンドライドを実施しています。
- 市街地内では慢性的な交通渋滞が発生し、観光シーズンには特に、奈良公園に集中する車両で渋滞が多く発生していることから、関係者で連携しながら渋滞解消につながる各種施策を実施しています。
- 生活路線バスは、合併時の地元要望として月ヶ瀬・都祁両地域と旧奈良市を結ぶ新市としての交流を促進するため運行しています。
- 都祁地域では、住民福祉の向上のため、コミュニティバスを継続運行し、交通資源を有効活用しながら利用者の増加促進と更なる利便性の向上及び効率化を図ります。
- 近鉄奈良駅周辺は、1970 年（昭和 45 年）近鉄奈良駅の地下化が図られました。また、J R 奈良駅周辺では 1998 年（平成 10 年）から J R 線の連続立体交差事業が進められ、2012 年（平成 24 年）に事業が完了しました。2015 年（平成 27 年）からは、大安寺から八条付近で J R 線の高架化が進められています。しかし、本市には鉄道と道路が平面交差する箇所がなお多く存在し、特に近鉄大和西大寺駅付近においては踏切により交通が遮断され、周辺道路では交通渋滞が発生しています。

【課題】

- 奈良公園周辺の渋滞緩和に資するためには、公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライド事業を通して公共交通や自転車利用者の一層の増加に努める必要があります。
- 生活路線バスは、月ヶ瀬・都祁両地域の特性から必要な路線であり、継続のための関係機関との調整が必要です。
- 鉄道と道路の平面交差は、交通の円滑化、安全性の確保及び地区の一体化を図る上での弊害となり、良好な市街地形成の阻害要因となっているため、近鉄大和西大寺駅付近では、その対策が望まれています。

交通利便性の向上

施策の目標

交通は、市民生活における諸活動の基礎であることから、移動の快適性、交通の質の向上、他の交通手段への乗換えを容易にするなどの施策によって、安全性を確保するとともに、交通の質を向上させることを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
パークアンドライド駐車台数・・①	台	2,828(2013 年度)	4,200
パークアンドサイクルライドの利用者数・・①	人	2,867(2013 年度)	3,200
公共交通による入込客数分担率※・・①②	%	88.7(2013 年度)	93.0

施策の展開方向

①交通渋滞の緩和

- 奈良公園を中心に発生する交通渋滞を緩和するため、自家用車による観光客に市役所駐車場及び国道 24 号線高架下駐車場を無料開放し、パークアンドバスライドとサイクルライド事業を推進します。
- 環境にやさしい自転車利用を推進します。
- 世界遺産が集積する奈良公園周辺への車の流入を減少させるために、県や交通事業者と連携し本市を訪れる観光客の交通手段を車から公共交通機関に転換を図る施策を実施します。
- J R 奈良駅周辺で完了した連続立体交差事業に続き、大安寺から八条付近における J R 線高架化の完成を目指して事業を推進します。

②高速交通体系の整備

- 市民の機運を高め、官民一体となって奈良市内へのリニア中央新幹線の新駅誘致を進めるとともに、リニアを生かしたまちづくりのあり方を検討していきます。

③鉄道の利便性向上

- 鉄道輸送力増強事業を推進するため、本市につながる関西本線の複線電化と J R 奈良線の複線化を実現するよう、関係市町村と連携して J R 西日本に働きかけます。
- 主要駅の交通結節点機能の強化を行うため、近鉄大和西大寺駅周辺では、駅周辺における交通渋滞の緩和や、乗換えの利便性の向上、歩行者空間のバリアフリー化など交通環境の改善と、鉄道による地域の南北分断を解消する手法についての検討、整備を行い、近鉄菖蒲池駅南口では、歩行者空間のバリアフリー化を行います。

④地域公共交通の充実

- 月ヶ瀬地域では生活路線バスを、都祁地域では生活路線バス、コミュニティバスを継続的に運行するため、持続可能な手法を検討し運行します。その他の公共交通空白地域対策について、将来にわたり持続可能で総合的な交通網形成の必要性を検討します。

※ 公共交通による入込客数分担率:市外から市内に移動する人のうち、公共交通(鉄道及びバス)により移動する人の割合

道路

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 人口減少、少子高齢化社会等の社会情勢の変化により、将来、自動車交通量が減少すると推計され、コンパクトなまちづくりへの転換期を迎えています。
- 本市の都市計画道路の整備率は依然低い水準にあることから、市街地への交通集中における慢性的な渋滞が発生しています。
- 本市の生活道路は昔ながらの幅員の狭い道路が多く、交通事情が悪化しており、また、歩行者の安全性を欠く道路が多くなっています。
- 高度経済成長時代に大規模開発された多くの住宅地における道路補修の時期が来ています。

【課題】

- 社会経済情勢の変化と本市の現状等を踏まえて、点検・検証された都市計画道路の整備を、計画的に進める必要があります。
- 道路網の骨格をなす幹線道路を計画的かつ重点的に整備し、渋滞緩和を図る必要があります。また、主要駅から観光地を結ぶ幹線道路については、歩行者にとって安全で安心な道路に改善整備する必要があります。
- 市民生活に支障を来している狭い道路が多いため、道路の新設・改良や傷んだ道路の補修を進める必要があります。
- 環境対策や歩車分離など人にやさしいユニバーサルデザイン※の道路づくりを進める必要があります。
- 歩行者が安全で安心できる快適な歩行空間と良好な景観を確保するため、無電柱化を進める必要があります。

※ ユニバーサルデザイン:社会資本・交通の整備について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」という考え方

道路整備の推進

施策の目標

都市計画道路の整備を推進し、生活道路の新設・改良や橋梁の長寿命化及び耐震化を進め、環境対策や歩車分離など人にやさしいユニバーサルデザインの道路づくりを推進し、歩行者や車が安全で円滑に移動できるまちを目指します。

また、無電柱化を推進し、歩行者が安全に安心して歩行できる空間を確保します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
都市計画道路の整備率 ・・①	%	54.3(2013 年度)	56.0
道路整備延長 ・・②	k m	134.6(2013 年度)	143.5
橋梁長寿命化整備率 ・・②	%	0(2013 年度)	14
電線類共同溝整備延長 ・・③	m	3,360(2014 年度)	4,660
電線類美化整備延長 ・・③	m	0(2013 年度)	800

施策の展開方向

①都市計画道路の整備

- 社会経済情勢の変化等による必要性が生じた場合、対象となる路線についての都市計画変更等の手続を行います。
- 交通渋滞の解消となる幹線道路網を計画的かつ重点的に整備促進していきます。
- 都市活動の中心地である主要駅と周辺の生活拠点や観光拠点とを機能的に結ぶ誘導路を整備していきます。
- 高規格幹線道路網整備の一環として進められる京奈和自動車道の全区間早期着手、完成に向け、1988 年（昭和 63 年）に設立された「京奈和自動車道整備促進期成同盟会」を中心に促進運動を展開し、関係機関に働きかけていきます。

②生活道路の新設・改良

- 日常生活の利便性向上を図るため、住民の合意形成を図りながら、効果的に道路の新設及び改良を推進します。
- 舗装道路の補修や橋梁の長寿命化及び耐震化を推進します。

③無電柱化等の推進

- 美しい景観の創出や歩行空間確保のため、歴史的地区や商業地区を中心に無電柱化を推進します。
- 奈良町周辺の歴史的町並み景観を守るため、電線類の美化を推進します。

市街地整備

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 国際文化観光都市としてふさわしい町並みの形成を目指し、駅周辺地域では土地区画整理事業等による市街地整備等を推進し、国の社会資本整備総合交付金等を活用しながら都市の再生を効率的に行っています。
- 大阪近郊の住宅適地として 1965 年（昭和 40 年）前後から住宅需要が急増し、民間の宅地開発によって新しい市街地が形成されました。これらの宅地開発においては、「都市計画法」や「奈良市開発指導要綱」等に基づき道路、公園等の基盤施設の整備を誘導してきました。
- 人口減少社会の到来等により住宅地開発面積は減少しているものの、本市の特徴である緑豊かでゆとりある良好な魅力ある住宅地の開発が求められています。
- 少子高齢化社会の到来や市民のライフスタイルの変化に伴い、コンパクトなまちづくりを目指した市街地の再整備や郊外居住者の生活ニーズに対応した生活利便施設の立地の要望も高まっています。

【課題】

- 駅前広場や道路等の都市基盤施設*のぜい弱な地域については、防災機能を併せた基盤整備等の検討を行う必要があります。検討の結果、整備の手法が決まれば、早期に事業着手を行う必要があります。また、現在市街地整備の事業を行っているところについては、早期に事業完了する必要があります。
- 道路、公園等の公共施設や排水設備等必要な施設の整備を行うなど一定の宅地水準を確保することで、良好で安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を図る必要があります。

※ 都市基盤施設:適正な都市化を促進するために必要な都市的規模に及ぶ施設のことで、道路、鉄道、公園、上下水道、エネルギー供給施設等の公共施設をいう。

市街地整備の推進と適正な誘導

施策の目標

駅前広場や道路等の都市基盤施設の整備、改善を行い、良好な市街地の形成を図り、国際文化観光都市としてふさわしい町並みの形成を目指します。

また、「都市計画法」、「宅地造成等規制法」、「奈良市開発指導要綱」等の適切な運用に基づき周辺市街地と調和の取れた健全な市街地の形成を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
駅前広場整備済箇所数(累計)・・①	箇所	12(2014年度)	14
土地区画整理事業施行済面積(累計)・・①	ha	758(2013年度)	779

施策の展開方向

①駅周辺地区の整備

- J R 奈良駅周辺地区の整備について、東西駅前広場の整備が完了し、引き続き J R 奈良駅南特定土地区画整理事業により良好な市街地の形成を図ります。また、奈良市バリアフリー基本構想に基づき J R 奈良駅及び近鉄奈良駅周辺の道路や施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- 近鉄大和西大寺駅周辺地区の整備として、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業により、市街地整備と併せ、南口駅前広場の整備を進めます。また、駅北側では、北口駅前広場や都市計画道路等の整備を進め、駅南北をつなぐ近鉄大和西大寺駅歩行者専用道の整備を推進することで、都市基盤施設の強化を図ります。
- 都市基盤整備が弱い西ノ京駅周辺地区について、良好な歴史的環境の保全と向上への貢献等も含めた整備を進めます。また、富雄駅北地区などその他の駅周辺地区においても、整備のあり方などを検討します。

②良好な宅地水準の確保

- 一定規模以上の開発行為について、道路、公園等の公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付け、一定の宅地水準の確保に努めます。

公園・緑地

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 運動公園や地区公園、近隣公園、街区公園などの都市公園の整備を進め、緑の確保に努めています。
- 少子高齢化などにより公園の利用形態が変化し、公園に対する市民ニーズも多様化しています。
- 遊具等公園施設の老朽化した公園が増加しています。
- 公共施設や民有地等の緑化推進による都市環境向上の意識が高まっています。
- 公園・緑地は、市民のレクリエーションや憩いの場だけでなく、生物の生息・生息地等の自然環境保全に資するなどの重要な役割を担っています。

【課題】

- 多様化する公園利用者のニーズに対応するために、施設の充実を図るとともに、公園の再整備が求められています。
- 市民や地域が行う都市緑化や緑化活動に対して一層の支援が求められています。
- 緑やビオトープ※、生態系等の保全が求められています。
- 町なかの緑や花を増加させることが求められています。

※ ビオトープ:生き物の住む空間という意味で、野生生物が共存している生態系、生息空間

公園・緑地の整備

施策の目標

「奈良市緑の基本計画」に基づき、少子高齢化社会や市民ニーズの多様化に対応し、市民が安全に安心して利用できる緑豊かな公園づくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
グリーンサポート制度 ^{※1} による公園管理率・・①②	%	27(2014年度)	40
健康遊具を設置している公園数・・②	公園	15(2013年度)	33

施策の展開方向

①公園・緑地の管理や運営の多様化

- 公園ボランティア制度^{※2}やグリーンサポート制度などを活用し、市民等との協働による公園・緑地の管理運営を推進します。
- 多様化する公園利用者のニーズを把握し、それに対応することができるよう管理・運営の拡充を図ります。
- 市民や地域が行う緑化活動に対し、そのニーズを的確に把握して、新たな支援策の検討を進めます。
- 適切な公園管理や利用に関して啓発を行います。

②公園・緑地の整備の推進

- 少子高齢化による公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、子どもの体力の低下防止や高齢者の健康増進を図れる公園の整備を進めます。
- 老朽化した遊具などの整備を図り、誰もが安心して利用できる公園づくりに努めます。

※1 グリーンサポート制度:公園を快適・安全に利用できるようにするために、一年を通して公園の美化・維持管理・点検等の自主的活動を行う地域の団体に報奨金を交付する制度

※2 公園ボランティア制度:公園・緑地への愛着をもって清掃や樹木のせん定、草花の植付け等の活動を自主的に行う個人又は団体を市が支援する制度

居住環境

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 人口減少と少子高齢化は、経済活動に深刻な影響を及ぼし、地域社会のぜい弱化、既存施設の遊休化など、市民生活に大きな影響を与えています。
- 地球温暖化をはじめとした環境問題などに対する市民意識の高まりや、生活様式の多様化など、住宅に関する市民のニーズも変化しています。
- 耐震基準を満たしていない既存住宅が、数多く存在しています。
- 高齢化の進行や市民の住宅に対するニーズの変化により、空き家が増加しています。
- 本市の市営住宅は1951年（昭和26年）の「公営住宅法」の制定から整備に努めてきましたが、その多くは1975年（昭和50年）以前に建設されたものであり、老朽化が進んでいます。

【課題】

- 良好な住宅市街地の計画的な形成を促すなど、居住環境の質を向上させる整備を進めることにより、人口の流入促進と流出防止を図る必要があります。
- 省資源・省エネルギーなどに配慮した環境共生住宅の普及や、高齢者・障がい者に配慮した福祉対応住宅の供給促進と医療・福祉との適切な連携が求められています。
- 耐震基準を満たしていない既存住宅の耐震化促進を図る必要があります。
- 適切に管理が行われていない空き家等への対応と、定住促進につなげるために空き家の利活用を促進するための住宅施策が求められています。
- 市営住宅は、居住水準の向上や、少子高齢化に対応した居住環境整備及び長寿命化計画を推進するための改善・整備を図る必要があります。

居住環境の整備促進

施策の目標

ゆとりをもって住み続けられる安全で快適な居住環境を創出するとともに、全ての人が安心して生活できる住まいづくりを促進します。また、「奈良市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、ゆとりと豊かさを実感できる居住水準を備えた市営住宅の整備を図るなど、地域特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
町家バンクの成約件数(累計)・・①	件	4(2013年度)	25
子育て世帯向け市営住宅の供給戸数・・②	戸	20(2014年度)	90

施策の展開方向

①安全で快適な居住環境の整備促進

- 周辺市街地と調和の取れた良好な居住環境を創出するため、地区計画制度などを活用するとともに、都市基盤施設の整備を目指し、土地区画整理事業等による住宅地開発の指導に努めます。
- 都市景観形成地区では、歴史的な町並みの保全整備を図るため補助制度の充実に努めます。
- 「奈良市住生活基本計画」に基づき、関係部局が連携して、奈良らしい住みよいまちづくりを推進するための住宅政策に取り組みます。
- 「奈良市耐震改修促進計画」を見直し、既存住宅の耐震化促進を図ります。
- 空き家等の適正な管理に努めるとともに空き家の改修や利活用を促進し、特に都市景観形成地区においては伝統的町家に生じた空き家等の活用を進め、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生を図ります。
- 環境に配慮した住宅を推進するための各種認定制度、省エネルギー措置の届出及び住宅と福祉の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度について普及を促進します。

②市営住宅の整備と活用

- 「奈良市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、ゆとりと豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、計画的な改善や維持保全等により市営住宅の質の向上を目指します。
- 市営住宅は、予防保全的な観点からの改修を行うとともに、長寿命化計画に基づく整備を進めます。
- 子育て世帯、又は母子・父子世帯や多子世帯、また、高齢者や障がいのある方の世帯等の住宅需要に対応した市営住宅の有効活用を図ります。
- 老朽化した市営住宅については、建替事業に代わる事業の実施の検討を進めます。

上水道

・信頼の水道 未来へつなぐライフライン（施策5-08-01）

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 本市の水源である布目川・白砂川と木津川は、良好な水質を維持し、水量を確保しています。また、水道施設は、「奈良市新総合計画※」の目標人口である 40 万人に対する整備を完了しています。
- 給水量は、給水人口の減少、節水型機器の普及、及び節水意識の高まりなどにより、減少傾向にある一方で、県営水道からの受水もあり水源の余裕水量が増加傾向にあります。
- 水道施設への投資額の蓄積としての水道資産は、2013 年度（平成 25 年度）で約 1,659 億円となり、給水人口一人当たりの資産額は約 47 万円となります。
- 財政状況において、水道料金収入は減少傾向であり、収入の確保は年々厳しさを増している中で、ダム負担金の借換や県営水道受水費の削減などの経営努力により健全財政を維持し、1999 年度（平成 11 年度）から料金を据え置いています。
- 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業は、経営状況を明らかにするため「地方公営企業法」を適用し、2013 年度（平成 25 年度）から企業局で事業運営をしています。

【課題】

- 将来人口が減少する予測となっていることから給水量も減少が見込まれ、県営水道からの受水量については、削減の協議を続けていく必要があります。
- 水道施設の老朽化が進んでいくことから更新需要が増加し、2016 年度（平成 28 年度）以降は毎年約 35 億円から 39 億円の事業費が必要となることから、給水量の減少を踏まえた施設の再構築が求められています。
- 給水量の減少と更新需要の増加により、公営企業として必要な資金が減少していくことから、財政の見通しは、更に厳しい状況が予測されます。
- 水道事業は拡張の時代から維持管理の時代に移行し、今後収益増につながらない耐震化や更新事業が増えていきます。さらに東日本大震災以降、基幹管路の耐震化の推進が求められており、今後事業運営は厳しくなると予想されます。
- 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業は、企業債利息や減価償却費など過去に行った投資に対する返済等が大きいため、料金収入だけでは賄えず非常に厳しい経営状況です。

※ 奈良市新総合計画：1991 年度（平成3年度）～2000 年度（平成 12 年度）を計画期間とする本市の総合計画

信頼の水道 未来へつなぐライフライン

施策の目標

水道は、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできないものであり、将来にわたってライフラインとしての水道を維持しつつ、事業の透明性を確保し、市民から信頼される水道を確立することが最も重要と考え、「奈良市水道事業中長期計画」の将来像「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現に努めます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
鉛製給水管率(PI※1117)・・①③	%	45.0(2013年度)	38.6
管路の耐震化率(PI 2210)・・②	%	16.7(2013年度)	18.1
経常収支比率(PI 3002)・・③	%	111.9(2013年度)	105.0

施策の展開方向

①安心できる水道(水質管理)

- いつまでも安全で快適な水道水を供給できるよう、水源から蛇口に至るまで、一貫した水質管理を行い、良質な水づくりに努めます。
- 現在の水質を守るため水源流域の保全や水源の汚染に対するリスク対策にも取り組み、将来にわたり、いつでも安全で安心できる水道を目指します。

②頼りになる水道(施設更新と災害対策)

- 水道は、生活に不可欠なものであり、老朽化した施設を計画的に更新し、併せて耐震化を行い、平常時はもとより災害・事故時においても給水できるように目指します。
- 水道事業は、浄水場や管路をはじめ多くの施設の維持管理が必要となっています。水道は一つの連続したシステムであることから、全体として効果的に機能するために、水需要の減少に対応したダウンサイジングを踏まえ、施設の整備・更新や送配水システムの再構築を着実かつ計画的に進め、市民のライフラインとして、頼りになる水道を目指します。

③喜ばれる水道(健全経営とお客サービス)

- 水道事業はお客からの水道料金で成り立っており、給水量の減少が見込まれる中で浄水場の施設耐震補強事業の完了後、県営水道からの受水量の削減について協議するなど、たゆまない経営努力により適正な料金を維持するように努めます。
- 民間の経営手法の活用とともに、奈良県(県地域政策課)や近隣水道事業体との連携により、健全で効率的な事業経営を行い、経営基盤の強化を目指します。
- 貴重な水資源の有効利用を図り、道路陥没や建物への浸水等の二次災害を防止するため、漏水防止対策を推進します。
- ニーズに合った的確な情報提供や積極的なコミュニケーションに努め、お客様に信頼され、喜ば

※ PI(水道事業ガイドライン業務指標)：(公社)日本水道協会が、全国統一規格として、水道事業全般を多面的に定量化する指標で、137項目定めています。企業局では、毎年試算してホームページ等で公表しています。

れる水道を目指します。

- 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業は、料金収入だけでは賄えない経営状況ですが、監視制御システムの見直し等を進め、経費削減に努めて健全な経営を目指します。

④環境に配慮する水道(省エネルギーと環境対策)

- 水道事業は多くの電力を消費することから省エネルギーに努めるとともに、副産物(浄水場の浄水処理過程で発生する土)の有効利用を進め、環境に配慮する水道を目指します。

下水道

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 1951年（昭和26年）から公共下水道事業に着手し、現在は6,652haの認可区域内で整備を進めており、2013年度（平成25年度）末現在の公共下水道の普及率^{※1}は、91.1%であり、水洗化率^{※2}は、94.4%となっています。また、農業集落排水事業については、1984年（昭和59年）から着手し、2014年度（平成26年度）に整備が完了しました。
- 東部、月ヶ瀬及び都祁地域の農業集落排水事業整備済区域外の区域において、浄化槽設置整備事業を行っています。

【課題】

- 浸水等に対する安全性の向上と河川等への汚濁を軽減し、水質保全を図るための対策について取り組む必要があります。
- 下水道施設の経年劣化に伴い、管路・処理場施設等の予防保全的な管理・耐震化・長寿命化を図る必要があります。
- 下水道整備の進捗とともに、維持管理規模が拡大しているため、管理体制の一層の充実及び維持管理の効率化を図る必要があります。
- 下水道整備区域内で、全戸の水洗化を進めるため、下水道に関する普及、啓発活動の強化を図る必要があります。
- 公営企業として下水道事業の経営健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図る必要があります。

※1 普及率:行政区域内人口に対して、実際に下水道(污水管渠)を整備した区域内の人口の割合

※2 水洗化率:下水道(污水管渠)を整備した区域内の人口に対して、実際に公共下水道に接続して水洗化した人口の割合

下水道の整備

施策の目標

下水道は、市民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などの役割を担っており、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない施設であるため、計画的かつ効率的に整備し、快適で豊かな生活環境を形成するとともに、安心・快適なまちづくりを進めます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
公共下水道普及率・・①	%	91.1(2013年度)	91.5
公共下水道水洗化率・・②③	%	94.4(2013年度)	98.0

施策の展開方向

①下水道整備の推進

- 計画的かつ効率的に下水道の整備を推進します。
- 東部、月ヶ瀬及び都祁地域の農業集落排水事業整備済区域外の区域において、浄化槽設置整備事業を推進します。
- 浸水への安全性を確保するための整備を図るとともに、河川等の水質汚濁防止対策を推進します。

②下水道施設の維持管理・更新

- 管路・処理場施設等の耐震化を図るとともに、長寿命化計画を策定し、優先順位に基づき順次整備を図ります。
- 管路・処理場施設等の効率的かつ予防保全的な維持管理を推進します。
- 下水道事業として適正な維持管理を行うため、経営の健全化・効率化に努めるとともに、独立採算の視点から、経営基盤の強化を図ります。
- 下水道事業の合理化のため、処理場施設等の統廃合を検討します。

③下水道に関する普及・啓発活動の推進

- 下水道整備区域における未水洗化世帯の早期解消に向けて、下水道に関する普及啓発活動を強化します。
- 下水道の役割や効果について市民の理解を得るために学校教育、地域社会活動等の場を活用し、啓発活動を行い、下水道普及促進を図ります。

河川・水路

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 本市には佐保川、秋篠川、岩井川など奈良県が所管する 25 本の一級河川と、本市が管轄する 13 本の準用河川、252 本の普通河川、11 路線の都市下水路、約 7,500 本の法定外公共物（水路）がありますが、近年、多発している治水能力を超えるような局地的な集中豪雨による浸水被害や、都市化の進展と流域の開発に伴う河川環境の悪化などの問題が発生しています。

【課題】

- 水利状況を考慮に入れ、都市化や地球温暖化等によるゲリラ豪雨などの異常気象にも対応できるように、河川機能を高める必要があります。
- 奈良らしい自然環境と景観に配慮した河川づくりが求められています。
- 河川は自然環境を備えた貴重な公共空間であることから、水辺に親しめる河川整備が求められています。

河川・水路の整備

施策の目標

市民の安全と安心を確保するため、都市化や地球温暖化等によるゲリラ豪雨などの異常気象に対応できる河川と、自然環境と親水性に配慮した河川づくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
浸水対策事業実施済箇所数 **①	箇所	19(2014年度)	21

施策の展開方向

①治水対策・流域対策

- 浸水被害を解消するため、河川改修工事及び浸水対策工事を実施します。
- 各河川における流域の保水能力を高めるため、雨水貯留浸透施設※¹の設置及びため池治水利用施設の設置を図ります。
- 民間の開発に伴う雨水流出を防ぐため、調整池の設置を指導します。

②親水空間の確保

- 自然環境と景観に調和した「多自然川づくり※²」を進めます。
- 主要な河川においては、関係機関と連携し、水辺の散策や生物の生育などに配慮した川づくりに取り組みます。

③都市下水路改修

- 河川改修工事との整合を図りながら計画的に改修します。

※¹ 雨水貯留浸透施設: 雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設

※² 多自然川づくり: 河川全体を視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

第6章 経済

6-01 観光

6-02 交流(国際交流)

6-03 農林業

6-04 商工・サービス業

6-05 勤労者対策(労働環境)

6-06 消費生活

観光

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 世界遺産をはじめとした歴史・文化や、東部地域の豊富な自然等多くの観光資源を有しています。
- 魅力ある飲食店や買いたくなる土産物などが求められています。
- 観光分野における市場の動向を踏まえ、関係機関と連携したプロモーション活動や効果的な情報発信が求められています。
- 市民や事業者自身の本市の歴史的・文化的魅力への理解がより一層求められています。
- 駅の案内板やバスの路線系統、案内標識などの中に、主要観光施設への経路がわかりにくい部分があり、また、多くの案内板が、増加している外国人観光客向けに多言語化表記ができていない状況です。
- 観光シーズンには交通渋滞が慢性的に発生しており、特に奈良公園に集中する車両により渋滞が多く発生していることから、県、交通事業者等関係者で連携しながら渋滞解消につながる各種施策を実施していますが、解消できているとはいいがたく、引き続き施策を推進しています。
- 観光客全体のニーズが多様化しており、幅広い客層に対応できる宿泊施設が不足しています。
- ビザの発給要件緩和などを背景に、東南アジア等からの観光客が増えています。

【課題】

- 本市内での消費を進め、地域経済の振興につなげるため、観光産業のビジネスモデルを構築する必要があります。
- 奈良がもつ自然、文化財、伝統芸能や町並みなど様々な資源の魅力を引き出し、観光資源として積極的に広報し、奈良に興味をもっていただく必要があります。
- 観光分野における市場の動向に柔軟に対応し情報発信を進めていく必要があります。
- 案内板や案内標識などを点検し、多言語化を含めて改善を図る必要があります。
- 大規模なイベント・コンベンションや宿泊観光の需要に応えるため、宿泊施設を誘致する必要があります。
- 国際文化観光都市として、来訪者に対するもてなしの心を更に醸成する必要があります。

観光力の強化

施策の目標

市民や来訪者が、奈良の美しい自然や歴史・文化に触れ、人々と交流する中で、「しみじみと本物の良さを味わう奈良」「魅力的であたたかな人々に会おう奈良」「次々と世界中の人が集う奈良」を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
観光入込客数・・①②③④⑤ (うち外国人数)	万人	1,380(2013 年) (44)	1,500 (100)
宿泊客数・・①②③④⑤ (うち外国人数)	万人	142(2013 年) (8)	180 (17)
奈良町南観光案内所の来館者数・・①	万人	2015 年度(平成 27 年度)開館予定	10

施策の展開方向

①観光資源・施設の整備・充実

- 観光産業のビジネスモデルを構築するため、起業家を支援します。
- 歴史的な道の魅力の再発掘を広域的に行い、ならまちの空き家活用など、既存の資源に新たな付加価値を付けます。
- ブランド力のある商品・資源を育てます。
- 伝統芸能や工芸など体感・体験できる体制を整えます。
- オフシーズンである冬の時期に「珠光茶会※¹」や「しあわせ回廊なら瑠璃絵※²」を開催し、一年を通じて観光客が訪れる観光資源を育てます。
- 近畿圏における自治体との共同事業等での新たな観光ルートの開発により観光資源の形成を図ります。
- 観光客のニーズを分析し、多様な選択肢のある宿泊施設とおもてなしの向上の支援に努めます。
- 歴史の道を中心とした観光ルート沿いや、観光スポットでのトイレや案内看板等の環境整備を図ります。
- 梅林周遊道路の整備を行い、観光ネットワークの一つとしての環境整備を図ります。

②観光客受入体制の充実

- 事業者・市民が奈良の歴史・文化を学び、奈良の魅力の理解の下、もてなしの心の醸成により来訪者への充実したサービスの提供を図ります。

※1 珠光茶会:茶の湯の源流とも言える奈良の地で、「わび茶」を創始した奈良出身の珠光にちなんで、市内の世界遺産を含む社寺や、歴史的な街並みが残る「ならまち」のお茶室を舞台に、お茶に親しむ機会の少ない人や、観光で訪れる人など幅広い層にお茶に親しんでいただき、お茶文化の裾野を広げるために開催するお茶会

※2 しあわせ回廊なら瑠璃絵:本市を代表する三社寺(春日大社・興福寺・東大寺)を幻想的なイルミネーションの光の回廊でつなぐイベント

- 着地型観光（目的地である着地側で企画する観光）の内容の充実と、広報の強化に努めます。
- 観光客が年齢や障がいの有無にかかわらず楽しめるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- 県、交通事業者等と連携し、観光客が円滑に移動できるよう公共交通を中心とした交通システムの構築を図り、パークアンドライド事業や自転車利用を推進します。

③コンベンションの誘致推進

- 関係機関への積極的な働きかけなどにより、コンベンション誘致を推進します。

④観光情報の発信

- 観光分野における市場の動向を敏感に捉え、情報発信を進めます。
- 観光大使や高校生観光特派員など、幅広い人材の活用により、奈良の本物の魅力を発信します。

⑤外国人観光客の誘致促進

- 成長著しい東アジア・東南アジアを中心に観光客誘致を図ります。
- 外国人観光客に対応できる人材育成を図ります。
- 海外メディア・エージェントへの情報提供を積極的行います。
- 観光パンフレットや観光案内板の多言語表記を進めます。
- 外国人観光客の利便性の向上を図るため、外貨の両替やW i - F i 機能の強化に向け関係機関と連携し施策を推進します。

交流(国際交流)

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 市民レベルでの国際的な文化交流や異文化の相互理解を深める取組を支援しています。
- 現在、世界では、社会・経済・文化的な現象が短時間で地球規模に広がるグローバル化が急速に進んでいます。また、情報通信技術の発達により、瞬時に世界と情報交換ができるようになり、国際交流を巡る環境は大きく変貌しています。
- 本市では海外の6つの都市（慶州・トレド・西安・ベルサイユ・キャンベラ・揚州の各都市）と友好・姉妹都市提携を行い、経済・文化・教育・スポーツ・人材などの分野で交流を行うための協定を結び、友好・姉妹都市交流を中心に国際交流事業を行っています。
- 平城遷都1300年を契機に、平城京の置かれた奈良は、世界の注目を浴びました。以降、2012年（平成24年）には「伝統の継承が直面する課題とその解決への道」をテーマにベトナムのフエ市、2014年（平成26年）には「歴史都市：文化の継承と未来への歩み」をテーマに中国の揚州市での「世界歴史都市会議※」に参加しました。
- 市民の国際理解と国際交流を促進するため、外国語対応が可能な嘱託職員を採用しています。

【課題】

- 国際交流の主体は、市民であり、市民との継続的な協働が必要です。
- 交流を促進する上で、情報通信技術を生かした、タイムリーな海外への情報発信が求められています。
- 国際的な視野をもち、国際交流を担う人材の育成を支援する必要があります。
- 国際文化観光都市として、友好・姉妹都市との交流を促進するとともに、広く世界の諸都市との交流を促進することが求められています。

※ 世界歴史都市会議：1987年（昭和62年）に京都市の呼びかけにより、第1回世界歴史都市会議が開催され、第1回会議に参加した26都市を会員として設立された世界歴史都市会議協議会が発展的に解消し、世界歴史都市連盟が設立されました。連盟には106都市、62か国・地域（2015年（平成27年）3月現在）が加盟しています。本市は、平城遷都1300年祭の事業として、2010年（平成22年）10月12日～15日に「第12回世界歴史都市会議」を開催しました。

国際交流の活発化

施策の目標

国際交流の目的は、互いの文化を尊重し、その多様性を認め合うことにより、平和な社会を築くことにあります。また、市民が異文化を知ることによって、自らの属する文化や地域に対する理解がより深まるとともに、誇りや愛着が生まれ、まちづくりの担い手を育てることができます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
国際交流団体の登録件数 ・・①	団体	15(2014 年度)	25

施策の展開方向

①国際交流の活発化

- 国際交流活動を行う市民団体の活動との協働を推し進め、市民の自発的な活動を尊重しつつ、市民レベルでの文化交流や相互理解を深める取組の支援を強化します。
- 友好・姉妹都市等とのネットワークを通じて、国際化社会に対応した人材を育てるための支援を行います。
- 海外との交流を活発にするため、情報通信技術を積極的に活用するとともに、各種PR媒体の多言語化に取り組みます。
- 外国語対応が可能な嘱託職員の活動により、市民の異文化に対する理解を深める機会を提供します。
- 第13回及び第14回世界歴史都市会議に参加した実績の下、今後も世界遺産を中心とした国際文化観光都市としての魅力をアピールし続けます。

農林業

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 農業従事者の高齢化、後継者不足の進行により耕作放棄地が増加しています。
- 中山間地域等における地形的に不利な条件や担い手不足などに加え、有害鳥獣の被害により営農意欲の減退がみられます。
- 食の安全・安心に対する市民の関心が高まっています。
- 森林所有者の管理・経営意欲の減退や林業後継者の不在などによる放置林が増加しています。
- 農業を取り巻く環境や農業収益の不安定化により生産者の経営は厳しい状況にあります。

【課題】

- 農業後継者の育成や新たな担い手の確保が重要です。
- 農地の流動化※や利用集積による優良農地の確保と集団的営農化等への推進が必要です。
- 食の安全・安心等に対するニーズの高まりにより、「食」や「農業」への関心を高める取組が必要です。
- 有害鳥獣による被害対策の充実が必要です。
- 採算性の高い林業経営の推進や就労環境の改善などを通じて、林業を魅力ある産業として推進することが重要です。
- 農林産物の生産、生き物の生息環境、防災のほか、自然体験の場としての機能を有する里山を保全・活用する必要があります。

※ 農地の流動化: 売買や賃貸借などによる農地の動き

農林業の振興

施策の目標

魅力ある農業・農村づくりの推進に向け、農地分布による地理的・社会的条件に合わせた地域特色のある農業の振興、農村地域の活性化、農業経営の安定化を目指します。

また、森林資源の保全と林業就労者の確保に努め、林業の活性化を図り、良好な森林環境を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
人・農地プラン ^{※1} 作成地区数・・②③④	地区	11(2013年度)	15
認定農業者数・・②④	人	133(2013年度)	140
人工林における間伐等の整備施業面積・・⑤	ha	75.0(2013年度)	100.0

施策の展開方向

①農業生産基盤と施設の整備

- 農業生産基盤である農道・農業用水路・ため池等の整備や優良農地確保のためのきめ細かな土地基盤整備事業を推進します。
- 農業経営の発展・改善を目的に作業の機械化による省力化及び低コスト化を図り、生産性の向上と農業の合理化を進めます。

②農業経営環境の向上

- 安定的な農業経営の実現のため経営改善計画の指導、認定農業者や後継者の育成、新規就農者の支援を図ります。
- 地域農業、農村を活性化するため、魅力とやりがいのある農業経営の確立を目指し、担い手への農地利用集積を図ります。
- 農林業被害の軽減を図るため、有害鳥獣の駆除や防除施設の設置を支援します。
- 関係機関等と連携し、耕作放棄地の再生利用に向けた体制の整備を図ります。

③新しい農業の展開

- 付加価値を高める地域農業特産品づくり、ブランド化を推し進め、販路拡大を図ります。
- 将来の農業を担う効率的で、安定した経営体（担い手）を育成し、基盤整備されたほ場により、集約的な農業を展開しつつ、優良農地の維持・保全を図ります。

④農村地域の活性化

- 農林業の振興策として農林産物直売所を整備し、地域直売所、農産物加工所等との連携による総合的な管理体制づくりを図ります。また、地域の資源を活用した観光と農林業が連携した取組を進め、農林業の振興を図ります。
- 農業体験及び農家民泊を通じて産地と消費者の交流や、「食」と「農」に対する理解を深め、関心を高める事業を促進します。

※1 人・農地プラン：人と農地の問題を解決するため、それぞれの集落・地域で話し合い、地域農業のあり方や中心となる経営体等を定める計画

- 地域の実情に即した経営の改善計画を指導し、農業経営に対する意欲向上を図ります。
- 集落営農組織等の育成と新規就農者の支援を図ります。
- 地元産の農産物を積極的に活用し、地産地消の推進に努めます。

⑤林業の振興

- 施業放置林の増加に伴う森林荒廃を防止するため、造林、間伐等の推進による森林整備と雇用機会の創出に努めます。
- 森林環境の保全及び森林を守り育てる意識を醸成します。
- 国土保全や水源かん養^{※2}など、森林のもつ多面的で公益的な機能の保全、充実を推進します。

※2 水源かん養:降った雨を一時貯留し、水質の浄化や河川の流量安定をさせるなどの働き

商工・サービス業

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 先行きの見えない経済情勢の中で、市内の中小規模の小売店における経営が圧迫されています。そういった状況の中で、中小規模の小売店の振興を図るために、商店街等に対し、にぎわい振興事業、消費者の利便性向上のための共同施設設置事業等への助成を行っています。
- 日々変化する経済情勢において、中小企業の金融の円滑化を図るために、事業に必要な資金のあつせん融資を行っています。
- 奈良伝統工芸の技術・技法の継承のための後継者が減少し、技術の担い手も高齢化が進む中、後継者育成研修を実施しています。
- 中心市街地の商店街では、後継者問題が深刻化しています。

【課題】

- 先行きの見えない経済情勢に対抗して、市内中心地の小売店・商店街にいかにかに消費者を呼び戻すかの方策を検討する必要があります。また、訪れた観光客に対して、市内での消費を促すような方策を検討する必要もあります。
- 中小企業の金融の円滑化を図るため、中小企業資金融資制度の資格要件の簡素化、指定金融機関の増加、融資枠の拡大等を含めた融資制度の充実が必要です。
- 奈良の伝統工芸の継承・発展のために、後継者の育成を継続するとともに、工芸品の販路拡大が必要です。
- 地域経済の活性化や雇用環境の改善のため、企業誘致や起業の促進に関する継続的な取組が必要です。

商工・サービス業の振興

施策の目標

国際化・情報化の進展、技術革新、消費者ニーズの多様化などの環境変化に対応できるように、商工・サービス業者を指導・支援し、商工・サービス業の振興と発展を目指します。

また、伝統工芸、伝統産業の振興と活性化を図るとともに、新しい事業の育成を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
奈良市中小企業資金融資制度(小規模企業小口事業資金)融資件数・・①	件	250(2013年度)	300
奈良伝統工芸後継者育成研修※修了者数(累計)・・③	人	5(2013年度)	11
奈良市起業家支援事業における起業家数(累計)・・③	人	15(2013年度)	45

施策の展開方向

①商工業機能の充実

- 中小企業の金融の円滑化を図るために、その事業に必要な資金のあつせんを行っていますが、経済情勢の変化に応じて、中小企業の経営の近代化・合理化並びに安定化を図るため、融資制度を充実するとともに、融資対象の拡大に努め、地域経済の発展及び振興を目指します。
- 商工業を取り巻く厳しい環境に対し、商工関係団体との連携により、商工業の振興を図っていきます。
- 起業家支援施設として再出発した施設の効果的な活用を推進し、商店街の活性化とにぎわい創出を図ります。具体的には、インキュベーション機能に加え、起業準備者が起業に向けての一步を踏み出せるような機能を構築します。

②商工業者の経営の安定化

- 商店街の共同施設設置事業やイベント事業に対する支援に加え、商工関係団体の事業に対し指導・助言を行います。
- 市街地のみならず農村地においても、商工関係団体との連携により商工業の振興に努めます。

③産業の支援と地域経済の活性化

- 起業や農商工連携の支援に努めていきます。
- 地域産業の発展と雇用の創出を図るため、企業誘致に努めます。
- 奈良の伝統工芸と伝統産業の継承・発展のため、制作体験やイベント、インターネットを通じて情報発信を行い、工芸品等の販路拡大に努めます。また、緊急の課題である伝統工芸の後継者問題については、研修制度等により育成を支援します。

④人材の育成

- 中小企業の経営の近代化、合理化及び技術の向上を図るため、中小企業が行う人材育成に対し助成を行います。

※ 奈良伝統工芸後継者育成研修:奈良の伝統工芸の工房で、3年間工房主が基本的な技術指導を行い、後継者を育てる研修

勤労者対策 (労働環境)

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 全ての勤労者が、必ずしもワーク・ライフ・バランスの整った環境で働いているわけではありません。
- 団塊の世代が 65 歳を超え、就業構造の更なる変化が予想されます。また、生きがいを求め、又は生活の安定のために職を求める高齢者が増えています。高齢社会を迎え、高齢者の就労問題は、今後、重要性を増すと考えられます。
- 非正規雇用労働者やフリーターなど、雇用形態が多様化したことによって、若年者の雇用格差が拡大しています。

【課題】

- 勤労者の労働環境を改善するため、各種相談窓口の周知や福利厚生制度等の利用を促すことが必要です。
- 高齢者が就業において多様な選択をできる環境づくりが必要です。
- 若年者の就労に対する不安を和らげ、企業への定着を図る取組が必要です。

勤労者福祉の向上・就労機会の確保

施策の目標

中小企業の福利厚生支援と、勤労者総合福祉センターの活用により、勤労者が生き生きと働ける環境づくりを目指します。

また、高年齢者・若者に対する就労援助により、職を求める人たちが自分に合った仕事に就ける環境づくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
勤労者総合福祉センターの教室受講者数・・①	人	10,137(2013 年度)	10,500
(公社)奈良市シルバー人材センター会員の就業率・・②	%	63.8(2013 年度)	70.0

施策の展開方向

①勤労者福祉の向上

- 勤労者総合福祉センターの各種教室の充実により、利用者の増加を図ります。
- 中小企業への勧誘活動により、福祉共済事業に加入する会員の増加に努めます。

②就労機会の確保

- 高年齢者の就業機会を確保するため、(公社)奈良市シルバー人材センターの活動を支援します。
- ハローワークや県との連携により、雇用に関する事業者への助成制度や失業者への支援制度の周知を図り、雇用の拡大に努めます。
- 若者職業相談の充実により、若者の就職を促進し、職場定着を図るとともに、就労を希望する全ての人々に対して雇用の機会の拡大に努めます。

消費生活

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 消費者を取り巻く社会経済環境の変化に伴って、高齢者を狙ったものをはじめとする消費者トラブルは、複雑・巧妙・悪質化しています。それに伴い、消費生活相談センターへの相談件数の増加や、助言からあっせんへの移行など相談の質も変化し、解決の困難な事例が増えています。
- 「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するために、はかりの定期検査、立入検査を行い、消費者保護に努めています。

【課題】

- 複雑・巧妙・悪質化する消費者トラブルに対応するため、研修参加等、相談員の更なるスキルアップが必要となります。また、出前消費生活講座などの開催により消費者被害の未然防止に努める必要があります。
- 高齢者の消費者トラブルの増加への防止策として、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係主体と協働し、啓発や見守り等による高齢者等の消費者被害の未然防止が必要です。
- 事業者に計量の定期検査についての必要性を理解してもらい、消費者が安心して、「はかり」を使った取引ができる環境を整える必要があります。

消費者保護の推進

施策の目標

消費生活相談の充実と、出前消費生活講座の開催等による消費者意識の啓発を行い、市民の健全な消費生活の確保を目指します。

また、「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保することにより、計量取引の安全と秩序の維持に努めます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
消費生活に関する年間相談件数・・①②	件	2,104(2013年度)	2,000
各種団体による出前消費生活講座開催依頼件数・・②	件	72(2013年度)	85

施策の展開方向

①消費生活相談の充実

●複雑・巧妙・悪質化する消費者トラブルに対し、消費生活情報ネットワークシステムなどを通じた情報収集と、専門の消費生活相談員による相談の充実により、迅速、的確に対応します。

②消費者意識の啓発

●各種団体の会合等において、出前消費生活講座についての周知を行い、関係主体と協働し、消費者被害（特に高齢者の被害）の未然防止に努めます。

●消費生活関係パンフレット、チラシ等を配布し、消費者意識の啓発を推進します。

③適正な計量の実施の確保

●「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するため、はかりの定期検査及び立入検査を行うことにより消費者保護を図ります。

第7章 基本構想の推進

7-01 市政情報の発信・共有

7-02 市民参画・協働

7-03 情報化

7-04 行財政運営

市政情報の発信・共有

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 市民が必要としている情報と市が市民に伝えたい情報の両方を、より速く的確に発信できる環境の整備が求められています。
- 複雑化・多様化している市民ニーズを的確に捉え、市政に反映することが求められています。
- 夜間や休日など市役所閉庁日においても、問合せへの対応や市政情報の提供が求められています。
- 市の保有する情報を積極的かつ迅速に提供することが求められています。

【課題】

- 文字情報だけでなく写真や動画を利用した、よりわかりやすく効果的な情報伝達手段の整備が必要です。
- 市の政策やサービス、直面する課題などの情報を市民と共有することが必要です。
- 市民ニーズを的確に、また、性別、世代など様々な視点から捉える必要があります。
- 最新の情報をより多くの人に提供するため、情報の迅速な更新と拡散力のある伝達方法の構築が必要です。
- 積極的かつ迅速な情報提供が求められる一方、個人情報適正に管理し、個人の権利利益を保護することも必要です。

開かれた市政の推進

施策の目標

市民の市政に対する関心を高め、理解を深めてもらい、市政に積極的に参加してもらえるように様々な手段を活用して活発な広報活動を行い、幅広い広聴活動を実施するとともに、市政情報の公開と個人情報の保護を推し進めていきます。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
ホームページのアクセス件数・・①	件	1,281,184(2013年度)	1,500,000
コールセンター受信件数・・①	件	24,944(2013年度)	28,000

施策の展開方向

①市政情報の提供

- より利用しやすいホームページにするため、情報の充実を図るとともに、利用者が情報を得やすくなるよう工夫します。
- 市政情報入手についての市民ニーズの把握に努めるとともに、しみんだよりやホームページなど多様な広報手段を利用し、それぞれの特色を生かして連携することで、有効な情報発信を行います。
- 問合せに対して即時対応できるコールセンターの機能を更に充実させることで、ワンストップサービス※1を進め、市民サービスの向上を図ります。

②市政に対する提言、要望等の反映

- 複雑化・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市政に反映するため、ご意見箱メール、市長への手紙などを活用し、広聴機能の充実を図ります。
- 市政の重要課題や案件について、各段階での情報を公開し、市民の意見を募り、市民参加を進めます。
- 月ヶ瀬、都祁地域においては、「新市建設計画」を着実に実施し、月ヶ瀬地域振興協議会、都祁まちづくり協議会の活動を通じて、市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させます。

③情報公開と個人情報保護

- 市民の知る権利を尊重し、積極的な情報の提供に努めるとともに、市の保有する情報の一層の公開を図り、公正で開かれた市政を推進していきます。
- 個人情報保護に対する意識向上を図り、その重要性を認識し、特定個人情報※2を含む個人情報の適正な取扱いにより、個人の権利利益の保護に努めます。

※1 ワンストップサービス:複数の行政手続、サービス等を一箇所の窓口で受け付け、提供すること。

※2 特定個人情報:社会保障、税、災害対策の分野で活用される、全ての人に付される固有の番号であるマイナンバーを含む個人情報

市民参画・協働

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 近年の社会を取り巻く状況の変化により市民ニーズは多様化し、地域では、様々な課題が出てきています。しかし、行政の力だけで、地域が抱えるこれらの課題を解決することは非常に困難になってきています。
- ボランティア、NPO、自治会などの市民公益活動団体は、それぞれの地域の課題を解決するための様々な活動を行っています。また、事業者も市民とともにボランティア活動に励むなど、社会に貢献するための様々な活動を行っています。
- 本市は、奈良県立大学・奈良佐保短期大学・帝塚山大学と包括的な連携協定を結び、連携して地域の振興に取り組んでいます。また、包括的連携校以外の大学とも、目的に応じて連携を行っています。

【課題】

- 市民参画・協働を推進する上で、地域性を背景とした市民ニーズを的確に把握する必要があります。
- 様々な地域の課題を解決するためには、行政と地域内の各団体が地域の課題に対する認識を共有し、解決に向けて共に考えていく必要があります。
- 市民やボランティア・NPO等と行政とが協働して、住みよいまちづくりの実現のために取り組むことが必要となってきています。
- 大学の貴重な人的・知的資源を地域全体の資源としてより活用していくためには、大学の研究実態、地域課題等について認識を深め、より多くの分野で大学との連携を図ることが必要です。

市民との協働による市政運営

施策の目標

市民、ボランティア、NPO、自治会などの市民公益活動団体及び事業者といった様々な主体がお互いに努力し、連携協力して、市民参画と協働によるまちづくりの実現を目指します。また、本市と大学が積極的な連携の下、地域産業振興、教育・文化の発展、地域づくりなどの多様な分野において相互に協力することにより、地域の人材育成に寄与し、地域社会が持続的・安定的に発展することを目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
審議会委員のうち公募委員が占める割合・・①	%	1.6(2013 年度)	2.7
市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画の事業件数・・①	件	97(2014 年度)	116
包括的連携校数(4 月 1 日現在)・・②	校	3(2014 年度)	5

施策の展開方向

①市民参画及び協働の推進

- 審議会などへの市民参画を推進し、広く市民の意見を求め、市民の発案を施策に生かします。
- 市民参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的に推進するために、本市で実施し、又はこれから実施しようとする協働事業を実施計画として策定した「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」に基づき、市民参画と協働を進めていきます。
- 市長が地域に出向いて地域活動に取り組む各種団体と対話を行い、地域の課題に対する認識を共有し、協働して解決に向けて考える場として、「地域ミーティング」を開催し、地域と行政が協働して、住みよいまちづくりの実現のために取り組みます。

②大学との連携

- 行政と大学との人的交流を図り、大学の研究成果や技術を地域の課題解決や政策立案に生かしていきます。
- 大学の地域社会に向けた教育活動を支援します。

情報化

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 情報システムの導入と運用を業務ごとに行っており、情報システム資源等が分散しているため有効活用が困難な状況になっています。
- 税業務、住民記録、国民健康保険等大量の定型処理を行う大型汎用コンピュータは、長年にわたり改修が繰り返されたことにより、システムの内容が複雑化してきたことから、「奈良市情報システム最適化計画」に基づき情報システムの最適化^{※1}を遅延なく推進する必要があります。
- 講座申込、申請届出がインターネットから行える汎用受付システムの利用者が低迷しています。
- 大型汎用コンピュータを含む情報システムは、大規模な災害を想定すると業務継続に問題が起こる可能性があります。

【課題】

- 特定任期付職員^{※2}であるCIO補佐官^{※3}を中心とした体制により、ITガバナンス^{※4}の強化を図ることで、庁内全体を見渡して管理する体制を確立する必要があります。
- 業務の効率化のため、各業務の情報システム資源を共有化する必要があります。
- 今後の法改正なども含め、大型汎用コンピュータなどについて、現状のシステムでは多大な投資が必要となるため、「奈良市情報システム最適化計画」に基づき、情報システムの最適化を確実に実施する必要があります。
- 電子申請や施設予約システム等の汎用受付システムの利用を普及させるために、サービスを拡充していく必要があります。
- 大型汎用コンピュータを含む情報システムについて、危機管理対策の検討が必要となっています。

※1 最適化:コンピュータシステムを最大限に活用するため、システムのあり方を見直すこと。

※2 特定任期付職員:市内部では得難い高度の専門的な知識経験を有する者を一定の任期を定めて採用する制度に基づき、任用された職員

※3 CIO補佐官:行政と情報システムに関する知識を有する専門家で、CIO(最高情報統括責任者)に対する支援・助言を行い、専門的な立場から情報化を実質的に統括する職員

※4 ITガバナンス:組織体・共同体がIT(情報技術)を導入・活用するに当たり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること。

情報化の推進

施策の目標

I C Tの利活用による市民サービスの向上と、情報システムの最適化を推進します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
e 古都なら(汎用受付システム)利用率・・①	%	66.0(2013 年度)	70.0
大型汎用コンピュータを含む情報システムの最適化率・・①②	%	0(2014 年度)	100

施策の展開方向

①電子自治体の推進

- 市民がI C Tを利活用するための「地域情報化」と行政事務の効率化・高度化を図るための「行政情報化」の2つの情報化に関連性をもたせながら一体的に推進します。
- 光ファイバ等の情報通信基盤を利活用して、電子申請や施設予約等のシステムの項目の拡大と利用率の向上を図るなど、市民が使いやすいサービスの提供を推進します。
- 今後の法制度の改正も含め、大型汎用コンピュータを含む情報システムについて、既存システムの統合、新システムの導入など、「奈良市情報システム最適化計画」に基づき、情報システムの最適化を推進します。
- 情報システムの中でも、地理情報システムの重複を解消するため、統合化を図ります。
- 本市の根幹を担う重要システムについて、耐震性に優れた施設に設置し、災害時の危機管理対策を図ります。

②I Tガバナンスの推進

- 特定任期付職員であるC I O補佐官を中心とした、庁内全体を見渡し管理する体制により、I Tガバナンスの強化を図ります。
- 情報システムを有効に活用するための人材を育成します。
- 情報セキュリティ対策について、技術面、物理面、運用面それぞれから強化を図ります。

行財政運営

施策を取り巻く現状と課題

【現状】

- 新地方公会計基準^{※1}に基づく財務書類の作成、的確な行政評価制度の導入等により、本市の財務状況を的確に把握し、事務事業についてその担い手の最適化等の見直しを進めていきます。
- 外郭団体は、指定管理者制度の導入、公益法人制度への対応などの社会経済状況の変化に対応するため統廃合等を実施してきましたが、更なる経営改革が求められています。
- 雇用形態の多様化、少子高齢化の進行等により税収等の歳入の伸びが見込めない中、社会保障費などの義務的経費や市民ニーズの多様化による財政需要の増大が見込まれ、厳しい財政運営が続いています。
- 行政に対する市民のニーズが多様化している中、限られた職員数で質の高い行政サービスを提供することが求められています。

【課題】

- 行政経営資源を有効に活用し、かつ、官民の役割分担を見据えた事務事業の再編整理が求められています。
- 外郭団体の経営状況の把握と社会経済状況を踏まえ、団体のあり方について根本的に検討する必要があります。
- 限られた財源の中で、多様化する市民のニーズに対応し、将来に過度の負担を残すことなくいかに効率的・効果的な行財政運営ができるかが課題となっています。
- 厳しい財政運営が続く中、財政規律^{※2}を一層高め、内部統制を整備するとともに、法令等遵守と行政の効率化の観点から監査機能を充実させる必要があります。
- 目標指標の達成状況を把握するため、施策評価に基づく進行管理を行う必要があります。
- 限られた職員数で効率的な行政運営を行うために、職員の能力を最大限に生かし、組織の活性化につなげる必要があります。

※1 新地方公会計基準:2017年度(平成29年度)までに全ての地方公共団体が、複式簿記や固定資産台帳などを導入した統一的方法により財務書類等を作成するための基準

※2 財政規律:無駄な経費支出を抑制することで、財政収支の均衡を図ろうとする強い意識のこと。

効率的な行財政運営

施策の目標

今までの行財政運営の発想を転換していくため、新しいやり方や民間の知恵や力を取り入れるとともに、限られた行政経営資源を有効に活用し、効果が最適で最大となる行財政運営を進めます。また、市民の目線と感覚やコスト意識をもち、将来に向けて必要な投資が可能な安定した健全な財政基盤を確立し、効率的な行財政運営を目指します。

目標の達成度を評価する指標

指標	単位	現状値	目標値
経常収支比率 ^{※1} ・・①	%	97.5(2013 年度)	95.0 以下
将来負担比率 ^{※2} ・・①	%	188.1(2013 年度)	170.0 以下
指定管理者を公募している施設数(4 月 1 日現在)・・②	箇所	51(2015 年度)	56

施策の展開方向

①健全な財政運営

- 財源確保への取組を強化し、財政基盤の安定化を図ります。
- 新しく構築される行政評価を活用し、市民に真に必要な施策に重点的・効果的な予算配分を行います。
- 後年度、市民の負担増とならないよう、市債発行額を抑制します。また、市債発行においては、合併特例債等交付税算入措置のある市債の活用に努め、過去の高金利の市債については、金利負担の軽減を図ります。
- 財政規律を一層高め、内部統制を整備するとともに、監査機能の充実に努めます。

②行政改革の推進

- 民間活力の導入も含めた行政サービス（事務事業）の質の向上とコストの削減を図ります。
- 的確な行政評価を行うことにより、施策の効果・影響を検証します。
- 外郭団体の経営健全化を進めるため、これまでに実施した統廃合等の改革に引き続き、更なる経営改善を進めます。
- 公共施設の有効活用のために統廃合、再編を推進します。
- 組織の活性化を図るため、広い視野と問題意識をもって自ら考え行動できる人材を育成します。また、多様な人材を採用するとともに、適材適所の人事配置を推し進め、効率的な行政運営を図ります。
- 県・周辺市町村と連携し、広域的な課題に取り組めます。

※1 経常収支比率:人件費、扶助費、公債費等の縮減することが困難な経常的経費に、市税、地方交付税等の一般財源収入がどの程度消費されているかを表す指標

※2 将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(標準的な状態で通常収入が見込まれる市税、地方交付税などの地方公共団体の一般財源の総量)に対する比率